

# 平成18年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成18年3月1日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成18年3月1日（水）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会運営委員会委員辞任の件
- 第4 諸般の報告
- 第5 行政報告
- 第6 施政方針演説
- 第7 議案第1号から議案第73号まで
- 第8 請願第1号から請願第3号まで及び陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	15番	小田純一君
16番	末武栄子君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	欠員
22番	岩崎隆寿君	24番	欠員
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君

39番	葛	西	博	之	君	40番	猪	股	文	彦	君
41番	川	上	龍	一	君	42番	本	間	千	佳	子
43番	大	場	慶	親	君	44番	金	子	克	己	君
45番	本	間	武	雄	君	46番	根	岸	勇	雄	君
47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	52番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐	治	郎
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	藏	君

欠席議員（2名）

14番	大	谷	清	行	君	23番	高	野	庄	嗣	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	助	役	大	竹	幸	一	君
助役	親	松	東	一	君	君	総務課長	大	齋	藤	英	夫	君
財政課長	浅	井	賀	康	君	君	市民課長	青	木	典	茂	君	
企画情報課長	中	川	義	弘	君	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	大	川	剛	史	君	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
農林水産課長	児	玉		剛	君	君	観光商工課長	市	川		求	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	君	水道課長	田	畑	孝	雄	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	君	選管・監査事務局長	菊	地	賢	一	君	
農業委員会会長	永	井	忠	昭	君	君	農業委員会会長	渡	辺	兵	三	郎	
教育長	石	瀬	佳	弘	君	君	教育委員長	豊	原	久	夫	君	
教育委員会教育課長	鹿	野	一	雄	君	君	教育委員会生涯学習課長	坂	本	孝	明	君	
選挙管理委員会委員長	林		千	隆	君	君	代監査委員	清	水	一	行	君	
消防長	加	藤	侑	作	君	君	両津支所長	末	武	正	義	君	
相川支所長	大	平	三	夫	君	君	佐和支所長	清	水	紀	治	君	
新穂支所長	斎	藤		正	君	君	畑野支所長	荒		芳	信	君	

真野支所長	山	本	真	澄	君	小木支所長	齊	藤	博	君	
羽茂支所長	古	田	英	明	君	赤泊支所長	渡	辺	邦	生	君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐	々	木		均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事係長	中	川	雅	史	君		議事係	松	塚	洋	樹	君	

午前10時00分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は55名、定足数に達しておりますので、平成18年第1回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（浜口鶴蔵君） ここで、閉会中の議員の辞職許可についてご報告いたします。

去る2月24日、羽入高行君から一身上の理由により2月28日付で議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、許可いたしましたから、ご報告いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番、浜田正敏君、47番、牧野秀夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 今定例会の会期日程につきまして、去る2月27日の議運で決まりましたことについてご報告申し上げます。お手元に配付いたしました3月定例会市議会会期日程をごらんいただきたいと思っております。

本日3月1日、本会議。ただいま議長からご指名がありました会議録署名議員の指名、会期日程の決定とまいりまして、次に議会運営委員の辞任ということになっております。これは、既に全協などでご案内いたしましたとおり、公明党が会派の成立要件を失ったことに伴い、本市議会の申し合わせにより、本間千佳子議員から議会運営委員の辞職許可願が提出されているため、これを会議規則に従い、本会議議決するものであります。次に、諸般の報告から議案等の委員会付託まで、お手元の資料のとおり進行いたしてまいります。

次に2日、代表質問。終了後、各派代表者会議。

次に、3日及び6日、先議の委員会審査。先議案件につきましては、予算の専決1件、条例1件、総合事務組合の規約改正1件、特定郵便局に係る規約制定が1件、一般会計及び特別会計等の補正予算15件であります。以上先議案件については、お手元に配付した委員会付託表に先議と明記してありますので、ご確認願います。

なお6日は、委員会審査終了後、議会報特別委員会を開催いたします。

次に、7日から10日まで一般質問。今定例会は、15名の議員が登壇されます。

最終日の10日は、一般質問終了後、先ほど申し上げました先議案件について、委員会審査報告、質疑、

討論、採決ということになります。次に、発議案の上程、質疑、採決。本案は、組織変更に伴う常任委員会の所管がえ等のため、委員会条例の一部を改正するものであります。次に、追加議案の上程。本案は、介護保険条例の一部を改正する条例であります。諸般の事情からこの日に上程し、説明、質疑等を経て委員会付託するものであります。

次に13日、特別委員会。午前中は行財政と空港、午後は新市建設と観光ということになっております。

次に、14日から17日までは常任委員会。

次に20日、特別委員会。午前中は行財政と空港。終了後、各派代表者会議。

次に22日、追加議案の上程を行います。追加議案の内容は、総合事務組合の規約変更1件であります。諸般の事情からこの日に上程し、説明、質疑を経て委員会付託するものであります。なお、この日の委員会審査は、予定では総務文教委員会のみということになります。

次に23日、午前、委員会審査。午後、各派代表者会議。

次に24日、午前中、新市建設及び観光特別委員会。3時に特別委員長報告配付、質疑受け付けとなっておりますが、これは各特別委員会の最終報告に伴うものであります。特別委員会の報告については、さきの議会運営委員会において質疑ができるものとする、報告は最終日の前々日に議場配付をするものとするとして決定していますことから、この日に配付する運びになります。

次に27日、議員全員協議会。この全協は、執行部要請により、人事案件についてご協議願うものであります。内容は、教育委員1件、人権擁護委員3件の予定であります。終了後、各派代表者会議。3時から常任委員長報告配付、質疑、討論を受け付けることになります。

次に、最終日28日、本会議。委員会審査報告、質疑、討論、採決。人事案件の上程、採決。発議案の上程、質疑、討論、採決。次に、一連の議会人事を行うことになっております。

以上です。よろしくご賛同の方をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から3月28日までの28日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は28日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議会運営委員会委員辞任の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、本間千佳子君の議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

1月6日、本間千佳子君から議会運営委員会委員を辞任したいとの願い出がありました。

お諮りします。本間千佳子君の議会運営委員会委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本間千佳子君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第5、行政報告を行います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、市議会行政報告を申し上げます。

平成18年第1回市議会定例会に当たりまして、平成17年第6回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

まず初めに、環境基本計画の進捗状況についてご報告申し上げます。環境基本計画の進捗状況ですが、昨年3月に制定された佐渡市環境基本条例に基づき、佐渡市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮指針となる環境基本計画を、17、18年度の2カ年で策定するため、昨年5月に環境審議会を開催し、諮問するとともに、策定業務を進めています。

当市の環境基本計画策定は、市民及び事業者等の意見を広く反映させるために、市民環境ワークショップを設置し、環境基本計画の検討を行っており、また市内10地区ごとに地区集会を開催し、地域における環境状況の把握、課題と解決策の掘り起こしを行ってまいりました。市内の事業者との懇談会も開催し、事業者としての環境に配慮すべきこと、市民等との協働の取り組みのあり方等について幅広く意見交換も行ってまいりました。さらに、幅広い意見を反映させるため、市民、事業者、学校教職員を対象に、環境の保全、環境意識調査、環境教育などについてアンケート調査を行いました。平成18年度は、環境基本計画策定の年度となりますので、より多くの市民に環境に対する理解を深めていただくため、6月に環境フェアを開催するとともに、パブリックコメントも実施し、より多くの市民参加により、佐渡市環境基本計画を取りまとめていきたいと考えております。

次に、佐渡観光協会統合と平成17年観光客の入り込みについてご報告申し上げます。佐渡観光協会の統合につきましては、昨年12月27日、佐渡観光協会と各地区観光協会と統合協定調印が済み、4月1日に統合する運びとなりました。現在佐渡観光統合専門委員会を設け、統合までに必要な細部の検討を進めております。

平成17年の観光客の入り込み者数であります。67万6,530人で、前年の65万9,909人と比べて102.5%となり、前年を上回ることができましたが、目標としてきた平成15年の73万人には届かず、低迷に歯どめがかかったとは言えない状況でございます。来年度は、観光協会の統合などを機会とし、一層の誘客宣伝を図り、佐渡観光復興につなげていきたいと考えております。

次に、特区の申請状況についてご報告申し上げます。特区の申請状況は、どぶろく特区については農家

民宿経営者の希望もあり、協議の上、平成18年1月23日に内閣府に認定申請をいたしました。3月下旬から4月には特区として認定される見込みであります。

なお、投資移民特区、これは実は24日の県会で知事の発言があったものでございますが、外国人にその国への投資や不動産の購入条件に在留資格を与え、将来的には永住権も視野にということでございますが、これにつきましては、この特区により今までの日本の規制を緩和し、永住権の申請を容易にしたいということでございますが、ただいまお話ししましたが、従前の知事との話し合いの中で特区もひとつ視野に入れてと、佐渡らしい特区のあり方論から発せられた発言と思いますが、これは佐渡の人口減対策と地域経済の活性化につながることから、これが佐渡らしい特区のあり方として可能性があるかどうか、これからも検討し、県と協議をしながらまいっていききたいとふうに考えております。

次に、曾我家の近況報告についてご報告申し上げます。妹の方のプリンダさんは、1月31日にブライダル関係の専門学校に合格し、将来はその方面の職業を目指したいとっております。美花さんは、ビジネス専門学校に2月6日に合格し、当初の希望の保育士を目指すと申しております。子供さんたちは別々の道を歩んでいくわけですが、将来の職業に向かっての方向性が見出されたというふうに考えております。

1月20日からは、ジェンキンス氏の取材緩和が行われました。本人は、外へ出て何かをしたいという希望があるようですが、現在まだ国内外からの取材希望等が殺到しておりまして、落ちつかない環境にあります。本人の希望も入れて、できたらボランティア等で観光関係の仕事に少しずつついていただいて、佐渡の観光にも協力していただきたいというふうに考えておりますし、子供さんたち同様、一日も早く自立ができるような仕組みに支援をしたいというふうに考えております。

次に、主な建設工事等の発注状況についてご報告申し上げます。本年度1月末現在の企業会計分を除く当初契約状況は、次のとおりでございます。発注総数は、件数で1,083件、金額で105億9,368万円、内訳としては、工事801件、96億7,408万円、工事関連委託業務282件、9億1,960万円であります。うち12月議会報告後の執行状況は、件数で485件、金額で34億2,065万円。内訳としましては、工事382件、31億26万円、工事関連委託業務103件、3億2,039万円であります。主なものといたしましては、農林水産業費関係では、漁港事業費関係として、真野漁港臨港道路整備工事（真野地区）、林道事業費関係としましては、米山線舗装工事（両津地区）、石花活性化センター建設工事（相川地区）等であります。土木費関係では、野高屋住宅（畑野地区）の公営住宅建設工事、下川茂23号線（赤泊地区）、二宮幹線5号（佐和田地区）、浜中21号線（真野地区）、岡田線（羽茂地区）、新穂北方1号線（新穂地区）の改良工事等であります。教育費関係では、史跡佐渡奉行所跡保存整備工事（相川地区）、下国府遺跡発掘調査業務委託（真野地区）等であります。災害復旧事業費関係では、国仲北線（両津地区）、大野線（新穂地区）、長谷岩根沢物部線（畑野地区）、千種64号線（金井地区）等の林道、道路災害復旧工事であります。上下水道費関係では、佐和田地区第4処理分区（第1工区工事）（佐和田地区）、外岬配水池改良工事（小木地区）、赤泊簡易水道電気計装設備工事（赤泊地区）、簡易水道改良（第4期工事）（羽茂地区）、公共下水道第6次工事（金井地区）など、各地区で下水道整備工事や簡易水道整備工事が発注されております。その他としまして、佐渡太鼓体験交流館建設（小木地区）、海府分遣所（両津地区）、前浜分遣所（畑野地区）の各建設工事やケーブルテレビ施設整備工事（新穂地区）等が発注されております。

また、水道事業会計の12月から1月までの建設工事等執行状況は、相川上水道配水管布設がえ工事外19件

で、6,947万7,000円であります。

最後に、火災発生件数及び救急出場等の状況につき、11月1日から1月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、11月に3件、12月に1件、1月5件、この3カ月で9件となっております。種類別では9件とも建物で、損害額は2件で831万3,000円となり、その他7件については調査中ございまして、件数では前年同期に比べ、6件の増となっております。救急出場件数は、11月が222件、12月が263件、1月247件、合わせて732件となっております。種類別では多いものから、救急471件、一般負傷101件、転院搬送77件、交通事故51件となっており、件数では前年同期に比べ110件の増となっております。救助出動件数は12月に6件、1月1件、合わせて7件で、種類別では交通事故3件、機械事故1件、その他3件となっており、件数では前年同期に比べ1件の減となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

---

## 日程第6 施政方針演説

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第6、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許し得まして施政方針を述べさせていただきます。

平成18年度の当初予算案及びそれに関する条例案等、その他諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政執行に対する私の所信の一端を申し上げたいと思います。

佐渡市誕生から2年が経過し、くしくもきょうはちょうど2年目、その2年目に佐渡市が10カ市町村の新設合併でスタートした日でございます。この2年を経過しまして、本当に思うところが多々ございます。平成の大合併がおおむね一段落し、合併した市町村が全国各地において、それぞれ特色のある自治体をつくろうと頑張っておる、そういう状態でございますが、これまで多くの市町村が合併問題を政策の中心に据えて、力を注いできたわけでありまして、しかしながらその間に市町村を取り巻く情勢は並行して大きく変わりました。国と地方が大きな論争を闘わせることになりました「三位一体の改革」に見られますように、今後の地方行政にとっては、厳しい財政状況に囚わらずも真正面から向き合うというふうな行政が求められております。

そのために、佐渡市の行財政状態を見極めて、事業の優先順位等を考慮し、短期あるいは中長期に及ぶ事業を区分しながら、将来の佐渡市を見据えた事業配分を行っていきたいと考えております。

私も就任してから3年目に踏み込むこの時期に、今までの政策課題を振り返り、佐渡市の将来における「夢と希望」を託されていることを自覚し、安全、安心で誇りを持って住める島づくりを目指した各種提案を行っていきたいと考えております。

また、佐渡市も徐々ではあります但し安定的な運営を行う基礎が固まりつつあると考えます。市民の生活環境向上に向けて、多くの課題解決に取り組むための体制整備を進め、急激な社会情勢変化への対応を見誤らないように努力いたします。

平成18年度の予算規模は、一般会計で458億6,000万円、17年度当初予算と比較して、額で39億4,000万円の減、率で7.9%大きく減となっております。



また、13の特別会計を含めた全体の予算は、761億6,546万2,000円となっております。

さて、今まで9項目を市政運営の中心課題としてとらえ、お示ししてきたところでありますが、市町村合併以降の2年間は、相次いで起こった豪雨災害や台風及び中越大震災という思わざる災害に対しまして、その対応に奔走した期間でもありました。この対応を通じて、改めて災害に対する備えを確立することこそ、市民への第一の責務として、何よりも優先が必要である課題であると再認識したところであります。そのために、新年度の市政運営の中心課題に防犯・防災対策に関する「安全・安心のまちづくり」を最重要課題として、その対策のための予算を組み上げることにいたしました。

まず第1に、安全、安心なまちづくりについてご説明申し上げます。

昨年は、世界的に自然災害・地震等が相次いで発生した年でありました。幸いにも、佐渡市は市内全域に及ぶ大きな災害はありませんでしたが、地球規模で起こる自然災害や地震等を教訓にしまして、災害に強い佐渡市づくりを考えてまいります。

最初に、防災体制について述べさせていただきます。

災害に備える体制づくりのために、災害発生を市民にいち早く伝達するための屋外拡声装置を、前倒しをして設置いたします。また、光ケーブルを利用した携帯電話の不感地区はまだございますが、それに対してその解消、市内全域に及ぶケーブルテレビ網の早期整備を促進し、災害情報の伝達に向けた整備を整えたいと考えております。

消防体制について述べます。

消防15分圏、救急30分圏が達成できるように、現在建設中の分遣所の運用開始と、本部・防災センターの用地確保等を目指します。

消防団につきましても、地域密着性、要員動員力、即時対応能力を有し、大規模災害時を始めとした地域の安全確保に果たす役割は極めて大きいものがございます。本年度も団員の活動を支援する装備の充実や、活動条件の整備に努めてまいります。

市民と協働した災害対策について述べさせていただきます。

災害発生はその地域での初動態勢が特に重要と考えております。地域に住む市民の力をお借りしなければ避難・救助等への対応は、極めて困難であります。そのために、地域力の醸成を県の施策と協力しながら進めてまいります。

防犯についてでございますが、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、犯罪のない地域社会づくりに取り組みます。特に、毎日のように報道されている学校内及び登下校時の不審者対策として「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に取り組み、子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校の安全管理強化を目指すつもりでございます。

それから、国民保護計画の策定について。

国民の保護に関する基本指針に基づき、新潟県の計画と整合性をとりながら、佐渡市国民保護協議会条例を今議会でご審議いただき、それに基づいた佐渡市国民保護計画を策定いたします。

次に、アスベスト対策について申し上げます。

全国を震撼させたアスベスト問題と、その対策につきましても、「アスベスト対策連絡会議」を設置し、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。

市有施設におきましても、「アスベスト対策方針」に基づき、教育施設から始めて、速やかにアスベストの除去、あるいは封じ込め工事を行い、安全で安心を取り戻した施設といたします。

それから、以前から大きな柱としておりました環境に優しい島づくりについてご説明します。

この中の環境につきましては、環境への負担が少ない循環型社会を目指し、自然と調和した「環境の島・エコアイランド」実現のため、策定作業中の「佐渡市環境基本計画」を完成させ、それに沿った施策を積極的に進めます。

特に、地域における「環境教育・環境学習」を推進させ、地域での自主的、積極的な取り組みを進め、市民と協働で取り組む環境保全活動を実施いたします。

続いて、トキの野生復帰について申し上げます。

これにつきましては、国により策定された「トキ保護増殖事業計画」に基づき、国、県、市がそれぞれの役割分担を踏まえ、生息環境の復元整備とえさ生物資源の回復を重点に、各種事業を実施してまいります。

このトキを野生に戻す試みを成功させるためには、本年度完成する新穂地区のトキ野生順化施設を中核として、トキのえさ場となる棚田の復元やビオトープ等の造成等に、民間活力を導入することが重要と考えております。

次に、環境保全型農業について申し上げます。

農業においても、トキの放鳥予定地域の農家の理解を得ながら、冬期湛水、不耕起や有機などを取り入れた、環境保全型稲作づくりを奨励する施策を実施いたします。

さらに、これと並行して市内全域を対象に、無農薬・無化学肥料栽培等に取り組む農家については、本年度から全量作付ができることといたします。

それから、廃棄物対策について申し上げます。

廃棄物対策については、これまで市民の協力のもとに、ごみの分別やリサイクルの促進を進めてまいりましたが、さらに本年度からは白色トレイや廃乾電池の回収とリサイクルを進めます。また、市の施設で排出される生ごみについてはモデル的に堆肥化を行う等、今後の循環型社会形成に向けた取り組みを推進いたします。

不法投棄対策につきましても、不法投棄監視員の体制強化を一層図るとともに、放置自動車については、関係機関の協力を得ながら撤去を進めてまいります。

また、日本海側の離島の共通問題でありました漂着ごみ問題は、我々の願いもかない、本年度から国挙げての対応が期待できることとなりました。

さらに、本年度は市民や事業者、民間団体等と連携し、夏に「全島一斉海岸清掃」を計画しており、秋には山間地域で不法投棄された廃棄物の撤去を行いたいと考えております。

大きな柱であります活力のあるまちづくりについてご説明します。

本年度も、各産業部門で振興を図り、お互いに関連する部分の連携を探りながら、活力のあるまちづくりに向けた取り組みを進めてまいります。

その中の地域再生についてご説明します。

地域再生については、循環型社会構築に向け、佐渡にある未利用のバイオマスの利活用、新エネルギー

導入による地域産業の活性化を図り、資源循環型の島づくりや、自然環境等地域資源を活用した体験型の交流を促進したいと考えております。

本年度は、「佐渡市地域再生研究会」の立ち上げ、これによりまして地域の再生法による佐渡市の活性化のため、地域再生計画の策定を進めてまいります。

次に、新エネルギーの導入についてご説明します。

この導入促進につきましては、佐渡特有のあり余る未利用、未開発バイオマス資源やリユース、リサイクル資源を公共施設に積極的に導入するとともに、市民や事業者への普及・啓発を図り、地球温暖化対策をさらに推進していくための方向を示したいと考えております。

観光について述べます。

観光産業分野については、4月の観光協会統合を機に、観光協会を佐渡汽船待合室内に移転し、インフォメーション機能を充実させ、企画部門や誘客宣伝体制を強化してまいります。

近年、急激に増加している山野草や、花を中心としたトレッキング、あるいは古くからの町並み散策など、景観を楽しみ、癒しの空間・時間を求める観光客のニーズを満足させ、今ある自然をそのまま体験できるエコツアーなどをボランティアガイドの充実とともに進めていきたいと考えております。

また、急増している外国人客のさらなる誘致を図るために、パンフレットや看板標識等を一斉外国語表示に変えるとともに、島内2次交通の充実を図り、外海府地区にバスの路線を復活させるなど、観光客の利便性の向上に努めたいと考えております。

海上交通問題について述べさせていただきます。

昨年、急浮上した小木・直江津航路の問題につきましては、存続のため市民が中心となり運動の展開を行っております。佐渡市も、市民生活に多大な影響を及ぼす問題であるとともに、観光産業を始め多くの産業に波及する問題ととらえ、航路を維持するための条件整備を行うとともに、今までどおり関係機関等に精力的な働きかけを行います。

空港整備について申し上げます。

大都市圏と直結できる航空路線の開設は、佐渡の経済発展、地域交流の促進等、佐渡の振興には不可欠であり、災害発生等の緊急時においても重要な輸送拠点となると考えております。もうすぐ出される、「佐渡空港検討委員会」の答申を受け、新潟県の意向を確認して、全力を挙げ、その実現に向けて努力いたす所存でございます。

地産地消の取り組みについてご説明します。

各種産業に経済効果を波及する地産地消については、生産者や消費者間の条件整備や調整に努め、生産者の所得安定を図るとともに、公共施設、ホテル・旅館や飲食店へ、安全で安心できる佐渡食材の提供ルートの確立に向けた取り組みを、前進させたいと考えております。

佐渡製品のブランド化についてご説明します。

佐渡製品のブランド化については米、おけさ柿に引き続き海洋深層水氷を水産業で有効利活用するための設備投資を行い、寒ブリ、甘エビ、清浄カキの生産支援など一層のブランド化を進めます。そのため、漁協の体力強化を支援し、新体制となったJAの農家に対する営農支援の行方を見極め、効果のある施策を実施いたします。

大きくくりの中の市民の健康増進、保健・医療・福祉への取り組みについてお話しします。

少子・高齢化の顕著な進行への対応として、健康、保健、医療、福祉分野を一体化した組織体制の構築を図り、より緊密な連携を図って、市民ニーズに対応してまいりたいと考えております。

その中の健康・保健につきましては、佐渡市は、17年度策定済みの「健康さど21」計画に基づいて、本年度は、市民一人一人の健康づくりを社会全体で支援することを重要な課題と考え、各地区で組織を構築し、市民の健康づくりへの意識の高まりを図ることといたします。

期せずして新潟県では、本年度「夢おこし」プランとして、健康づくりの支援策を提案しております。今後、新潟県とも連携して市民への健康と保健活動を推進いたします。

医療について述べます。

医療分野につきましては、依然として医師の確保が課題でありまして、引き続き県と共同して実施する「医師養成修学資金貸与事業」に参画し、医師の確保に努めるとともに、独自にホームページ等を開設し、特色ある医師確保対策を講じます。あわせて、医師の住環境を整備するため、医師住宅の整備を実施いたします。

また、市内の各医療機関と連携した取り組みを進めるとともに、佐渡地区における医療体制のあり方などを検討する「佐渡市地域医療計画策定委員会」を設置し、今後の佐渡市における医療施策の基本計画を策定いたします。

福祉について述べます。

福祉分野では、新穂地区で計画されていた特別養護老人ホームが、民間法人の参入で、19年度開設を目指して着工となります。また、真野地区ではデイサービスセンターと保育園をあわせた複合施設を建設することとしております。これらを始め、高齢者福祉については介護保険法改正に伴い、地域包括支援センターを設置し、新予防給付や介護予防事業などにも積極的に取り組みます。

障害者福祉については、障害者自立支援法の取り組みのほか、相川地区に障害者の通所施設を建設いたします。また、佐渡市における「障害者計画」の本年度策定を目指し、取り組みを進めてまいります。

子育て支援につきましては、少子化対策の面からも、新しく「子育て支援室」を設置し、市内全保育園の保育時間の延長、乳児保育の拡大、一時保育の実施、学童保育の増設・充実、ファミリーサポートセンターの設立等々、子育てがしやすい環境整備に努めてまいります。

教育の取り組みについて言及いたしますが、学校教育につきましては、佐渡市が目指す、学校教育の基本的な考え方である「佐渡市学校教育基本構想」が策定されました。「意欲を持ち、確かな学力をつける教育」、「郷土を愛し、夢と誇りを持つ教育」、「生きがいを見つけ、自立を目指す教育」と三つの柱で構成されたこの構想に基づき、学校教育を充実させていきたいと考えております。

また、市内の各幼稚園、各小中学校間の格差是正を図るため、新たな総合学習支援事業の実施、外国語指導助手の増員や新基準による教育用コンピューター整備など、ハード・ソフト両面にわたり整備に努めてまいります。

一方、学校施設整備につきましては、「学校教育環境整備検討委員会」からの答申を受け、計画的な施設整備を進めるとともに、安全で快適な施設とするため耐震診断等の実施にも努めていきたいと考えております。

生涯学習についてでございますが、本年度に「生涯学習推進計画」を策定し、今後の佐渡市の生涯学習の方向性を確立したいと考えております。また、このたび市内にネットワーク化された図書館システムを活用し、図書サービスの充実に努めていく所存でございます。

生涯スポーツについて申し上げます。

生涯スポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブの設立と育成を図り、市民の健康づくりを推進いたします。施設整備につきましては、陸上競技場建設に向けての調査等を行うとともに、サッカー競技に対応できる既存施設の整備を行います。

平成21年の新潟国体開催に向けては、市民の各界各層で構成する実行委員会で、実施種目の基本計画等の策定を進め、競技施設の整備改修とあわせ、市民総参加ができ、実りのある大会となるように周知運動を展開いたします。

文化・歴史資料等の保護について申し上げます。

佐渡に残る有形無形の文化・歴史資料の保護継承をするため、本年度も資料の学術調査を実施いたします。

また、市内に散在する膨大な数の文化財の散逸を防ぎ、資料の把握や保存整理研究のため、文化財のデータベース化を行うとともに、検索システムの構築に努めます。

さらに、文化財の指定は受けてはいないものの、保存すべき貴重な建造物、民俗芸能等については、保護あるいは活用を見据えた取り組みを進めてまいります。

次に、世界文化遺産の登録について申し上げます。

17年度は、「佐渡金銀山室」の体制強化と佐渡金銀山遺跡調査委員会を立ち上げ、調査研究を進めてまいりました。

本年度は、調査研究を実施する統一的な考え方として、「17世紀の鉱山都市と文化」に視点を置き、佐渡の金銀山の繁栄とともに育まれた歴史・文化・産業など、佐渡の島全体をつなぐものとしてとらえたいと考えております。

また、調査研究とともに市民周知に向けて、世界文化遺産をテーマとした講演会の開催などの取り組みを進めてまいります。

次いで、佐渡の人材育成について述べさせていただきます。

専門学校等上位校の誘致につきましては、プロジェクトを立ち上げ協議を重ねている状況であります。佐渡の人材を佐渡で育てることができる、高校卒業後の専門学校等の上位校の必要性を認識し、誘致に向けた取り組みを現在着実に進めてまいっております。

それでは次に、市民との協働社会構築について述べさせていただきます。

市民との協働、ともに働くでございますが、コラボレーションでございますが、これからの行政運営は市民ニーズの多様化、複雑化に対応するため市民参加による協働を一層進める必要があります。行政の対応が難しい分野をカバーしつつ、複雑化したニーズに対応して、行政とともに公益を担う組織の育成が欠かせませんが、それを担うNPO団体の存在は極めて重要だと考えております。

また同時に、今までも地域を守ってきた、それらの組織、区、老人クラブや婦人会などに、地域の主体としての役割を担っていただけるような支援を行ってまいりたいと思います。

男女共同参画について述べます。

男女共同参画社会の構築につきましては、男性も女性もお互いの持つ役割を尊重しつつ、平等にその個性と能力を発揮できる社会の実現を目指す必要があります。

佐渡市も、本年度中に男女共同参画プランの策定を行うことを目指し、昨年から男女共同参画計画策定委員会と庁内策定委員会を設置し、検討を重ねております。

今後、策定するプランに基づき、男女平等な社会、地域づくりの実現を目指したいと考えております。各種委員会、審議会等における女性の構成割合を、17年度目標とした3割から、本年度は4割を目標にいたしたいと考えております。

その次に、東京事務所との協働、協力でございますが、昨年5月、首都圏佐渡連合会の全面的な協力によって、佐渡市東京事務所が開設されました。以来、毎日の事務所運営を始め、各種イベント、観光集客、U・Iターンの支援、企業誘致活動など、幅広い分野で開設した効果を上げていただいております。本年度は、「1万人ふるさと回帰ツアー」などプロジェクトを立ち上げるとともに、島外在住者を準市民的な考えに位置づけ、多彩な経験と知識を築き上げていただいた人材のお力をかり、ふるさと佐渡のために活用させていただく施策を進めます。

これらは、本年度の市政運営の中心的な柱と位置づけ、課題を克服しながら進めたいと考えているものでございますが、これ以外の分野についても、中心的な課題と並行しながらこれから述べさせていただきます。

一つには、生活基盤の充実が必要でございますが、その中の交通基盤の整備については、この道路整備について生活、産業経済、文化・社会活動等すべてを結ぶ基本になるものでございます。そのために、地域ニーズを的確にとらえ、効果的・効率的な道路整備を進めたいと考えております。具体的には、国道・県道の整備促進を引き続き要望し、市道・幹線道路整備の補助対象事業として12路線の改良舗装を実施することを始め、佐渡地域固有の景観、自然、歴史、文化資源等を有効に活用する、日本風景街道（シーニックバイウェイ・ジャパン）の事業に取り組み、安全、安心な日常生活道の維持管理と整備に努めたいと考えております。

それでは、美しい市街地の整備について述べさせていただきます。

佐渡市における都市計画に基づき、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地形成を図るために、新潟県が行う都市計画区域の再編と並行して、市内四つの地域の見直し作業を、地域住民の方々の理解を得ながら進めてまいります。

住環境の整備につきましては、地域特性を生かした個性と魅力ある住まい・まちづくりを目指し、基本的には、民間による住宅・宅地開発を優先したいと考えております。

公営住宅建設では、老朽化した住宅の建てかえを中心に、5団地14棟25戸の住宅整備を行いたいと考えております。

また、空き家マップを活用したUターン・Iターンの促進や、佐渡市総合計画に沿った良好な住環境整備構築のため、住宅マスタープランを策定したいと考えております。

地域情報化基盤の整備について申し上げます。

佐渡市は、広域行政に対応した地域社会形成と、情報格差是正を図るためのケーブルテレビ整備事業を、

本年度から19年度までの2カ年で、未整備地域の両津、相川、金井、畑野地区で実施いたします。

独自の行政チャンネルによる、行政、福祉、教育などの市民のニーズに対応した映像と文字による情報提供を行うほか、地上デジタル放送全面切りかえに対応できない難視聴地域の救済を主眼に、ブロードバンド環境整備を行い、情報化を推進したいと考えております。

水道・下水道の整備について申し上げます。

水道事業は、市民の日常生活に不可欠なインフラストラクチャーとして、安全で安心できる水を安定的に供給できるように努めます。

そのために、老朽管並びに石綿セメント管の布設がえを、年次計画に基づき実施いたします。

また、水道事業の至上命題である水源対策についても、継続的に進めるとともに、簡易水道事業における統合事業等を積極的に進めます。

下水道事業の汚水処理人口普及率は、全国平均・県平均から大きくおこなっております。そのため、普及率の向上に向けて集合処理あるいは単独処理方法を的確に選択し、市内すべての地域で汚水処理が可能となることを目指します。

それでは、豊かな暮らしについて述べたいと思います。

産業振興のうち特に農業の振興については、昨年3月に策定されました、食料・農業・農村基本計画により、全農家から担い手に対象を絞った品目横断的経営安定対策の導入及び、19年度米からの生産者、生産者団体が主体となった生産調整の取り組みが明らかにされました。

そこで、本年度はJAや関係機関との連携を密にし、普及・啓発に努めるとともに、佐渡の小規模営農の実態を県にも十分理解いただいて、経営規模要件の特例で設定される「格差率」を最大限利用できるように、集落営農の組織化などを含めた担い手育成等の体制整備を図ってまいります。

また、組織化・団地化を進め生産性の向上を図るために、国・県・土地改良区と連携した圃場整備・農道整備・かんがい排水整備などの基盤整備事業を推進いたします。中でも、国営・県営総合土地改良事業は、佐渡の慢性化している水不足を解消する重要な事業として位置づけ、早期の併用開始を目指します。

さらに、畜産事業につきましては、新しい動きの集団畜舎運営や新規参入を支援するなど、畜産農家への助成・情報提供等に努め振興を図ってまいります。

林業の振興については、本年度、林業の新規施策として、佐渡産木材を利用した建築、並びに集落周辺環境整備のため、一定規模以上の竹林を整備した集落に助成を行ってまいります。また、シイタケ生産の振興を図るため新規参入者に対して原木購入費用の助成や、種ごま購入費用の助成を行い、佐渡産ブランドシイタケの生産量増加を目指します。

水産業の振興につきましては、輸入水産物の増大や水産資源の減少、漁業就労者の減少や高齢化により経営的に厳しい状態が続いております。そのため、漁場の生産力の向上を目指し、種苗放流や藻場の管理・改善、産卵育成場の整備や海岸・海底清掃など、自主的な活動に取り組むことができる昨年からの離島漁業再生支援交付金による事業を、漁業協同組合等と連携を図りながら進めます。

また、海洋深層水を活用して、種苗生産施設で育てたクロアワビの稚貝を放流・生育させ、漁業所得の向上につなげていきたいと考えております。

漁港建設事業等につきましては、環境との調和に配慮しながら、良質な水産物を安全で効率的に供給を

するための漁港建設と、生活環境の改善を図る漁業環境整備に取り組んでまいります。

また、佐渡水産物の高付加価値化の取り組みの一環として、水産加工施設の調査研究・検討を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、本年度は合併も視野に入れた商工会の広域連携がさらに拡大できるよう、事業支援と協議を引き続き行ってまいります。

佐渡市の商業地域全体が、長引く不況や経営者の高齢化、後継者不足などから活力の衰退が見られます。そのため、中心市街地の活性化対策として、空き店舗の有効活用や各種イベントなどと連携した交流事業等、地域の特性を生かした商店街づくりを支援してまいります。

企業の振興策につきましては、本年度、地場産業育成事業補助制度を創設し、市内中小企業の人材育成・人材確保を図るため研修会を開催する等、企業においては開発した新製品の情報発信に係る経費について助成をいたします。それぞれにおいて企業の支援を行ってまいります。

さらに、進出企業の企業活動等が円滑にできる環境を整備するため、企業からの各種要望や改善事項等が協議できる体制を整えるとともに、雇用の場の確保を図るための企業誘致活動にも取り組んでいきたいと思っております。

確かな行政サービスの提供についてご説明します。

この行政改革につきましては、最小の経費で最大の効果を上げ、住民が求めるサービスを最良の形で提供することが求められているわけですが、「時代の変化に対応した新しい佐渡市の形成」を目標として、5年間の「佐渡市行政改革大綱」を定め、時代の変化や多様化、複雑化する行政課題に的確に対応しながら、佐渡の地域特性にマッチした「小さな政府」づくりを進めてまいります。

今回、導入予定の部制に伴う機構改革につきましては、合併により顕在化した、類似団体に比較して多過ぎる職員の数を、計画的に適正化し、組織を機能的・効率的な行政システムに改革することによって、意志決定が実施に移せるトップマネジメントの機能強化を図りたいと考えております。

地方分権社会での自治体は、自己決定、自己責任の原則による行財政の運営が求められております。このため、民間の経営理念を取り入れた行政経営（ニュー・パブリック・マネジメント）の手法で、効率の悪い業務や効果が少ない事業などの抜本的な見直しを行わなければなりません。しかし、地域の活性化や弱者に対するバランスにも配慮しながら、本年度から「行政評価システム」の導入に向けた条件を整え、事務事業評価及び施策評価実施に向けた取り組みを進めたいと考えております。

人材の育成につきましては、職員の持っている多様な潜在能力を引き出し、その資質、能力の向上を図り、それを積極的に活用するため、本年度も引き続き階層別の研修、専門研修や職員の自己啓発を促進する研修制度への取り組みを進めます。また、公務能率の向上及び職員の人材育成を図るために、人事考課制度を導入して、能力のある人材を活躍させる仕組みをつくります。

終わりになりますが、平成18年度佐渡市の行政運営に臨む私の基本方針と、所信の一端を申し述べました。

就任3年目を目前にして、改めて佐渡の面積の広さ、そこに住む人々の生活環境を考えたときに、行政の果たす役割はいかにあるべきか思いをめぐらせているところでございます。

以前から申し上げている佐渡らしい自然環境の中で我々が引き継いだ環境を守り、景観にすぐれた美し



い島づくりを目指す姿勢を強め、今住んでいる環境やたたずまいを自慢できて、安心して住める島にしたいと考えております。そしてそのことを楽しみ喜ぶ人々でにぎわう島づくりを目指します。

今回、平成の大合併により、佐渡市を取り巻く新潟県内の各市、特に政令指定都市を目前にしている新潟市、初めて港を持つことになった長岡市、北陸新幹線開通を待ちわびる上越市と、それぞれの航路で結ばれることになりました。

これらの市との交流、あるいは競争なしには、佐渡の発展はないと言えるほど今後の交流が期待されているところであります。観光を手始めとして、一層の人的、物的な交流を進めていかなければなりません。

このように、佐渡市を取り巻く環境が大きな変化をしている過渡期にあることを認識して、今後、新潟県の中で、あるいは日本の中で、大きく佐渡市の存在感を増していく方策を探る必要性を感じているところでございます。そのためには、市民からの信頼を得られる体制づくりを行い、市民と協働することを基本に据えた行政運営を行うつもりでございます。

市民の皆様、議員の皆様のご理解、ご支援を心からお願い申し上げまして、平成18年度の施政の方針といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

---

日程第7 議案第1号から議案第73号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第7、議案第1号から議案第73号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得まして議案の説明を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、昨年12月から今年1月上旬にかけての降雪により、道路の除雪経費が必要となったことで、1月中旬以降の除雪経費が不足することが降雪予報等により見込まれたため、除雪費に1億4,000万円を追加したこと、また昨年12月5日の落雷により両津消防署の通信指令施設等が被災し、早急に原状復帰が必要となったことから2,052万円をあわせて予算措置したものであり、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億6,052万円を追加し、予算総額を514億7,119万3,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。歳出における目的別構成状況は、土木費が1億4,000万円の増、消防費が2,052万円の増となっております。その充当財源といたしましては、地方交付税が1億4,000万円の増、諸収入が2,052万円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第2号 佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部条例の制定について。本案は、

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、武力攻撃等の発生に際して内閣総理大臣の指定により設置するものとされている佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部について必要な事項を定める条例の制定であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定について。本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、佐渡市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、それに関する施策を総合的に推進するため、佐渡市国民保護協議会を設置することについて必要な事項を定める条例の制定であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第4号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市の組織機構の見直しにより、市長部局ほか5部局の職員定数の改正を行うもので、市全体の職員定数1,783人を1,667人とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第5号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員の報酬の額、市長及び助役の給料の額並びに市議会の会派及び議員の政務調査費の額について、特別職報酬等審議会に毎年諮問することに改めること、また委員の任期を2年と定めること等、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第6号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成17年の人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、平成18年4月1日から実施される給与構造改革に伴い、これに準じて本市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。その主な改正内容であります。4月1日から一般職の職員の給料表の水準を全体として平均4.8%、最高7.0%を引き下げる改革を経過措置として講ずること、職務の級及び号給の構成の見直しを行うこと、またこの改革に伴い、関連する条例の文言整理等を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第7号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年4月から新潟県でも地上デジタル放送が開始されることを受け、佐渡市においてもケーブルテレビを通じて放送の再送信を行うため、本条例の一部改正を行うものであります。地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送に対応したテレビを購入するか、地上デジタル放送に対応していないテレビの場合は、受信器としてセットトップボックスを設置することにより視聴が可能となります。現在佐渡市では、セットトップボックスを加入者から購入してもらう方式を合併時から採用しておりますが、より多くの方から地上デジタル放送やハイビジョン放送を見てもらえるよう、貸与方式を追加するものであります。

議案第8号 相川町立小中学校児童生徒に対する通学費の補助に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、合併時の調整方針により暫定施行していた相川町立小中学校児童生徒に対する通学費の補助に関する条例について、平成18年4月1日から佐渡市立小学校及び中学校児童生徒遠距離通学費等の補助規定を定め、実施することから、これを廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、畑野地区公民館が畑野

就業改善センターから畑野農村環境改善センターに移転することに伴い、その位置を変更する必要が生じたので、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第10号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井図書館を佐渡市立中央図書館と名称を改め、そこを中心として図書館の組織を一体化し、図書館ネットワークを構築することにより、図書館サービス向上及び拡充を図るために本条例の一部改正を行うものであります。あわせて図書館協議会の委員の定数及び任期について新たに定めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、危険物の規則に関する政令並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。内容は、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所による船舶への給油が認められたことに伴い、貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査手数料の項目にこれを加えるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行による地域包括支援センターの設置に伴い、地域包括支援センターを設置しない地域住民の利便を考慮し、地域住民の相談窓口として在宅介護支援センターを存続させるため、暫定施行している両津市在宅介護支援センター条例ほか5条例を廃止し、新たに本条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、暫定施行している赤泊村福祉保健センター条例に規定された四つの施設のうち、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、保健センターの三つの施設について、別にそれぞれ関係する新たな条例で整理、統合等を行うことに伴い、福祉センター部分のみを規定する条例が必要となったことから、本条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、児童館設置の趣旨にのっとり、児童の健全育成を行うため、児童館の設置及び管理について規定するものであります。現在市が設置している児童館は、両津、畑野の2カ所にあります。今回はその管理形態も統一し、新たに本条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、同法第19条の規定により設置する介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定めるため、新たに本条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号及び議案第17号は関連する議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第16号 佐渡市健康センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、保健センター及び母子健康センターに関する施設についてそれぞれの条例を整理するため、所要の改正を行うものであります。その主な内容は、健康センター条例の名称を保健センターに改め、市内の保健センターを一つにまとめたこと、また母子健康センターについても整理し、あわせて暫定条例を廃したこと等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ます。

議案第18号 佐渡市地域医療計画策定委員会条例の制定について。本案は、佐渡市地域医療計画を策定するための委員会を設置することについて必要な事項を定める条例の制定を行うものであります。当計画は、本市における医療体制のあり方並びに二つの市立病院の役割と方向性を明確に示し、あわせて島内における医療環境の整備と効率的な医療サービスの向上を図るための医療施策の基本となるものです。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第19号 佐渡市石花活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域住民のコミュニティー活動を促進し、地域社会の伝統的文化の向上及び市民の福祉の増進を図るために設置する石花活性化センターが平成18年3月に竣工することに伴い、同施設の設置に必要な条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第20号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、現在6カ所にある市営放牧場について、一連の指定管理者制度による管理について、現在の一部委託形態を含め、可能性を検討する中で現在の一部委託先から委託解消の申し入れを受け、当面市直営の施設として管理する必要が生じたもので、所要の条例改正を行うとともに、現在の6の放牧場条例を一括条例として改めて制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第21号 佐渡市県営中山間素浜地区区画整理換地精算基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、県営中山間総合整備事業素浜地区において新設される道路用地を創設換地により確保するため設置した基金条例について、平成17年度をもって事業が完了するので、同条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第22号 佐渡市営畑野駐車場条例の制定について。本案は、畑野地区内の西町駐車場整備事業が平成17年度に竣工することに伴い、暫定条例である畑野町営駐車場設置条例を廃止し、佐渡市営畑野駐車場条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第23号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内全域で開設されている臨時露店及び定期露店について仮設店舗による露店の基準及び出店料等の統一を図るため、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第24号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、雇用の拡大による佐渡市の活性化を目的として企業設置奨励条例の一部を改正するもので、事業開始時に常用労働者の数が5人未満である企業等が事業開始後最初に賦課する年度以降の3年度以内に5人以上となった場合についても奨励措置の対象企業とすることにより、課税免除を受けられるようにするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第25号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市営湊駐車場における駐車券を利用した一般駐車利用及び定期利用の料金体系を利用率の向上を図ることを目的として変更したいので、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第26号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化に伴い、維持管理が困難となり、また今後も住宅としての利用が見込まれない単独住宅について用途廃止をしたいので、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第27号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小熊住宅建設工事の竣工に伴って、同住宅を平成18年4月1日から特定公共賃貸住宅として管理開始するために必要な事項を定めるとともに、特定公共賃貸住宅に附帯して整備された駐車場についてもその管理に関する規定を設けるため、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第28号 佐渡市農業集落排水事業市債償還準備基金条例の制定について。本案は、佐渡市農業集落排水事業の実施において、起債償還額の財源の一部として充てるために新潟県から交付を受けている新潟県農業集落排水整備事業起債償還補助金を、単年度起債償還額に差額がある場合については基金として積み、後年度の起債償還額の財源に充てることを目的として基金の設置に必要な条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第29号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道の安定供給を図るため、相川地区の片辺、石花、後尾の3簡易水道を統合し、新たに高千南部簡易水道を設置すること及び佐和田地区の二宮簡易水道給水区域の青野の一部を上水道の給水区域に編入することに伴い、給水区域、計画給水人口及び1日最大給水量の改正、その他文言整理等を行うものであります。また両津地区の基幹改良事業、簡易水道再編成推進事業及び漁業集落環境整備事業で実施した岩首簡易水道ほか8簡易水道の起債償還額の変更に伴う水道（月額）を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第30号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡地区二宮地区簡易水道給水区域の青野の一部を上水道の給水区域に編入することに伴い、水道事業の変更認可を受ける必要があることから、給水区域及び給水人口について本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第31号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共下水道埋設道路に隣接する下水道事業認可区域外の土地について、新たに宅地造成を行い、住宅及び事業所等を建築し、その下水を公共下水道に排除することが将来的に見込まれるので、下水道事業認可区域外の下水を公共下水道に排除することを許可するため、本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第32号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市下水道条例の一部改正に伴い、認可区域外下水の排除のための対象となる土地について、受益者負担金及び分担金を賦課徴収するため、本条例の一部改正を行うものであります。また、旧羽茂町の区域における受益者負担金の額について、平成18年4月の供用開始に向けた加入促進のため、隣接する区域との均衡を考慮し、25万円から16万円に変更するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第33号 佐渡市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、旧羽茂町で整備した亀脇地区漁業集落排水処理施設に係る排水施設分担金の額について、旧羽茂町の区域における公共下水道に係る下水道受益者負担金の額を変更することに伴い、下水道受益者負担金と同額としたいことから本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第34号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、平成18年3月20日付にて燕市、分水町及び吉田町が廃され、その区域をもって燕市が設置された

ことに伴い、地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第209条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第35号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について。本案は、平成18年3月31日をもって吉井連絡所を廃止することに伴い、平成18年4月1日から戸籍謄本の交付の請求の受け付け及び引き渡し等、特定の事務を吉井郵便局において取り扱わせるため、日本郵政公社信越支社長と協議により規約を定めることについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第36号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地に係る公共施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第37号及び議案第38号については関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第37号 新たに生じた土地の確認について（窪田、沢根炭屋町地内）、議案第38号 字の変更について（窪田、沢根炭屋町地内）、以上2議案は新潟県が窪田、沢根炭屋町地内において道路改良事業により施工した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、また地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第39号 市道路線の認定について（白瀬10号線）。本案は、県道佐渡一周線離島地方道改築工事で白瀬地内の海側に設置されたバイパス道が供用開始されることに伴い、内側に残る現県道分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第40号及び議案第41号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第40号 市道路線の認定について（真木25号線）、議案第41号 市道路線の認定について（真木26号線）。以上2議案は、県道佐渡市一周線離島地方道改築工事で真木地内に設置されたバイパス道が供用開始されたことに伴い、旧県道及び取り扱い道を従来の機能維持及び新道と旧道の連絡道としてそれぞれ市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第42号 市道路線の認定について（上川茂29号線）。本案は、国営土地改良事業に伴う県道つけかえ工事で、上川茂地内に設置されたバイパス道が供用開始されることに伴い、残存する現県道分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第43号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算は、既定の予算から歳入

歳出それぞれ14億8,234万4,000円を減額し、予算総額を499億8,884万9,000円とするものであります。

主な内容について申し上げますと、今回の補正は事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づき事業費の増減をするほか、市公民館や両津小学校等の各公共施設のアスベスト除去経費に1億3,870万9,000円を予算計上するものであります。このほか総務費では、トキ環境整備基金に700万円を積み立てるものでありますし、民生費では老人保健特別会計に1,693万5,000円を、衛生費では簡易水道特別会計に2,794万7,000円をそれぞれ繰入金として予算計上するものであります。また、土木費では県河川工事負担金として5,018万9,000円を追加計上するほか、平成18年度の国の補正予算で実施されたN T T貸付金事業において、平成17年度から平成19年度までの3年間で償還を行うこととされておりました相川地区の高千保育所建設事業について、今年度の国の補正予算で3年分を一括償還するための財源措置がありましたので、2,124万4,000円を今回あわせて予算計上するものであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、農林水産業費が4億4,607万2,000円の減、災害復旧費が3億5,871万の減、衛生費が2億4,602万1,000円の減、民生費が1億6,087万1,000円の減、その他となっております。その充当財源といたしましては、地方交付税が3億2,088万5,000円の増、市税が3,299万3,000円の増、繰入金が14億3,144万7,000円の減、県支出金が1億4,658万8,000円の減、その他となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第44号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、国庫支出金等の増が見込まれるため、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億4,645万1,000円を追加し、予算総額を67億9,601万5,000円とするものであります。歳入では、国庫支出金を2億4,172万8,000円の増額、療養給付費等交付金を2,180万円増額、県支出金を117万5,000円増額、共同事業交付金を7,606万3,000円増額し、繰入金を568万5,000円増額するとする予算の補正を行うものであります。一方歳出では、総務費を127万4,000円減額、保険給付費においては療養諸費を6,180万円増額、老人保健拠出金を9,259万1,000円減額、介護給付金を202万5,000円減額、共同事業交付金を470万円増額、保健事業費を466万4,000円増額、諸支出金を15万円増額し、予備費を3億7,127万7,000円増額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第45号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、医療諸費の増が見込まれるため、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億8,002万円を追加し、予算総額を94億2,149万3,000円とするものであります。歳入では、支払基金交付金を6,611万6,000円増額、国庫支出金を8,777万7,000円増額、県支出金を919万2,000円増額し、繰入金を1,693万5,000円増額とする予算の補正を行うものであります。一方歳出では、総務費を128万2,000円減額、医療諸費を1億3,049万8,000円増額し、諸支出金を5,080万4,000円増額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第46号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、決算見込みの算定を行ったことに伴い、保険給付費等に補正が必要となったもので、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億2,472万9,000円を減額し、予算総額53億8,060万3,000円とするものであります。歳出の主なものでは、保険給付費が1億1,745万7,000円の減、総務費が719万2,000円の減となっており、その主な充当財源として、国庫支出金が3,054万7,000円の減、支払基金交付金が3,758万6,000円の減、県支出金が1,468万2,000円の減、繰入金が3,746万4,000円の減、保険料が460万円の減となっております。よろしくご審議の

ほどお願いします。

議案第47号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億5,357万円を減額し、予算総額を24億1,177万9,000円とするものであります。主な内容としまして、建設改良費の減額に伴うものが1億5,470万1,000円、維持管理費の増額に伴うものが513万6,000円となっております。これに伴う主な財源として、市債を1億5,020万円、国庫支出金を2,242万9,000円減額し、繰越金を1,123万4,000円、繰入金を994万9,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第48号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,174万8,000円を減額し、予算総額を67億904万円とするものであります。主な内容としまして、下水道建設費の減額に伴うものが3,183万円、流域下水道費の増額に伴うものが377万3,000円となっております。これに伴う主な財源として、市債を1億310万円減額し、繰越金を4,355万2,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第49号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3億1,991万7,000円を減額し、予算総額を1,181万8,000円とするものであります。その主な内容は、公共用地先行取得事業費を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第50号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成16年度決算で繰越金が確定したことにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、予算総額を892万1,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第51号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ533万円を減額し、予算の総額を4億6,339万5,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では短期入所者の増により、短期入所者生活介護費が195万7,000円の増額、組み替え等により施設介護サービス費が1,488万5,000円の増額、自己負担金収入が1,827万8,000円の減額、また歳出の減額に伴い、基金繰入金を400万円減額するものであります。一方歳出では、各科目を精査し、賄い材料費が200万円の減額、備品購入費が78万9,000円の減額等、総額で533万円を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第52号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度繰越金が確定したこと等により、既定の予算から歳入歳出それぞれ1万円を減額し、予算総額を71万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第53号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度繰越金が確定したこと及び財産収入の増により財産内訳の組み替えを行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第54号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、受託事業収入の減等により、既定の予算から歳入歳出それぞれ131万3,000円を減額し、予算総額を570万1,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第55号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、前年度



繰越金及び造林事業費が確定したことにより、財源内訳の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第56号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、平成17年度実績見込みに基づく増減等の補正であり、収益的収支については入院、外来の1人当たりの収益の伸び等に伴い、収入を1億143万8,000円増額し、収益的収入の累計予算額を30億8,444万円とし、支出については材料費等の経費を2,403万6,000円増額し、収益的支出の累計予算額を32億5,468万5,000円とするものであります。一方、資本的収支の収入では建設改良費等の実績見込みによる一般会計からの出資金の減額などで170万円減額し、資本的収支の累計予算額を2億1,869万5,000円とし、支出については建設改良費を655万6,000円減額し、資本的支出の累計予算額を2億3,292万9,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第57号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収入及び支出については収入の既決予定額を1億3,627万9,000円減額し、収入の総額を11億1,772万1,000円とし、支出においては既決予定額を1億2,737万3,000円減額し、支出の総額を11億331万4,000円とするものであります。一方、資本的収入及び支出については収入の既決予定額を8,745万4,000円増額し、収入の総額を6億8,125万4,000円とし、支出においては既決予定額を8,722万7,000円増額し、支出の総額を10億9,995万9,000円とするものであります。主な内容は、事業の実績見込みによるものと収益的収入の仮設等補償費及び資本的収入の補償金を資本的収入の工事負担金に統一したことによるもので、収益的収入では営業収益1億4,243万9,000円の減、収益的支出では営業費用1億3,567万7,000円の減等であります。また、資本的収入では工事負担金2億6,849万8,000円の増、補償金1億3,297万8,000円の減、資本的支出では建設改良費9,139万3,000円の増等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第58号 平成18年度佐渡市一般会計予算について。平成18年の主な施策につきましては施政方針等で述べたところでありますので、予算編成の基本方針並びに予算の大綱についてご説明を申し上げます。

国の平成18年度予算は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を踏まえ、歳出改革路線を堅持するものとして地方財政に対しても4兆円を上回る国庫補助負担金の廃止、縮減の改革を行い、国から地方へ3兆円規模の税源移譲を行うことを盛り込んで編成されたところであります。また、地方財政計画における地方交付税におきましては、総額では前年度と比較して5.9%の減となっており、臨時財政対策債を加えた実質的な交付金総額においても前年度と比較して6.5%の減となり、地方への税源移譲も国庫補助負担金や地方交付税の削減を先行して行う、地方にとっては極めて厳しい内容となっております。

本市の平成18年度一般会計予算について申し上げますと、予算の規模は458億6,000万円で、平成17年の当初予算に比べ39億4,000万円の減で、率にしては7.9%の減となりました。歳出におきましては、扶助費、公債費等の義務的経費が増加するほか、特別会計繰出金等の経費が大きな比重を占め、物件費の削減や投資的経費の見直しを行ってもなお収支不足が生じ、厳しい財政運営を強いられたところですが、今後建設計画の見直しによる各種事業の具体的な財源確保も考慮しながら、また市民ニーズや社会の変化に対応した施策を着実に展開していくために、限られた財源の中、効果的、重点的な配分により、予算編成を行ってきたところであります。

歳出における目的別の主な構成状況は、民生費が86億9,347万6,000円、公債費が77億1,023万7,000円、

総務費は64億1,346万円、土木費51億2,759万6,000円、教育費45億5,424万6,000円、衛生費43億5,477万7,000円、農林水産業費43億1,065万8,000円、その他となっております。

次に、歳入について申し上げます。まず、市税におきましては、税制改正や税収動向並びに今後の景気見通し等を考慮して積算計上しておりますし、地方譲与税等につきましても国の地方財政計画や国庫補助負担金等の一般財政化に伴う税源移譲を積算の上計上しております。また、地方交付税は国勢調査における人口減等での影響額や前年度の交付実績を勘案し、今後の補正財源等も考慮して予算計上したものでありますし、基金からの繰入金是一般財源の不足等を補うための財政調整基金のほか、特定目的基金からの繰り入れを計上しております。市債につきましては、将来にわたっての安定的な財政運営を確立するために市債残高の抑制に努める必要があり、平成18年度においては市債発行額に一定の制限を設けての予算計上となっております。

歳入の費目的構成状況の主なもの、地方交付税203億円、市債62億8,570万円、市税55億6,089万1,000円、県支出金32億2,873万6,000円、繰入金26億7,894万7,000円、国庫支出金23億764万7,000円、その他となっております。

以上が平成18年度当初予算の大綱であります。佐渡市にはまだ目指すべき目標や克服すべき課題が多くあります。この地方財政の悪化が懸念される中で、その前途は必ずしも容易ではありませんが、市民が支え合い、心身ともに豊かで健やかに暮らせる島づくりに努めてまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第59号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険制度は、だれもが安心して医療を受けることができる制度を実現し、医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康の保持、増進に重要な役割を果たしてまいりました。現在制度を取り巻く状況は、急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、年々ふえる高齢者医療費等、大きな環境変化に直面しております。

このような状況の中、今後の事業運営に当たりましては、市民の負担を極力抑えることにより、生活習慣病を中心とした疾病の予防に重点を置いた保健事業等に積極的に取り組むとともに、医療費分析を効果的に活用した保健医療活動への支援を図り、計画的に医療費の適正化対策を推進することにより、市民の安心と信頼を確保し、健康づくりと豊かな社会生活が送れるような事業を展開してまいります。

次に、予算の内容であります。予算の総額を63億9,250万円としております。これは、平成17年度当初予算に対しておよそ3.8%の伸びとなっております。歳入予算の主なもの、国民健康保険税等が19億2,378万5,000円、国庫支出金が18億4,109万2,000円、県支出金が3億2,655万6,000円、療養給付費等交付金が12億7,100万1,000円、繰入金、繰越金、諸収入等が10億2,970万2,000円などとなっております。まず、歳出予算の主なもの、人件費、事務費等の総務費が6,789万7,000円、保険給付費が43億3,366万3,000円、老人保健拠出金が12億4,093万円、介護納付金が3億9,723万円、共同事業拠出金が1億4,969万8,000円、保健事業費が4,571万9,000円、基金積立金、予備費等で1億5,736万3,000円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市長に申し上げます。

発言中大変恐縮ですが、議案第59号まででここで暫時休憩したいと思いますので、60号からは午後お願いいたします。

○市長（高野宏一郎君） はい、わかりました。以上であとは午後をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで昼食休憩といたしまして、午後の再開は1時15分といたします。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

---

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号から引き続き市長から説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 午前中に引き続きまして、議案第60号からご説明申し上げます。平成18年度佐渡市老人保健特別会計予算について。老人保健制度は、現在の高齢化社会に対応するものとして疾病の予防、治療、機能訓練に至るまでの総合的な保健事業として実施し、それに係る老人医療費を公平に負担することを目的とした制度であります。老人医療費は、近年の急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、医療費全体に占める割合が年々上昇する傾向にあるのが現状であります。こういった状況を踏まえ、保険者として綿密な医療費分析等を行い、疾病の予防に重点を置いた効果的、効率的な保健事業を展開するとともに、レセプト点検等を充実強化することなど、計画的な医療費の適正化対策を推進することにより、市民の健康、また医療に関する信頼を確保し、安心して老後を過ごせる事業運営を図っていきたいと考えております。

次に、予算の内容であります。予算の総額を93億4,210万円としております。これは、平成17年度当初予算に対しておよそ1.3%の伸びとなっております。歳入予算の主なものは、支払基金交付金が49億7,501万7,000円、国庫支出金が28億8,472万8,000円、県支出金が7億2,024万1,000円、繰入金が7億6,099万7,000円などとなっております。また、歳出予算の主なものは人件費、事務費等の総務費が4,533万6,000円、医療諸費が92億9,646万1,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第61号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、持続可能な介護保険制度の構築を目指し、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立等を主な柱とした介護保険法の改正を受け、これまでの本市の介護保険事業計画を見直し、新たに策定した18年度から始まる第3期介護保険事業計画に基づき、保険者として保険給付等に係る所要の予算を計上したものであります。

予算総額は55億570万円で、17年度当初予算に比べ2億8,170万円の増、率にして5.4%の伸びとなっております。歳出の主なものは、保険給付費が52億987万2,000円、総務費が1億8,951万8,000円、地域支援事業費が1億221万1,000円などです。一方歳入では、支払基金交付金が16億2,298万2,000円、国庫支出金が14億9,620万円、繰入金8億8,485万9,000円、保険料8億3,055万5,000円、県支出金が6億6,995万2,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第62号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,180万円とするものであります。主な内容としましては、合理的、効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費に12億9,649万1,000円、施設の維持管理費に2億6,318万2,000円を計上いたします。

これに伴う主な財源としては、国庫支出金 5 億90万円、繰入金 6 億6,421万3,000円、市債 3 億9,620万円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第63号 平成18年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,530万円とするものであります。主な内容としましては、汚水処理の普及促進を図るために下水道建設費に37億5,498万9,000円、農業集落排水建設費に 1 億7,811万円、農業集落排水建設費に 1 億1,835万円を計上いたします。これに伴う主な財源としては、国庫支出金16億7,580万円、県支出金 1 億5,573万7,000円、一般会計繰入金18億6,971万円、市債18億60万円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第64号 平成18年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、漁港修築事業に伴う公共用地先行取得事業及び以前借り入れた起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億1,070万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第65号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、佐渡市真野新町長石地区内佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲するための特別会計予算であり、予算の総額を歳入歳出それぞれ980万円とするものであります。

主な内容としまして、歳入では、財産売払収入として944万5,000円、前年度繰越金35万2,000円等を計上し、一方歳出では、公債費として地域開発事業債償還元金及び利子で828万7,000円等を計上しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第66号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。当施設は、開設後26年を経過し、特別養護老人ホームとしては島内 6 施設のうち一番歴史のある施設であります。現在介護老人福祉施設としての定員105名及び7名のショートステイは満床の状態であり、当ホームにおける待機者もおおよそ300名となっているところであります。年間の新規入所者は毎年平均25名程度であり、入所の決定につきましては平成16年8月より新しい入所判定基準のもと毎月入所判定委員会を開催し、必要性の高い申込者から優先的に入所していただくようにしているところであります。なお、入所者の現況については、要介護度 4 及び 5 が全体の94%を占め、平均介護度は4.7と県下でも高い率となっているところであります。

本予算案は、入所者介護等に必要経費を計上しているものでありまして、予算の総額は 4 億4,700万円であり、対前年比で5.34%の減となっております。歳入の主なものは、短期入所サービス収入1,527万7,000円、施設介護サービス収入 3 億4,740万円、利用者個人負担金収入6,632万7,000円、前年度繰越金500万円などであり、歳出では、一般管理費 3 億6,957万6,000円、介護サービス費7,642万4,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第67号 平成18年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ72万円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第68号 平成18年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ181万円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であり、その財源としては委託事業収入、基金繰入金及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

たします。

議案第69号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ661万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費等の経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第70号 平成18年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ7万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費の経常的な経費であり、その財源としては運営費負担金であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号 平成18年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ134万円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であり、その財源としては、受託事業収入及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第72号 平成18年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入面で医業収入が25億7,576万円、うち入院収益は10億3,058万9,000円、外来収益は10億1,817万5,000円、その他医業収益1億3,194万1,000円、介護老人保健施設運営事業収益3億9,205万5,000円、訪問看護収益300万円、医業外収益が4億3,675万7,000円、収益全体では30億1,251万8,000円を見込み、一方費用全体では32億7,865万4,000円を予定しております。この結果、収益的収支の損失額は2億6,613万6,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支の収入では、一般会計からの出資金で2億2,994万円となり、支出では医療器械等の購入で2,050万円、企業債元金償還金で2億1,213万6,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する269万6,000円は過年度損益留保資金等で補てんするものであります。

病院の経営環境は引き続き厳しいものがありますが、医師確保の取り組みと経営の健全化に努め、自治体病院の使命であります地域医療の確保、医療水準の向上、住民の健康増進に努めてまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第73号 平成18年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の予定額を11億3,337万4,000円、支出の予定額を11億1,048万5,000円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を12億2,345万1,000円、支出の予定額を19億7,563万4,000円とするものであります。主な内容としましては、安全で安定した水の供給のため建設改良事業といたしまして全地区で老朽管更新及び配水管布設替え事業を予定しております。また、相川地区の右沢浄水場改修事業が2年目となり、本年度は4億円の予定額を計上いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号 佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 関連するのですけれども、議案2号は有事の際の対策本部を設置するためのものであって、議案第3号は国民保護計画の策定作業を進めるものだと。そこで、佐渡市でのこの有事法制、国民保護法の具体化がどういう段階なのか、そして策定スケジュールも含めて1点伺います。

2点目は、議案の4、7ページのこの趣旨、第1条に武力攻撃事態と、こういうふうに書かれていますけれども、この国民保護法の大もとは武力攻撃事態法ということですから、佐渡市民など全体を動員するという、内容的には危険な内容だと私思いますけれども、そこで佐渡市の国民保護協議会で決めたことは議会の承認事項になるのかどうか伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、第1点のスケジュールの関係であります。この協議会条例につきましては、平成18年度に佐渡市の国民保護計画をつくりたいということで、平成18年度に向けての流れになります。

それから、今佐渡市の国民保護対策本部の中でどのように考えているかということですが、私もこの武力攻撃事態対策本部等の関係につきましては国の対策に関する基本方針に基づきまして対処するというものでありまして、具体的には四つの項目があります。武力攻撃事態には、着上陸侵攻、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、4番目にゲリラ、コマンド等の4類型を想定しておるということでありまして、そういった事態があった場合については、国の方針に倣いまして地方公共団体もそれに合わせて対処するという国の法律に従っての対応であります。

それから、この計画を策定したときにはどうなるのかということですが、市の方で計画を作成したときは速やかに議会の方に報告をし、公表するということになっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 議会の承認事項ではなくて報告事項だと今お話ありましたけれども、この協議会制定条例を通してしまうと議会としては佐渡市の国民保護協議会で決める内容についてチェックする場がないと。私たち市民の代表である議会が、これはだめだと、あるいはこんなものでは市民の皆さんの命を守れないと審査をすることも、否決ですか、否決することも、あるいは賛成することもできないと。あくまでも議会は報告を受けるだけというこれからのこの協議会をつくろうとしているわけですが、これまさに白紙委任に等しいやり方だと私は思いますけれども、そこでもう一点お聞きしますけれども、政府が国民保護に関する基本指針ですか、今お話ありましたけれども、それをどのように佐渡市の実情に合う

ような形でやるのかという協議の前提の方向を示していただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

現段階で私どもがお答えをできるという部分につきましては、国の方から示されております国民の保護に関する基本指針というものが平成17年3月に策定されておまして、その指針に基づきましてこの後協議を進めていくということでありまして、その中でも1点留意事項といたしまして基本的人権の尊重等についてこの基本方針の中では述べられておりますので、そういう国の基本的な方針というものを踏まえて対応していきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後ですけれども、今のお話ですと議案となる基本指針の具体化をどう進めようとしているのか、これ大事な点なのですけれども、審査する場合にきちっとできていないものを指針にして議案を審査するというのはおかしいのではないかと私は思いますけれども、質疑ですので、これから審査なり、私個人的には一般質問でお話しさせていただきますので。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 2号、3号の関係ですけれども、これ国の基本指針というのがあるのですね。そこで、皆さん、ここに議案関係資料集というもの、私はそこにあるものだろうと思って開いてみた。ところが、これは議案第4号からはありますけれども、3号まではないのです。だから、本来はここに条例を判断する場合の国の基本指針というものがこういうものだよとって載っておかなければならない。載っておらぬものだから、今あらこう言いませんけれども、本来はそういうものなのです。国の法律に基づいてつくらなければいけないのだから、ある意味ではこれは地方がどうこうすることができない一面を持っておる。ならば、基本指針というものをやっぱり附属書類、つまり議案の説明資料としてはここに載せなければなりません。載せていないのだから申し上げますが、速やかに委員会には提出をすること。なおまた、これは非常に重要な意味を持っておる部分がありますので、委員会だけではなくて全議員にもそれをお渡しするよう要望しておきますが、どうされるか答弁願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 要望に沿うように資料を準備してまいりたいと考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 齋藤総務課長、担当でありますので、国の指針に沿ってというようなお言葉でお話しされておりますが、私はこの条例そのものはもう遅きに失したのではないかといい実は心配しております。北朝鮮が、あるいは中国が、あるいはソビエトが、いざ冷戦のときのように、多少緩和になったといいましても、今非常に外交上大変な問題が起き上がってきておりますが、具体的に国のマニュアルがなかったために佐渡もそれに準じるということはおくれたということなんでしょうから、あなた方を責めるわけではないのですが、これが具体的に今加賀さんがおっしゃったように私どもにちゃんとしたいわゆる図式のフローチャートで、いざ佐渡が攻められたときに国民、我々の生命、財産というものはどう

いった格好で本土が、あるいは県が守ってくれるのかというようなことはやっぱりその中に明快にしておいて、私どもは数々のやっぱり訓練を積み重ねることによってみずから自主防衛をしなければなりませんけれども、そういったことに対して国の方から、例えば大陸間弾道弾を落とすパトリオットを佐渡によこすとか、あるいはイージス艦の基地を佐渡の二見湾に確実につくとか、あるいは航空自衛隊がいざのときには必ず来てくれて、そういったことの守りをするのだというような具体性のあるような話、あるいはそういうものに指針に基づいたテーブルに着いて、首長が、あるいは担当の総務課長が県や国とそういうお話し合いをやった経緯があるのかどうか含めてちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の市の国民保護計画については、今回設置条例を提案するということがまず初めてであります。昨年県の計画につきましては6月の定例議会で承認、議決され、7月に公布されたというところでありまして、県の方では現在その県の計画を公表して意見を求めているという状況でありまして、県の計画の中において、我が佐渡市の方ではワーキンググループの一員としてその協議には参加をしております。今、市町村の計画をこの後つくるということでありますが、県内の状況を見ましても20市の市の中では現在17の市が3月議会にこの関係の条例を提案をいたしております。

その中で、市町村計画をどのような形で位置づけていくかということにつきましては、まず県の計画に基づいて作成をするということでありまして、この市町村の計画に定める事項としては、市町村の区域に係る国民保護処置の総合的な推進に関する事等が規定をされておりまして、そういった具体的な内容についてはこの後の協議会の中でお示しをしていくということになります。先ほど加賀議員の中からもお話がありましたように、現在までの国の指針等については資料としてお出しできるように準備をしておりますというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 準備の段階の概略については、今のおおむねの説明でよく理解いたしましたが、きのうでしたか、県が慌ててこの対策協議会そのものの設置室が県庁の今の中で使っているのだと狭いと、改めて大きな対策室をつくって、そしてその中で備えあればというような対応をするのだというような説明がありましたが、この条例をつくらなければ佐渡市ももちろんどこに設置するか置いたということは、これは明言できぬわけですが、市長のお考えの中でこれを例えば本庁に特別のそういったいつでも危機組織に動けるような対応をとったような人員張りつけというものを含めて、そういう施設とか、あるいは担当課を持つ気持ちがあるのかどうか。

この中では30人程度の協議会の委員が決まって、その中でいろんな話を煮詰めるのだというようなことだと思うのですが、市長そのものが、では佐渡の危機体制、そのときにその危機本部はどこに置いて、そしてそれに対しては今飽和状態だと言うとおしかり受けませんが、リストラをするに困っておる職員等をそういったところに当て込んで、あるいはそういう十分な管理システムを、あるいは課をつくっていくのだというようなお考えあるのかないのか。あるとすると、6部24課の中の総務課のところへこれが来るので



はなかろうかと私は思うのですが、そういったことももう既にお考えになっておるかどうか。

これはもうまさに危機管理は一日たりとも余裕はないわけです。真野湾に中国の潜水艦がぶかっつ浮き上がれば、佐渡はもう何にもないわけですから、佐渡島民すべてが拉致されても仕方ないような状況下にあるわけですから、そういう危機感等を含めて充実した組織、あるいは条例を私はつくってもらいたいということはもう何よりのお願いですが、今申し上げたようにそういったものをどこに置いて、そしてこれから協議会での検討だということに市長は言うて逃げるのだと思うのですが、観念的に市長のお考えとしてそういったものがもしお持ちであったら、さわりだけでもひとつ教えていただきたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当面は条例制定をお願いしまして、それなりの組織で検討を始めるということなのですが、恐らく危機体制になれば一定の広さが必要になってくると思います。そういうことも含めて、では本庁はどうするのかと、本庁の拡幅はどうするのかと、そういう場所はどこに求めるのかという検討になってくると思います。当面やっぱり条例制定をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終結いたします。

次、議案第5号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） やっと条例変えにしたわけでありますが、「毎年審議会に諮問するものとする。」ということに変えたわけでありますが、その後には今度は「ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。」、この部分は何を指すのか、この部分。私の考え方言いますよ、長く時間とりませんから。毎年やると、毎年審議会に諮問するという部分を、特別の事情があると認められるときは毎年やらないのだという意味にかけておるのか、それとも、ここには諮問するものが1、2、3と、こうなっておりますが、先般議会の方からも人勸の問題については一定のそういう機関において諮ってもらいたいと、こういうことを出しておるが、特別の事情があると認められたときというのは、その部分にもこの部分はかけてあるのか、この部分をどう説明するのか説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この2条のただし書き以降の部分につきましては、前段のことをうたい込んであるわけでありますが、私もこの「ただし」以降の部分については、できるだけ特例的な事項として読み取っておりますので、前段「次に掲げる事項について、毎年審議会に諮問する」というところを十分踏まえて対応してまいりたいということでありまして、ただし書き以降については「特別な事情」とここに書いてありますが、今具

体的な事情何があるかと、申し上げろと言われても、その部分については今持ち合わせておりません。前段の部分で対応していきたいと、原則対応していきたいということであります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） では、議会の委員会からあなた方にされておることがあるでしょう。人勧の問題については、お手盛りと言われてはならぬから、ぜひそういう機関で、例えばこういう機関で諮ってもらいたいということをあなた方に出してあるでしょう。これは、この中に入っていないと言い張るのだな、今でも。ここではやらないということを今明言したということだな、ということは。ここに書いてある条例どおり特別の事情があると認めるとき以外ということになれば、そのものは入らない。あなたが、このただし書き以降のものについては、毎年開くか開かないかということについて、原則的には開くが、特別の事情のあるときには開かないという解釈論ですと言うならば、では議会からこの前出されたその問題はどうかとらえておるのかと私聞いておる。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

竹内議員の方からご指摘がありました事項につきましては、先般の11月の議会でご指摘のあった部分であります。私ども総体的にはその議員の手当の中に含まれるのだというふうには理解をしておりますが、個々のその率、あるいはその細部にわたっての事項というものについてはこの中にうたい込まれてはいないのだろうというふうには理解をしております。しかしながら、議会等でご指摘のありました事項等については十分尊重しながら対応してまいりたいというふうには考えておりますので、そういった事情があったときについてはこの1、2、3の事項が原則でありますけれども、そういった部分を踏まえて対応していくということもあり得るということで理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） では、そういう解釈でいいのだということだな。議会があなた方に言うておるのは、そう言うておるわけだ。報酬等審議会等で人勧といえども1回諮ってもらいたいと、それでどういう結論が出るかということをお願ひして出してあるわけ。それに対して、私はここに特別の事情がある、ただし以降のものがあるから、これを大きく考えると、議会から例えばこういうものが出たときにはこれもここへ包含して、諮問事項ではないけれども、そういう部署でやるかというような応用をするためにこの1項目入れてあると、私はこう感じておるのだが、そういう解釈論でいいということになるの、結局は。どうなるの。あなたのを聞いていると、さっきは一番最初はそうではないと言うたけれども、2回目を聞いているとそういう解釈もあるのだと、こう言うておるのだ。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私どもこの報酬等審議会の関係につきましては、内部で十分議論をさせていただきました。このただし書き以降の部分につきましては、原則として、次に掲げる事項について、毎年審議会に諮問をするのだということで、これまでの流れを踏まえて考えてみましたときに、これまでの条例の中では、議会に提案しようとするときにはあらかじめこの報酬審を開くのだという条例になっていたわけですが、それに

もかわらず、毎年開くことを原則としようということでもあります。それがまず原則でありまして、ただ、この中に盛られておる項目といたしましては、この3項目であります。その3項目のうちに期末手当の率等についても含まれるかどうかということについては、いささかその解釈が分かれるところではありますが、前回議会等でいろいろご意見をいただいたところも事実でありますし、私どもそのことについても十分その議会のご指摘については尊重しております。したがって、そういう事態が新たにあったときについては、こういうただし書き以降の文言、この規定を活用してそのことを含めて審議をするということもあり得るのかなというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 総務委員ですので、なかなか私も言いづらいのですが、これやっぱり葛西委員長からの報告を課長ないし執行部はどういう受けとめ方をされたか私わかりませんが、毎年審議会に諮問するというだけでいいのではないのですか。そのただし書きがあるということは、特別な事情というものを何か想定しておると。だから、いや、あなたうんと首振ったって、想定しておらんならこんなもの書く必要ない。紛らわしい。そうであるならば、1、2、3で包含できるのだから、そのただし書きは要らぬと思うが、その「ただし」というあなたが予期しない想定が起きるかもわからぬという、その「ただし」は何なのですか。私ら委員会ではそんなことは言わなかったわけけれども、その「ただし」というものを教えてください。

例えば諮問委員会開く必要もない、もう国の方からそういう人事院で一発で来て、市長も開かぬでいいからこれでやりますよというのが「ただし」というところへ入るのか。そこらのところを、何が「ただし」という、「事情があると認められたとき」なんてわざわざ複雑にして我々を悩ませたり迷わすようなことをこう書いておるわけですが、やっぱり条例なんていうのは速やかにわかりやすく私は書く必要あると思うのです。だから、私らもこの特別の事情があるときなんてつけてくれぬでもいいわけです。あなたが条例でこれとこれとこれ、そして議会がそれでいいと認めてくれれば、我々はそれに従うだけなので、ただお手盛りなんていうことを濡れ衣を着たり言われることが嫌だというのが私らの思いなので、そのところをもう一回確認したいのですが、「ただし、特別の事情があると認められるとき」、そういう想定問答がなければこういう文言を書くのはおかしい。それについて質問いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この条例については、内部で十分検討させてもらったものでありますし、この条例のスタイルというものについては、県内でも三つの市がこのような条例を作成しております。それ以外の市については、従前どおりの形が主だったわけではありますが、そういった他市の条例も参考にしながらこの条例を提案させていただいたものであります。したがって、この「ただし」以降について、では何があるのかと言われても、今具体的に持ち合わせておるものはございません。私どもの精神としては、毎年特別職の額が適正であるかどうかということについては、こういう第三者機関である審議会等に諮問をして判断を仰ぐということがまず基本でありますので、そのことをご理解を願いたいというふうに考えております。

ただし書き以降の部分については、特定の今特別の具体的なものがあるかと言われますと、現在では持ち合わせておりませんが、他市の状況等を踏まえて作成したものであるということでご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 総務課長、これで最後に置きますけれども、他市を参考にしたとか、県を参考にしてマニュアルをつくったと。つくったということは、参考になるだけの材料、資料というものがあつたということですよ。そうすると、他町村も何にもわけがわからぬのにこういう文章を載つけて書いたということですか。あるいは、国の総務省の方からこのただし書きについてはこういう意味があるのだよというようなものがあつて、他の市町村もそれを参考にして書いたのだというようなことがあるかないかというところまであなた突き詰めて書いてこなければ、写し絵ではないのですよ、これ子供の。こういう文章を書くということは、書いて提案する責任というものを執行部が持たなければ、これは何のための提案だということになりますよ。それでは、総務課長がわからぬのならない。市長、どうなのですか。あるいは助役、どうなのですか。どなたかこれについて答えてください。お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この件につきましては、今の総務課長の話をご説明すると、不測の事態があるのではないかとすることを想定してこの文言をつけ加えたというふうに今のところ判断しております。よろしくご理解いただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） さっきで置こうと思ったのですけれども、市長さん、これあなたが提案者ですよ。総務課長は、あなたの意向によってこの中身のフォローをする立場ですよ。総務課長の話を知ると、どうも不測の事態が起きることがあるかもわからない。不測の事態というのは、ではどういうことなのですか。どういうことを不測の事態として想定しておるのですか。つまらぬ問答集ではありませんが、これはやっぱりはっきりしておいた方が私はいいと思う。それとも、では助け船出しますが、この会期中にこの件についてよく先進地の参考にしたところ、あるいは県の振興課、地方課、そういったところに問い合わせ、それについて明らかな回答を出すということになるならなるで私は受けとめますが、しかし自分たちが出して何かもわからぬというような話は、全くこれはお粗末だと私思います。これ高野市長、非常にあなたはそういう意味ではほかの町村長とは違うと思って買ってきておったのですが、今のことでちっとも変わらぬということになりますけれども、最後にもう一回念を押しておきます。上級機関に聞いて知らせるなら会期中に知らせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ありがたいご助言ありがとうございました。早速総務課長のさっき話した内容で精査し、議会の間にご説明させるようにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。  
猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 先ほどの市長の提案理由の説明で、4.8%から7.0%引き下げるということになって、そういう提案理由の説明でしたけれども、この資料を見ますと、例えば7、8級が6級になると思いますけれども、7級の1号給が27万4,700円、8級の1号給が29万5,800円、ところが6級の1号給が32万1,100円となっております。これすべて1号給で見ると全部ほとんどが高くなっていると。これは、実質的に上がってくるのではないかというふうに一般の市民は思います。なぜ8級と7級が6級になるという、この前議会で多分そういうふうな説明があったと思うのですが、これではどうなるのか。

そしてまた、これが今までですと32号給で終わってございましたけれども、今度は125号給までであるという非常にわかりやすいのかわかりにくいのか。市民が市役所の皆さん方の給料は幾らぐらいもらっているのかなということについて極めてわかりにくい形ではないかと、こう思うわけですが、その説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、そのことについて補足して説明をさせていただきたいわけではありますが、現在行政職の給料表については、現行今8級制をとっております。これが18年の4月1日以降につきましては6級に変わるということでありまして、現在の1、2級が1級、それから3級が2級、4級と5級が3級、6級が4級、7級が5級、8級が6級というぐあいに切りかえがなされる表であります。したがって、この給料の額につきましては、先ほど説明いたしましたように平均で4.8、最大でも7%という枠の中におさまっておるかと思えます。今回給料表の大改正になります。

昭和32年以来の給与の構造改革という位置づけで人事院勧告が昨年出されたものでありまして、大きく変わったというところは、その級の縮小と申しますか。この級の縮小については、給与のカーブをフラット化したいということで、年功に従って給料が上がっていくという形を是正をしたいという大きな目的があるようでありまして。この中でも先ほど百何十号給というようなお話がありましたが、従前の1号が四つに分かれると、4分割されるということになります。これどういうことかといいますと、勤務実績の反映を行うためにそのように4分割をし、従前の良好な勤務成績をおさめた者については4号上がると。それ以外の部分については、2号なり3号でとめおくという仕組みであります。

そのほかにも、この条例改正の中には昇給日を従前は4回昇給月あったわけでありまして、年1回の昇給にしようというような改正も中に入っております。内容については、大変細かい部分があるわけでありまして、要は民間との格差と申しますか、そういったところを踏まえて給与体系については仕組みを変えたというところが大きなところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） わかりやすく言うと、上限を抑えて、そして中間の職員の方々に、言い方悪いけれども、上限を抑えることによって改革をしたということなのだろうけれども、佐渡の職員の人口体系がどうなっておるわからぬけれども、実質的にはこのやり方でいくとより以上に今までのやり方よりもトータルの人件費が上がるのではないかというふうな感じを受けるのですが、その辺のことについて最後に一言

だけ説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の給料表の大改革によりまして、給料は40歳前後から以降については上がりません。4.8%下がるわけでありまして。下がりますが、この給料表を適用しておる職員については3月31日現在在職している職員については上げませんと。新たに入ってくる方については、この給料表を適用させていただくこととでありまして、この給料表を適用されるということになりますと、従前の定昇等については最高で6年か7年上がらないという形になって、現状を維持するということがせいぜいということとありまして、給料の増というものがこの給料表の中では反映されてこないということになります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川隆一君。

○20番（中川隆一君） 今ほどの猪股議員の関連なのですけれども、今総務課長は上がらないというふうにおっしゃったのですけれども、附則のところの7条、給料の切りかえに伴う経過措置というのがございませぬ。ここの「切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。」となっております。ということは、上がらない人もおるけれども、給料表を変えたことによって下がったという人については、その給料に達するまでは実質給料表では下がっておるのですけれども、差額をくれると言うておるのですよね。

ということは、上がる人は上がらぬかもしれぬけれども、下がった人は下がらないと、差額をもらえるということですよ。ということは、ただこれは人勸によって6級に統一したというだけであって、4から最高で7%と言うておるのですけれども、上も確かに上がらぬかもしれぬけれども、これによって下がった人というのはいないような気がするのです。結局給料表で下がっても、今までもらうておるお給料よりも下がったとしても、その差額についてはその号給、同じ給料になるまでは補てんしてあげるといふことなのですね。こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の中川議員のご指摘のとおりであります。この第7条の関係では、差額は補てんをするという解釈であります。したがいまして、給料表は下がりますが、現に3月31日現在在職している職員については、その差額分については別の形で給料として支給をするということとありますので、年々良好な成績をおさめている方については4号上がっていくわけでありまして、一たん下げて4号上がるまでは、その今現在の部分のところへ来るまでは減給を補償します。現在よりも上がったとき初めて給料が上がるという仕組みになっておりますので、先ほど多い人で六、七年は上がらない。とんとんとと上がっていてもその額になるまでは現給がそのままの給料体系ということになります。従前55歳が昇給停止という部分が、逆に言えば若年、弱体化してきたといひますか、先ほどは給料のフラット化という部分申し上げましたが、その部分を下げてきたという解釈であります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号 相川町立小中学校児童生徒に対する通学費の補助に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市健康センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 議案第16号の方ですけれども、80ページですか、赤泊の保健センター使用料についてですけれども、次に議案の関係資料集の43ページを見ますと、このことについてこの左が新と、右の方が旧になっていますけれども、このことについての新があるのに旧の資料が記入されていないのですけれども、記入漏れなのかどうか確認させていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今ほどのご質問で、関係資料集につきまして赤泊保健センターの旧のところの記載がないということについてのご質問でございますが、赤泊につきましては今回の12号で提案されておりますように、赤泊村福祉保健センターということで福祉と保健センターを合体した設置条例の中に入っていたということでございます。それで、今度赤泊の福祉の部分、これが指定管理者に入ったということで、保健の部分だけが独立したということでこの保健センター設置条例の中に組み込まれたというふうにご理解いただきたいと思います。ですので、保健センター条例になりますが、この中では赤泊保健センター、小木保健センターにつきましては追加という形がとられるというふうにご理解いただきたいと思いますというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それでは、この分厚い佐渡市の例規集を見ますと、ページは1万2,624ページを見ていただきたいのですけれども、例の使用料ですか、数字が載っているのです。お話ししますと、ここに旧というか、現在の赤泊の使用料が載っていますけれども、新と旧を見ますと高齢者は65歳以上は1人200円、今回100円にすると。間違っていたら言ってください。高校生以上は、1人300円を200円にしますと、ここまでは100円下げたと、新で。しかし次に、小中学生は1人150円を今回100円にすると。そうすると、計算が合わないというか、100円下げたことを一律に考えれば、小中学生は1人150引く100ですから、1人50円にしなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

もう一点は、旧の方を見ますと幼児、就学前ですか、これが無料となっていますけれども、新でもその方向なのかどうか、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。



○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

幼児の無料の部分は無料ということになると思うのですが、それ以外のところの変更につきましてちょっと資料を持ち合わせてございませんので、大変申しわけありませんが、お答えの方は控えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 簡単な答弁だと思うのですが、佐渡市の例規集ですか、それを見てお答えできればいいのですが、では最後です。もう一点は、この議案の方の82ページ、下の方を見ますと、備考を見ていただきたいのですが、これ読みますと、身体障害者手帳または療育手帳を有する者が利用する場合は上記の料金から100円を減じたというのですか、減らした額とすると。これは、障害者自立支援とか、社会参加総合推進事業などで何とか無料にできないかどうか、どうでしょうか。

もう一点は、介護者の割引率というか、その辺の配慮はあるのかなのか、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この割引等につきましても、今この議案に書いてあるとおりでございますが、それ以上のお答えちょっとできないという状況でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第16号及び議案第17号の質疑を終結いたします。

次、議案第18号 佐渡市地域医療計画策定委員会条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そもそもこの地域医療計画策定委員会というものを立ち上げなければならない理由は何ですか、まずこのところをちょっと教えてください。もうちょっとわかりやすく言いますか。相川病院というのは療養型の病床を主体とする病院、それから両津病院の方はこれは一般病院なのです。そこで、ここへ何を諮問をしようとするか、何が必要となってこういうものをつくらなければならなかったのかと、こういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

先ほどの提案理由にもございましたように市立病院2カ所、今加賀議員がおっしゃるとおり相川病院の療養型と両津病院の一般病床ということで、それぞれ形態の違った病院が二つございます。先般来前回の議会等でも話していますように、それぞれ市立病院のあり方等、今後の運営も含めまして、それと佐渡全体の医療のあり方等について、今現在議論を進めているところでございます。そういう全体の中で策定委員会を設置していただきまして、その中で全島的な有識者から意見を聞いて、佐渡市の今後の医療施策についての議論を深めたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ご案内のように18年の4月1日から新潟県の13ある医療圏は7医療圏に縮小されるわけです。縮小というか、統合されるのですね。そこで、例えば今まで農協系の病院が持っておった基幹

病院というのは全部なくなって、残るのは佐渡だけなのです。この地域医療、佐渡全体の医療というように含めてやるということになれば、佐渡病院も1枚かまないとそれはできないということになるのですが、皆さんがそもそもこの委員会を立ち上げてやっていこうとしておる眼目、それはまさに佐渡市が主体性を持ちまして2次圏域にまで踏み込んで佐渡の医療をどうあるべきかということの地域医療の審議をすると、こういうことなのかどうなのかと、こう聞いておる。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

先ほど市長の提案と、それからただいま医療課長が答弁を申し上げたとおりなのですが、ご案内のとおり今加賀議員がご指摘のとおり、県の方では2次医療圏の見直しがなされたわけでございます。佐渡島内は、2次医療圏はもともと一つでございました。救命センター等が設置されないのは、いよいよ佐渡と魚沼になってくるというような形の中で、佐渡総合病院も厚生連の佐渡総合も含めたいわゆる二つの市立病院、そして基幹的な拠点病院でございます佐渡総合も含めた島内の2次医療圏全体につける急性期医療、あるいはまた地域医療のあり方というふうなものを、とりあえずまず市の中でご議論いただく中で、それからまた総合病院との連携会議もございまして、それから地域振興局の健康福祉部の方との連携をとりながら2次医療圏についての議論もその中でもやっていただくということで考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうなってくると、ちょっと話は大きくなっていく。そうなってくると、病院関係も当然これは入ってこないと策定できないということになるが、ここは漠然として委員の数は3条で15人以内とすると、こうなっておるのだが、そうするとこれは県が1枚かんでこれやれやれと、こう言っておるので、当然この15名の中には県の役人も入ってくる、それから厚生連病院の関係も入ってくる、その他市民、それから佐渡市立病院関係者も入ってきてやるというようなことになるのか。僻地医療というようなものも含めて、そういう医療関係、県関係、そういうものが入った委員会となるのかどうか、その性格をもうちょっと明確にしていきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

今ご質問のありました15名以内の一応策定委員のメンバーでございますが、今ご指摘のありました県、医師会、厚生連、市民病院の委員長と、あとはそれぞれの佐渡地域内の各団体の方と、それと一応現在その中にはそれ以外にオブザーバーとして新潟大医歯学総合病院と県の社会福祉保健部、そういう方々を計画しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） この地域医療計画の策定委員会ですけれども、遅過ぎたというふうに感じています。できればもう半年は早く立ち上げて医療計画を策定すべきだと考えていたのですけれども、ここでやっと出てきたのかなということなのです。先ほど委員になるメンバー15人という中で当然課長は先ほど島内の有識者云々ということ言って、あと新潟大学関係が入っているということなのですけれども、これは島内の有識者といった場合非常に不十分です。ですから、新潟大学の医学部関係の有識者に入ってもらおうと同時に、自治医大関係、こういう地方の医療に関しては何としても自治ですので、高久教授なんかにも、

学長にも来ていただいたりしますので、そういう関係の人も入ってもらわなければならないと思いますし、相川、両津だけでなく、当然佐渡においては医療圏は佐渡総合病院を中心とした形の医療圏の策定を考えているのだと思います。これに関して一つ聞きたいのは、18年の4月からこの委員会が条例がスタートするのですけれども、答申をいつごろまでに出すのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

策定委員のメンバーにつきましては、先ほどはちょっと抽象的に言いましたけれども、想定する方々はリストアップはしておりますが、まだ確定はしておりませんので、その辺はご了承いただきたいと思えます。

答申の時期につきましては、先ほど村川議員がおっしゃったように立ち上げ遅いというのは承知をしておりますが、その分を挽回してやりたいと。そういう意味では、8月下旬を目標としまして答申をいただきたいと。それ以後、市の方針をまとめて公表したいと、そういうふうな今の段階では考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 佐渡の医療の現状は、皆さんもご承知のように市立病院は両方とも大変な赤字も抱えていますし、医療レベルも低いと、それからドクター不足も慢性的に続いていると。こういうものを解消するためには、当然佐渡は県の方針でも、7の医療圏に減らされても佐渡は一つの医療圏として認めてもらっているわけです。よく勘違いするのですが、厚生連病院は民間の病院だからという言い方をするのですけれども、厚生連病院は厚生労働省の範疇では公立病院なのです。日赤病院、済生会病院、厚生連、これは公立病院です。全国には厚生連を中心にしてサテライト方式で地域圏の医療がうまくいっているところはたくさんあります。ですから、これから厚生労働省の医療圏に関する慢性療養性のベッドも減らすという計画も出ていますので、そういうことから含めたら当然佐渡総合病院を中心としたサテライト方式の医療圏を策定していかなければいけないと思うのですが、そういう気持ちはあるのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

ご指摘のような観点も含めまして、この立ち上げのところの委員会でご議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 佐渡市石花活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） この条例もやっと出てきたのかなという気持ちです。六つの放牧場がここに挙げられていますけれども、2点ほど聞きたいことがあるのですけれども、一つは、利用の範囲のところで個人または市内に事務所を有する法人もしくは団体ということなのですから、これはその下の利用の許可のところの家畜共済に加入しておれば、いわゆる従来の畜産家とかいうのでなくて異業種、全く関係のない方であってもここに放牧できるのでしょうか。例えば私でも。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

ただいまの利用の範囲と利用の許可の条項についてのお尋ねでございますが、利用の範囲につきましてはその明記してあるとおりでございますし、許可の条件等につきましては今ほどお尋ねの点のとおりだと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 広く利用できるというふうに解釈いたしました。

それから、これ六つの牧場、一番最後のところに今までの牧場の条例を廃止するというふうに載っているのですけれども、聞くところによりますと個々の牧場は、例えば放牧期間にしてもこの施行規則を見ますと5月1日から10月31日というふうに6カ月間の共通になっているのですけれども、もう少しその期間が、牧場によっては相川の方と、それから南部の方と前浜の方と、南部ではないのですけれども、前浜の方と現実放牧期間が変わっているのですけれども、そういうようなところは全く一律にされるのでしょうか、それとも、委任の第7条の市長が別に定めるところにも入ってくるのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） 条例上は、原則こう書いてございますが、その後委任事項のお尋ねのとおりでございますので、実態に合った運用をした方が効果があるということであればまたそのときに運用したいと思いますが、原則は条例どおりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） これ設置及び管理に関する条例というふうにあるのですけれども、管理者に関するところはこの条例の中に載っていないのですけれども、施行規則の中にも見えないということで、その牧場の管理者に関するいろいろ規定とかは別に定めてはあるのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答え申し上げます。

提案理由にもありましたとおりいろんな委託、完全委託方式がありましたので、今回市営牧場として直営で行いたいというものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議員各位に申し上げます。所属委員会に係る質疑は控えるよう願います。

議案第21号 佐渡市県営中山間素浜地区区画整理換地精算基金条例を廃止する条例の制定についての質

疑を許します。

渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） これは、現在ある条例を廃止する条例ですから、条例の名称はこれでいいのだかと思うのですけれども、普通県営という事業主体が県ですよという意味ですよ。今回は、その前に佐渡市がついておる。佐渡市県営というのは、一体どういうことだか。これは、前の旧町村のときにはみんながわかっておったことかもわかりませんが、他地区の議員がこうして出てこういう条例を出されると何が何だかさっぱりわからぬですが、こういうことについてちょっと説明してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

条例の名称でございますが、佐渡市県営中山間云々ということにつきましてお尋ねですが、これ条例の名称でございますが、佐渡市の条例すべてとは申しませんが、この条例の固有名詞でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） それはわかっておるのです。なぜこういった名称になったのだかということをお尋ねしておるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） 申し上げます。

ただいまこの基金条例がございますので、その廃止条例ということで、特にございませぬ。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） そんなあいまいな答弁困ります。素朴な疑問なら素朴に答えてくれればいいではないですか。わからぬければ後刻調査して報告いたします、それでいいのではないですか。無理やり答弁しようとするからおかしなことになるのです。議長、それは注意した方がいいです。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

この佐渡市の事業名称でございますので、私そう考えておりますが、なお詳しいことは調べましてご報告させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市営畑野駐車場条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 市営駐車場のこの条例をわざわざここへ上げるので、前のを引きずってきて市営にこう改めて変えたのだと思うのですけれども、時代に逆行していますよ、こんなこと。議会は、職員の通勤駐車場さえ料金取るべきだと、そういう時代ではないですよと言うておるのです。そういうときに、あえて今度市営駐車場を無料にすると、こういう考え方。私詳しい事情わかりません。しかし、こういうものは民に移行するなり売ってしまうなり。時代と全く錯覚しておるよ。こんなやり方しておってどうするの。両津あたりの駐車場を見なさい。みんな料金取っておるでしょう、月額でとめるなら月額幾らって。

こういう古い体質をそのまま引きずってきてまたここで新たに条例変えをしてこういうふうに出してくるという、こういう甘えの構造はだめですよ。いつまでこんなことやるの。緊張感も何もない。どうしてこんなものを無料にするの。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

この条例については、旧畑野町にありました条例が暫定のものがあったわけでありまして、17年度にこの四つのうちの西町駐車場というのが新規でできました。そのために本条例として上程したものであります。

無料云々という話でありますけれども、商店街の活性化をねらって駐車時間も4時間で買い物用ということで時間制限もして利用を促進しているわけでありまして。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） ずれていきますよ。とにかく緊張感がなくて、本当に10カ町村時代の感覚そのままですよ。こういう機会があったらよその事例に合わせるとか、それからほかのところに合わせていくというような考え方をしないと、こんなおんぶにだっこするようなこといつまでも続けておいたら何にも変わりませんよ。ぜひこれを早い機会に改めること。本当に必要なのか、商店街のために必要な商店街がつくるべきだし、商店街にこれは移行すべきだし、しっかりした考え方に立ってやってください。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） この条例でいきますと無料ということになっております。しかも罰則規定もないようですが、無料ということになりますと管理がどちらかというとおろそかになる可能性が非常に強いと思います。したがって、放置車両等が当然いつか出てくる可能性があります。現実に今までほかの地域でも出ているわけですが、この規定を盛り込む必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

罰則規定がないかという話なんです、この管理については畑野町の商工会が管理するということがあります。罰則規定等については、特に今定めてありませんが、今後検討したいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 放置車両の規定が要るかと思うのですが、この取り扱いの規定は今考えていないということですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

それも含めて検討したいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 今のその質疑を聞いていて、これ極めて危ないことではないかなと思うのですが、何か今課長の答弁では商工会が管理する。では、駐車場の中で起きた事故等について、例えば子供を連れていったような場合の、責めはどこにあるかということになると、これ大変なことになるのではないかと思うのですが、その辺は法令審査会で十分これ審査した上で出したのかどうなのか。これ現実の問題としてあり得ることの、その責めはでは商工会が持つのですか、管理をそこに委託するとすると。だれがこれ責任を持つのですか。管理者がいないでしょう。そこのところを教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えをいたします。

今新しい駐車場ができて管理についてお願いしたところでありまして、まだそこまでやっておりません。今後急いで商工会と協議したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 今よくニュースで出てくるバックして死亡したとかと、いろいろあるわけですが、これ責めは負わないになっていますけれども、佐渡市の条例でつくった駐車場の損害を市が責めを負わないというこのようなこともおかしいことなので、整合性がないと思うのですが、これ長くなりますから、やめますが、産経委員会で十分審査をして、直すところは出し直すか何かして、これ事故が起きた場合どこに責めがあるのか。これ重要なことで、これがだれも責めを負わない、ただ放置しておくというなら、佐渡市で条例をつくること自体に問題があることとなります。法的に責めを負わないという条例が出ていても、佐渡市の駐車場で起きた場合、法的にはこれどうなるのか。法令審査会でこの部分をどのように審査してこの条例を了としたのか、その辺も産経委員会で十分審査をしていただいて、最終日に委員長から報告願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終結いたします。

次、議案第25号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市農業集落排水事業市債償還準備基金条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終結いたします。

議案第33号 佐渡市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終結いたします。

議案第34号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第35号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定についての質疑を許します。

池田寅一君。

○18番（池田寅一君） 吉井連絡所の廃止によって、吉井郵便局に事務を行わせるということですが、極めて適切なことだと思います。今後他の地区の郵便局についてもそのようなお考えがあるかどうかをお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

今回は吉井連絡所でございました。今後については、佐渡市そのものが支所、あるいは連絡所が、出張所がどういう形になっていくのか、これらを見きわめながら、効率的で、しかも市民の利便性を欠かないというようなことが実証されるのであれば検討していく価値があるのかなと、そんなふうにも今考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 郵便局に取り扱いをしてもらうということは、私はこれは賛成なのですが、何で吉井のこの市役所の近くでこんなことをしなければいかぬのか。こういうものをやる場合、本庁との距離をどの程度見てこうしてやっておるのか、そここのところの説明願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

今のご質問でございますが、距離的には吉井と本庁は近いわけでございます。ただし、集落へおりていきますと、お話をさせてもらった段階でお年寄りもおってなかなか足に不自由していると、このことでございます。それからもう一つは、近い将来我々の連絡所が入っておる農協本体がなくなるということもございまして、三、四キロ、あそこまでは5キロぐらいあるのですが、そういうことを含めまして、市民の利便性を極端に小さくするということに対して我々は懸念をしたわけでございまして、この距離感については今後支所の統廃合を含めながらまた検討させていただきたいと思いますが、今の段階では一つの実験としてやらせてもらいたい、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 行政改革を担当しておる総務課長、例えば両津、相川、支所に行くまでに最高何キロかかっている。いいですか、両津の場合、真更川から岩首の人が両津の支所へ行くのですよ。いいですか。それから、相川だって岩谷口から行くのですよ。だから、その間に必要なところ、さっき同僚議員が言いましたように、こういうものについて郵便局を通すならわかるけれども、10カ市町村あって本庁を金井町にすることに9カ市町村が賛成したその金井町のど真ん中にいてこういうことを始めるというのは全

く論外。例えば相川とか両津とか小木とか、そういう困った地区でこういうことを始めるというなら、今市民課長が言ったように実験と言えりけれども、とんでもないことですよ、これは。これは、どこの委員会でするかわかりませんけれども、行政改革に全く反している。まず、こういうのからやめていかなければ、各支所を出張所に格下げするとか支所を縮小するとか、ほかの市町村がこんなこと承知するわけないですよ、9市町村が。いいかげんなことはしてはだめです、これ。総務課長及びこれ行革の担当課の責任だと思ふのですけれども、今の市民課長の答弁は全く納得できないけれども、まずその辺からやるところが当たり前だと思ふのですが、近いところからやる方が当たり前だと思ふお考えですか。その1点だけ聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回吉井郵便局に事務委託をするという部分につきましては、事前に話も伺っておりました。市内にはまだ遠い本庁、支所、支所から出張所、遠い距離もあるわけでありましたが、このやり方が成功すれば順次そういう形、今の方法を移行するような形に持っていきたいというふうに考えておりますし、まず私も考えなければならないことは、住民サービスを低下させないで行政コストを下げていくという観点から進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） この件については、私も前から提案をずっとしてきたのです。これは、事務改善、行革にとって非常に大きなものなのです。私が提案した当時は、まだファクシミリの制度とかいろいろ問題がありました。長野とも私も交渉したこともあります。いろいろハードルがあつてなかなかしにくかつた。今ここへ突然出てきたので、私も驚いたのですが、これは佐渡の中にある郵便局は一つだけが郵便局、あとは特定と簡易郵便局です。ですから、この特定郵便局でこういう形をとるとすれば、全部のところをやるべきです。そうすることで住民の身近なところで行政が運営される。窓口業務の大半がそこで処理されるわけです。だとすると、今度は行政改革、そして今度職員の定数の問題にもかかわってくるのですよ。そういうものをきちつと考へてトータルでやらないとだめなのです。そして、ここで一番問題があるのは情報です。情報が漏れていく、このことの足かせといひますか、枠をきちつとつくらないと、ここにトラブルが起きる可能性がある。しかし、郵便局の今の郵政の関係の方々にはまだ守秘義務がかかつておりますから、職務の中には守秘義務がかかつておりますから、私は今後協力するには非常にいいアイデアだと思ふのです。だから、これを積極的に進めていただきたい。ただし、それをやることで職員をどう減らしていくのかということを一緒にやらないとだめですよ。これは、ばらばらではないです。今回定数条例を出しておりますけれども、これはきちつと定数条例に反映されるべき項目なのです。これはテストケースだといひますから、その辺をしっかりとやってください。そして、秘密の問題です、情報の問題、この辺をどう管理していくのか、それもあわせてやっていただきたいと思ひます。これはもうぜひやってください。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第36号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地

及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 新たに生じた土地の確認について（窪田、沢根炭屋町地内）、議案第38号 字の変更について（窪田、沢根炭屋町地内）、以上2議案は関連がございますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第37号及び議案第38号の質疑を終結いたします。

議案第39号 市道路線の認定について（白瀬10号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終結いたします。

議案第40号 市道路線の認定について（真木25号線）及び議案第41号 市道路線の認定について（真木26号線）、以上2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第40号及び議案第41号の質疑を終結いたします。

議案第42号 市道路線の認定について（上川茂29号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時06分 休憩

---

午後 3時19分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

これから一般会計及び特別会計の質疑を行います。一般会計におきましては歳入歳出別といたしまして、特別会計については歳入歳出一括でお願いいたします。

それでは、議案第43号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について、歳入についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 7ページの繰越明許についてのお尋ねをしますが、一体この繰越明許費は総額幾らなのか。本来は、繰越明許なんてことはあり得べきではない。単年度主義で執行するのが当たり前のこと。特別の事情があるときに繰越明許をやむなくするという。何がずさんだか知らぬけれども、莫大な金がこのところ眠っておる。事務能力がなくておくれおくれになってこんなことをしておるのか、やむない事

情があってこの繰越明許がこれだけになっておるのか。まず、総額がこれ幾らなのか。私計算できないから、幾らなのか。その次は、それぞれの理由があるだろうと思うが、その理由を述べていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、繰越明許費の総額であります。18億4,439万6,000円です。それから、各事業ごとの繰り越し理由等がありますが、まずアスベスト除去関係につきましては、国の補正予算等にかかわりまして、学校施設、あるいは社会福祉施設、社会教育施設等の事業を今予算にお願いし、年度内には執行ができないということで繰り越しをお願いするものであります。

それから、次の簡易水道の関係につきましては、主に用地取得等の関係で不測の日数が必要になってきたというようなことから繰り越しをお願いするものであります。

それから、旧ごみ焼却施設の解体事業ですが、これにつきましては今年度豪雪等によりまして工期等がとれないということもありまして繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、粒度調整器の設置事業ですが、これにつきましては入札の方法等を、プロポーザル方式、技術提案型の入札等を実施する必要があるというようなことで、そうしますとこれにつきましても相当の日数が必要であるということから繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、中山間地総合整備事業であるとか、あるいは県の単一の農業農村整備事業、下水道等の繰越金等の事業ですが、これらにつきましても地元との調整に相当日数を要したというようなことで、年度内の竣工が無理であるということから繰り越しをお願いするものであります。

それから、林道新設改良、あるいは漁業集落環境整備事業等ですが、これらにつきましても林道につきましては豪雪等のための関連で日数が必要であるということでありまして、漁業集落環境整備につきましては、公有水面の埋め立てに日数を要したということでありまして、

それから、オアシスステーションの整備事業につきましては、これも工事区間等の関係で営業店舗等があるために分割施工ということが必要になってくるというようなことから、かなりの日数が必要であるということから繰り越しをお願いしたいということでありまして、

それから、道路橋梁新設改良、あるいは市道整備事業等ですが、これも主なものとしてましては用地交渉に不測の日数が必要になってきたということでありまして、

また、河川改良事業、県海岸工事負担金、県河川工事負担金、急傾斜地の崩壊対策事業等の負担金ですが、これらにつきましても県工事の繰り越し、あるいは用地交渉等に日数を要したということから繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、下水道の特別会計の繰出金ですが、これ地元の関係者との協議に日数が必要になってきたということから繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、市営住宅の建設事業ですが、これらにつきましても他の下水道工事であるとか、あるいは道路改良等の関係であるとか、そうした関連工事との関係で繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、消防本部庁舎の建設につきましては、用地交渉等、換地事務のおくれによって繰り越しをお

願いたいというものであります。

あと消火栓の工事であるとかですが、これは下水道工事等の繰り越しに関連してお願いをしたいというものであります。

それから、耐震性の貯水槽の設置工事であります。これにつきましても掘削等の関連で設置場所等の設定が変更になったことによっておくれたことによって繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、両津小学校の下水道の接続であります。これも公共下水の工事との関連で繰り越しをお願いしたいというものであります。

それから、土木施設の災害復旧事業であります。これも査定等の関係、あるいは地元との調整、そうしたものに日数が必要になってきたということから繰り越しをお願いをしたいというものであります。

また、農業用関係の災害復旧であるとか、それから林道施設の災害復旧等ではありますが、降雪等の関係、あるいは地元との調整によって不測の日数が必要になってきたということから繰り越しをお願いしたいということでもあります。ただ、議員お話しのように繰り越しというのは単年度主義の例外でありますので、このことは予算査定の中でもきちっと話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） やむない事情のものもあれば、やむない事情でないものもある。用地交渉なんていうようなものは大体熱意の問題で、そういうことであれば困る。これは今佐渡市は金持っておるから、こういうことのできるのです。そのうち鼻血も出なくなるのです。こんな繰り越しなんかあり得ない。だめならば、早い時点で執行ができないと見たら、9月時点でも1回下げるとか12月でも下げるとか、そういう予算運用をしないと、最後までこうやって抱えておるのは、今金があるから、こんなこと余裕あるのです。こんなことができるわけがない。その辺をぜひいつも念頭に入れて市政運営をしないと、今金が潤沢にあるから、こうやって繰越明許で最後まで残していけるけれども、こんなわけがないということだけきちっと言うておきます。答弁要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 14億も減額だということなのですが、個々にちょっと理由を教えてくださいなのですが、12ページ、13ページの地方消費税交付金の減、大きな額ではないのですけれども、これは要するに景気が悪いとか人口減によって消費が少なくなったのではないかというふうにとらえればいいのか、どのようにこれを理解すればいいのか教えてくださいと思います。

それから、16、17ページ、国庫支出金ですけれども、帰国支援事業事務委託金減と、660万円。今先ほども市長の方から曾我さん一家のことについていろんなご報告ありましたけれども、何で国はこれを減らしてきているのか。

それから、18、19ページの生活交通対策運行費が県の支出金が1,100万円余り減になっておりますけれども、これはどうして減にしてよこしたのか。

それから、20ページ、21ページ、先ほどの施政方針演説でも取り上げられておりました離島漁業再生支援交付金1,900万円も減になっている。これは、使えなかったのかどうか。方法が間違っていたのではないかと思うのですが、佐渡におけるその交付のやり方が間違っていて余ってきたのかどうか、ここをちょっと教えてくださいと思います。

それから、24ページ、25ページにあります医療技術者奨学資金貸付金の元利収入、これは貸付金返してよこしてくださいよというのが、100万余り返していないという意味なのか。これはどういうことなのか、この説明を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

まず、13ページの地方消費税交付金であります。議員今ご指摘のように景気の問題も当然出てくるとは思います。ただ、16年度の決算におきまして7億4,000万余りの交付金があったわけです。当初の見込みでは7億程度の交付は見込めるだろうという試算のもとに計上いたしました。決定額が6億8,000万余りという形で減額になってしまったということで、これにつきましては見積もりが少し過大で十分な精査ができなかったことが原因であるというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

帰国支援事業の委託でございますが、減額ということになっております。事業費の実績に基づいてということになっておるのですが、ちょっと申しわけありません、細部についてはわかりませんので、もう少し調べさせてほしいと、そういうふうに思います。

続きまして、生活交通確保対策補助金でございますが、これ赤字代替路線のことでございます。当初計画したときには、相当大きな額を言われていたわけですが、最終的な細かい煮詰めをした結果、精算としては1億7,700万ということに、これが全部実績ということになりますので、これだけの分を減らしていただきたいと、そういうつもりであります。実績に伴う減額でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

それでは、農林水産業費県補助金の離島漁業再生支援資金の減額でございますが、単純に申し上げますが、農家戸数の精査の上、減じたものであります。本年度立ち上がりの制度でございます。当初からの見込みが、精査の結果差が出てきたというものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

25ページの医療技術者奨学資金元利金につきましては、当初償還計画に基づきまして4名を計上しておりました。予算編成後に1名の方が全額繰上償還をいたしましたし、もう一人は17年の3月に一応卒業予定でありましたが、さらに上級の方へ進学をしたということで猶予した分であります。その分の減額が102万2,000円であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 二つだけもう一度お聞きします。

財政課長、最後言葉がよくわからなかったのですが、18年度も7億を予定されております。私が心配しておるのは、佐渡市の将来の方向がこのことに出てきているのではないかな、ますますこういう方向に行くということは佐渡がだんだん沈没していくのではないかなということをごに示唆されていないのかと

いうことを聞いておるので、この見方を聞いておるのです。だから、来年の人がまたこういうことで、結局佐渡市全体の景気がよくないから、これやっぱり消費、景気がよくなければこれ下がるのだらうと私は理解しているのですが、そのことに関係あるのかないのか。あったならば今佐渡市の状況に心配ないのかどうかということが1点。

それから、離島漁業再生支援交付金、これについては鳴り物入りで、これ5年間ですか、3年間ですか、続くはずなのですが、これ漁協です、漁協の組合員の数によって決めるというわけなのだろうと思うのですけれども、組合員の数は各組合で掌握しているから、当時トータルすればわかるはずなので、逆に今リタイアした人たちがさらに組合員になりたくてふえている組合もあろうかと思うのですけれども、下がったのは組合員の頭数が当初漁協から申請されたものと違ってこうなったのかどうか。しかし、やる事業としては組合員の頭数だけで交付金が決まっているのかどうか。実際にその事業するのは組合を通して各集落がやったりするような事業もあるやに当時私の質疑で答弁があったのですが、その辺もう一度説明してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

地方消費税の交付金につきましては、県と市町村と2分の1ずつの交付割合になっておりまして、人口、あるいは事業所統計等によります就業者数とその算定の根拠になっておりますので、議員おっしゃるように景気の動向等、あるいは国調人口等を採用しますので、人口減少等を考えれば当然減少になってくる可能性はあります。ただ、16年度の算定といたしますか、決定額が7,400万程度であったものですから、そんなに落ちないだろうという一つの観測のもとに推計をさせてもらって計上させてもらったものであります。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） 先ほどの国家支援事業の委託金、減額の668万6,000円でございますが、曾我さんの身辺を見てくれておりますケースワーカーの方が、以前は伊藤さんという方がおられたのですが、この方は関東地方からおいでしてくれました。今太田さんという方がおるのですが、地元の人が見てくれたということで、その差額ということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えします。

それでは、離島漁業再生支援交付金でございますが、原因につきましては対象世帯数の変更によるものでございます。そのつかみ方ですが、当初は1,850世帯でありましたものを、精査の上実態として1,658ということで90戸余りの数の差が出てまいりました。これが直接漁家の方に渡るわけございませんで、26協定を結んでいる集落へ交付されるという予定になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川隆一君。

○20番（中川隆一君） 1点だけ。26、27ページの雑入の中の教育費の雑入の説明の一番下です。14番、損害補償料が250万円ほど入っていますが、これについて教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

これは昨年8月に報告させていただいた小木民族博物館から九州の福岡博物館へ移送途中で災害に遭ったその物件での補償費でございます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 9ページにあったこの事項別明細書、ちょっと聞きます。さっきどなたかが聞いたのですけれども、この6の地方消費税交付金というのは、国が集めた消費税のうちの1%か何かをよこすということになっておるのですが、これはじいてみると26%の減なのだ。これは単に前ののに準じて盛ったら減ったわいというのとはちょっと違うので、見込み違いではないかと。そうでないとすると、何か説明せんなんよと、こういうことになるのだが、さてどうなのでしょうということですよ。

それからもう一つは、繰入金の14億三千百何がしという、これはこれだけのお金を繰り入れるという予定であったのが繰り入れなくともよくなったというのは、ふえた要素としては例えば交付税の3億2,000ぐらいなのです。そうすると、繰入金が14億3,000万と突出して要らなくなったのは何なのか。

それから、これ新たに出てきたのですが、国有提供施設等所在市町村助成交付金という、何か特別なことだろうと思うのですが、これは何なのか。

それから、ちょっと気になるのがあるので、それだけ聞いておきます。ページでいうと23ページ、ここに金の額は大了たことはないのだが、寺田財産区特別会計繰入金というのが何でこの時期に出てきたのか。金額の問題ではない、何でこの時期出るのか。

それから、財政調整基金は取り崩そうと思ったけれども、取り崩すのやめたというのがここに出ていますわね。それから、それはわかるのだけれども、土地取得特別会計繰入金もこれはやめたというのは、場合によると消防の関係かなと思いますが、内容は何なのか。

それから、減債基金を戻すという手はないだろうと思うのですけれども、この点はなぜ減債基金を戻したのか。減債基金というのは、これ借金なしの関係でしょう。だから、それを戻すという手はないだろうと、こう思うのですが、その関係についてお聞きいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、9ページの関係であります。地方消費税交付金であります。同僚議員からの話でもご説明をさせていただきましたが、16年度に7億4,000万程度の歳入があったということから、17年度については7億円程度歳入見込みができるだろうということで見込みした結果、過大であったということでもあります。

それから、繰入金の関係であります。これにつきましてはページでいいますと23ページのところでご説明をさせていただきたいと思いますが、まず今回普通交付税につきましてはすべて計上させていただきました。

それから、事業の確定等によりまして一般財源等が大きく不用になってきたというようなことから、当初財政調整基金を繰り入れをして財源充当しておったわけですが、そうした結果から基金の方に戻し入れをさせていただいたということがまず一つあります。



それから、二つ目の減債基金であります、これにつきましても17年度末で今回1億円戻し入れするならば3億7,000万程度の残高しかないということから、今後起債残高がふえたときに対応する必要があるということから、減債基金等につきましても一般財源で措置し、基金等の繰り入れにつきましても1億円戻し入れをさせてもらったということでもあります。ご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私の方から寺田財産区特別会計繰入金7万6,000円の部分であります、これは寺田財産区の区会議員の一般選挙に要した費用を寺田財産区の方から入れていただきました。この関係については、歳出の方で40、41ページになりますが、選挙費の佐渡市畑野町寺田財産区議会議員一般選挙費で財源更正をさせていただきます、寺田財産区の方から入れていただきました費用で賄ったというものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁漏れがございます。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 済みません。答弁漏れがありましたので、続けて答弁させていただきます。

まず、9ページに22款といたしまして国有提供施設等の所在市町村助成交付金というのが今回計上されております。これは、自衛隊の基地に関係する施設、今回通信施設が該当になるということで、その基地交付金法に基づいて交付されるというものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 先ほど議長は所管のことは聞くなとおっしゃられましたけれども、議長は余り総務委員会にご出席なされていないように思う。その辺は存じ上げないと思つて、あえて所管であります、問ひかけますけれども、2カ年にわたつて私どもは市税概要というのを出すべきではないかと、そういうことを申し上げておるのですが、依然として出されていない。例えば旧町村のことを言うと恐縮ですが、佐和田町の場合は人件費10億、市税、自分たちの税金が11億ぐらいあつて職員の給料を賄えた。今度佐渡市になったら、55億の収入に対して、自前の給料に対してそのダブルスコアみたいな人件費がかかつておる。55億というのはなぜそうなのだからというのが私どもどうしてもわからない。それ市税概要というものを出すべきではないかということをお願ひして申し上げておるのですが、18年度中にその辺出すつもりございますか、まずお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

市報にも概略については載っておりますが、もしそれでもうちょっと詳しくということであれば対応も考えていきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 今職員の配置表を見ますと、本庁の税務関係が15人、それで収税係が4人、金井町の業務やる人が6人ぐらい必要だからと思うのですけれども、残り4人でそういったものが出せないのか。

あるいは、これは今まで収入のところでは現年度分が幾らと、過年度分幾らと、そういう予算書も見た記憶があるのですけれども、これは両津方式、両津の予算書をそのままやったのかと思うのですが、滞納が幾らあって、それが税収として幾ら上がってくる。これは、市税概要というのは、場合によっては総文だけに資料として配付する。ほかの常任委員会さんに関しては、こういったもので見ると現年度はこうなっておるのだなということわかりますから、そういった考慮というのがぜひこれから必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） おっしゃることは当然だと思いますので、この市税の概要については一応つくってありますので、皆さん方に公表いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これで歳入についての質疑を終わります。

歳出の質疑を許します。

木村悟君。

○7番（木村 悟君） 79ページと81ページのところなのですが、小学校の学校管理費で需用費が燃料費だと67万4,000円補正増になっております。それと、中学校の方で119万8,000円。これは恐らくことは豪雪とか寒い時期で、あと燃料費の価格が高騰ということで上がっておるのは理解するのですけれども、中学校が少なく小学校の方が多いのには予算の措置だとこれ逆になっておるのですけれども、そのあたりの説明お願いしたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答え申し上げます。

小学校の方では、燃料費67万4,000円でありまして、ことしは寒かったのが多かったことと、それと燃料費が若干上がりました。それから、意外と小学校の関係でも学校開放等で結構使われることもあると、こんなことから当初見込みを大きく上回る事が予想されるためにこのぐらいお願いをしたいというものでございます。中学校の方は、学校管理ですと燃料費の増はちょっと大きいわけではございますが、これは中身は今ほどとほぼ同じ内容になりますけれども、特に相川とか本庁が抱えております両津地区、こちらでの燃料費が多く使われたということが主な原因でありますので、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終結いたします。

議案第44号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 時間の関係で一つだけ聞く。あとは後へ送らなければならない。大事なことをここでちょっと指摘しておかないと。これは通し番号ではありませんから、国保の4ページ。またちょっと国保ため込み過ぎたのではないかということをやります。ここの予備費を見てもらいたい。ここへ来てさらに3億7,100万以上積み立てて、そして予備費が4億七千三百何かがし積んだと。これは、潤沢になったというふうに見ればいいのかどうか、ここのところだけ答弁してほしい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

予備費につきましては3億7,102万7,000円の増ということでございました。本来ですともうちょっと前に18年度の当初予算をつくる段階があったわけですが、そのときにはこういう予想外の、ため込みというのではなくて、やっぱり努力のあかしだと思うのですが、基本的には残りました。これについては、次年度へ持って行って医療費の対策に使う等に回したいと、そんなふう考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第44号の質疑を終結いたします。

議案第45号 平成17年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終結いたします。

議案第46号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第46号の質疑を終結いたします。

議案第47号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第47号の質疑を終結いたします。

議案第48号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終結いたします。

議案第49号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 平成17年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終結いたします。

議案第51号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終結いたします。

議案第52号 平成17年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終結いたします。

議案第53号 平成17年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終結いたします。

議案第54号 平成17年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 財産区幾つかありますけれども、畑野の財産区だけ特別に金額は570万ですよ、トータルは。それで、この総務管理費だけほかのところの30倍もかかる。例えば次の真野を見てもわかるのですが、総務管理費が350万。先ほど市長の18年度の提案理由の説明で、来年度は600万余りになると。そして、これを使われるところを見ますと、何か総務管理費を委託に出してある。10ページ、委託に出してあると。どうしてこれこういうふうなことになっているのか。その財産区というものの一定の考え方が地方自治法か何かで決まっていると思うのですが、これはどういうことなのだ。よく一般市民にはわからないと思うのですが、なぜ畑野だけこれだけ多額な総務管理費を使っているのか、どこへ委託して、そして何を委託してあるのか、それをちょっと教えていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この新畑野財産区の関係につきましては、管理会方式をとっております。幾つかの構成団体の集まる中で管理会運営しているものでありまして、そのための管理費であります。それから、諸収入も補正前の額で316万余りあるわけでありまして、緑資源公団の方から受託をしてある部分でありまして、今回実績によりまして減額をさせてもらっておるものでありまして、事業の内容としては造林事業をやっております。除伐、すそ枝払い等の事業をやっておりまして、そのための経費が上がっておるわけでありまして、

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 造林事業というのはわかるのですが、財産収入というのがあって、これが例えば、端的な言い方します。何か金があるものだから、各集落にお金を分けてやって、それで何か管理したことにしておるのではないかというふうなうがった見方もこれ見るとできるのですが、これは非常に新畑野財産区というのだけがわかりにくい。ほかのは、総務管理費は10万かそこらです。これが普通だと思うのですが、もうちょっと市民にわかりやすい説明を、実際にはこういうことで財産収入があって、それでその金は管理費という名目でこういうところへ行っておるのだというふうな説明をすると市民が非常にわかりやすいと思うのですが、そういう説明ができないものでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この新畑野財産区の関係につきましては、先ほど話をいたしましたように幾つかの構成員の集まりでありまして、この管理会の構成員7人おります。そのための一般管理費等であります。年4回今開催をしておる、そのための管理会の経費であります。それから、財産管理費といたしましては造林地の管理の委託でありまして、そのために7地区に造林地の管理を委託をしております。それぞれ8カ字、5カ字等の組合等があるわけでありまして、そちらの方に支出をいたしております。また、歳入といたしまして物品売払収入とあるわけでありまして、財産区の中にあります岩石の売り払いの収入、土砂の売払収入等でありまして、それを造林の管理に充てておるということであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 基本的なことを再三言うておるけれども、7万自治という自治がこの財産区なんか持ちこたえていくことはできないのだと。これは、本来は地元へさっさと返して移行すると、その努力を続けておると言うて聞いておったのだが、方針的にはそれに間違いがないのかというのが一つ。現在どこまで進んでおるのかというお答えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 竹内議員の質問にお答えいたします。

現在四つの財産区について整理をするということで今準備を進めておりますし、18年度予算の中でもその関係の所要の経費を提案しておりますので、よろしく願いいたします。進めております。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第54号の質疑を終結いたします。

議案第55号 平成17年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終結いたします。

議案第56号 平成17年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終結いたします。

議案第57号 平成17年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 平成18年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入りますが、一般会計歳入歳出別といたしまして、特別会計は歳入歳出一括で質疑を願いたいと思います。

議案第58号の歳入についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 14ページ、固定が1億2,500万、当初で減額にしておるが、固定は評価替えとか特別のことがない限りするわけがない。評価替えが終わったの、これ。14ページだよ。

前年比でもう見込みでこれだけ下げてるが、これは評価替えしたのですか。見直しをやった時期になったのですか。そうではなくてこれ下げてるということはどういうことなのか。3年ごとの見直しをやって下げたのがこれだというと、これから3年間おおむねこの1億2,000万減額された額で推移するだろうと、固定は、こう普通は読むわな。そうでないのに、見直しをしないときにもう既に1億2,500万を減額して当初で出すということは、どういう状況があっただけ下げてるのだからということを知っておる。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

見直しは今年度入ります。それで、今の傾向としまして地価が下落しております。それから、家屋については経年、要するに経過してどんどん点数が減ってくると、こういうことを加味しますと毎年減ってきます。それを見込んで今1億2,500万減にしました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） というと、あなた方はプロだから、当然この見直しの評価替えをすると、固定は現在は27億3,000万という見込みをしておるけれども、評価替えをした後、どの程度に落ちると思うの。おおむねの予測は当然つくと思うんだ。今の現状でもそういうふうに評価が下がっていつておるといことで下げてるのだから、見直しをすると我が市の固定資産は一体どの程度まで落ちると思う。大幅に私落ちると思うのだ、見直しをすれば、間違いなく。どの程度だと思っているの、推移は。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） 今の見直しについてのどれぐらいの減額ということについては、今資料を持ち合わせていないのですが、議員ご指摘のとおり大分大きな減額になってくるというふうに我々も感じております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そこで、わかりやすくやるために11ページ。市税が去年よりはふえておると出しておるのだ、あなたたちは。これは真っ赤な偽り。平成17年の財政見直しでいくと、この当初予算の市税は58億7,700万にならなければならん。そして、ここで市税は3億1,600、財政計画落ちておるのです。あなたたちは、これ去年のとことしのと比較しておるから、さもふえておるようにこれ出しておるけれども、これは全くのまやかした。そこで、今竹内議員が聞いたやつの中身、あれと同じのを私が分析したものを言います。市民税は、弱い者にまで税金をかけながら、減った額が1億1,600減っておるのです。固定資産税は安定的だといながら1億9,500減っておるのです。それで組み立てたのが去年とことしので比較するとこうなる。しかし、財政計画の見直しの数字と比較するとこういうことになる。

もっと突っ込んで言わせてもらえば、このごろたばこをのむやつは悪いやつだということになって、たばこも400万減っておるのです。それから、これは観光客の落ち込み、その他だろう。入湯税が300万減っておるでしょう。それで、トータルで市税は3億1,600万、あなたたちが去年、18年度ではこれだけ見込

めるよというのから見ると減っておるのです。さあ、ここのところはどういうふうにご説明されますか。

今11ページで言うておるのです。それから、11款の地方交付税、これは今言うた17年の財政計画の見直しでいくと206億5,700万になる。これもその数字で比較すると3億5,700交付税が減るのです。これは財政課長ではないとわからぬ。それから国庫支出金、これは2307はことしの額、2517にならなければならぬ。ここで2億900万マイナスになる。それから、一番下の市債だ。これは、本年度6285という数字になっておるが、6285700になっておるでしょう。これは、7352100になる。そうすると、これも10億6,600万減になる。そうすると、何のことはない。19億何がしという歳入の減少にならなければならない。一体こういう実態を財政当局は佐渡市のこれからの経済、佐渡市の財政計画という点で見るとどういう現象が出ておるといふふうに分析しておるのかお答えを願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、トータルの今後の財政計画の分析の点であります。国の三位一体の改革によりまして、当然財政力の弱い佐渡市においては大きな影響を受けてくるということは今後もしばらく続くだろうというふうに考えます。議員ご指摘のように、市税の方につきましても財政計画よりも18年度の当初予算では3億円余り減額になっておると。ただ、財政計画はあくまでも決算ベースで計画をしております。市税等におきましては、当然当初予算の段階では100%見積もるといふことは危険になりますので、一定の留保をして見ておるといふ部分もご理解をいただきたいというふうに思いますし、固定資産税がこれだけ大きく減少するということは予想をしていなかったということがまず1点挙げられます。それから、地方交付税につきましても18年度の8月段階での地方財政計画では2%強の減額予想でありました。それがその後の地方財政計画を見ますと、交付税で5.9%の減額になるということになりますと相当大幅な減額見込みが出てきます。そうしたことを兼ね合わせて当初予算を計上いたしました。その結果、議員ご指摘のように3億5,000万余りの減額になってきたということでもあります。

それから、国庫支出金等におきましても税源移譲による決着を見たわけではありますが、これらが当初佐渡市で財政計画上見ていたものは約2億円ぐらいの減額になるだろうという想定はしておりましたが、結果としてはそれ以上の、これ事業実施等にもよりますが、減額になってきたということで、トータルで2億余りの減額になったということでもあります。

それから、起債等におきましては、これも臨時財政対策債、交付税の補完的な赤字地方債ではありますが、地方財政計画の上では9.8%の減額になってくるということで、これらが大きく減少になってくると。そうしますと、当初一定程度見込んでおったものがさらに大きく減額になってきたということから、地方債については10億余りの減額になってきたということでもあります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、これは国と本気になってけんかやらなんよ。今財政課長が説明したことで私が申し上げたいのは、三位一体改革というのは来年出てくるのです。18年度は出てこない。にもかかわらず、今私は質問せんかったけれども、財政課長は答弁してくれた。つまり国庫支出金が2億900万削ら

れたわけです。これはどういうことかという、今まで国が出しておいた補助金的なものをこの2億900万円というのは一般財源にしましたよ、つまり交付税の中へ入れましたよと国は言うておるのです、この数字でいうと。そうしておきながら、地方交付税は逆に3億5,700万円減らすということなのだ。そうすると、この3億5,700万円減ったのに、国庫支出金の2億900万を足して5億6,000万以上自主財源がぶった切られるという状況なのだ。そこで、もう一回財政課長に聞きたい。あまつさえ税金は、先ほど詳細に申し上げたから繰り返さないが、税金の老年者控除というのを50万切ってしまった、国は。そんなものやめたというわけでしょう。年金今まで140万まで控除だったのが、もう120万円でやめたよと。だから、今まで税金申告していなかったのが税金申告をしなければならなくなった。にもかかわらず、今私が申しあげましたように市民税で1億1,600、佐渡市は税収が入らなくなった。一番いい税目と言われる固定資産で1億9,500減らされた。そうすれば、国が合併したらこうなるということとは全く裏腹なことをかなり大がかりにやってきておると、こういうふうに見るのだが、財政課長に聞きたい。対抗手段はないのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

議員ご指摘のように佐渡市の場合特に自主財源が乏しいわけでありますので、そうした分については、国の三位一体改革に伴う関係事項、項目については、全国六団体等の関係もあわせて要望していくような形で国の方には強く働きかけていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今私が読み上げたこの財政、もっと詳しくてわかりいいのを7日の一般質問の前には皆さんにお渡しします。その上で、さあ、これからの佐渡市どうするというふうに論戦を展開してまいります、いずれにしても国のこうかつというか、ずる賢いというか、これは目に余る。そういう点では、これは市長、最後に一つお答え願いたいのです。私は、当初予算のこの財政計画を見て、まさにどきっとするぐらい深刻にショックを受けておる。あなたは、これから全国市長会とかなんとかへ行って、これではとつてもやっていけぬと言ってあなた佐渡の実情を訴えながら国に反省を求めなければ私はならぬと思っておるのですけれども、私は当初予算の質問はこれでやめることにするから、あなたちょっと感じるころがあったらひとつお答え願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今加賀さんが言われたとおりなのです。実は、市長会でもさんざん議論になっておりますが、無力感が漂っております。私もこれを考えて、これは市民の皆さん方の了解を得なければいかぬのですが、本当にこれで身を縮めて食べていけぬようになったら、思い切ったことをやっぱりやるか、あるいは私がいつも言うておるように環境を大事にして静かに清貧に甘んじていくか、どちらかをやっぱり取捨選択をしなければいかぬ時期が来るのではないかなというふうに思っております。しかし、思い切ったことをやろうとすると、なかなか住民みんなの意見は一つにならぬという非常に難しいところがあるので、簡単なこと言いますと、思い切った特区やほかの国ではやっておるようなことをきっちりやれるかどうかというのが、これは住民の意見を聞きながらやらぬと、あくまでも現在の状態では島民主体でございますので、特に佐渡島民は小さな10カ市町村がありましたから、長い間小さな市町村が優遇されてきた状



態が続いております。これをせっかく一つになりましたので、どっちへ行くにしろ住民の皆さん方の意見を聞きながら、恐らく思い切った方策をとらざるを得ないというふうになるのだろうというふうに思っております。

いずれにしても、その時期が来ましたら皆さん方のまたご意見も伺わせていただきたいというふうに思います。当分はこのままで、みずからを小さくしながら財政計画のとおりに着々と進んでいくと。身の丈に合わせて自分たちの殻をつくり上げていくという仕組みをとらざるを得ないと。今の市長会や六団体の主張やその中で悲鳴を上げている人たちを国がそれを取り上げてくれるというふうな雰囲気はほとんどありません。そういうことで、悔しいのですが、まず自分たちが生きていく足場をきっちりするというところで進んでいきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今隣の先生が非常に高度な質問をされましたので、私は簡単なのをやっておきます。

38、39なのですが、39ページでいきます。下から3分の1ぐらいのところに目黒町財産区特別会計繰入金というのがございます。これに関連する数字は、歳出の方の87ページにあるのですが、それを聞くのではないのです。目黒町財産区特別会計繰入金121万3,000円。特別会計の方に目黒町財産区というのがないのです。一般会計では121万3,000円、これももらいますよというのですが、くれる方が載っていない。これはどういうことなのか、ご説明願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

財産区の関係につきまして、議会制をとっているところと管理会をとっているところ、あるいは総会制をとっているところありますが、目黒町財産区につきましては議会制をとっております。したがって、目黒町議会の中で議決をし、そして執行するという建前であります。そういうことで、前回12月の議会で特別会計条例をお認めいただきましたが、その目黒町議会の中で議決をしている関係で、この佐渡市議会の方には管理会で構成しておる財産区の部分しか載ってこないということでありまして、よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） これ所管なので、委員会でもたちょっと聞かせてもらうことになろうかと思っておりますが、さっきの補正でも同じようなことがございました。くれるものがないのにもらう方だけ載ってくる、これはやっぱりどうもいただけないなというのですが、これ後で委員会のときに詰めていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 島倉武昭君。

○6番（島倉武昭君） わずかなことですが、ちょっと教えてほしいのですが、14ページの入湯税の関係なのですが、これは減額になっておるのです。実は先般ことし18年度から活性化を図るという意味でふろの関係は全部指定管理者に出したかと思うのです。指定管理者に出して、より効率を上げて活性化をするということを前提にして管理者制度の導入をしてきたのだかと思っております、わずかな額ですが、それなのに指定管理者にしてもおまえた前年ほど踏ん張らぬでもいいやと、極端な話言うとそういう予算の盛り方で

すよね。何かせつかく指定管理の制度を選定してその制度を有効に活用するという意味からして、ちょっとこれ逆になっておるのではないかという気がするので、その辺の考え方、どなたかお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

観光客の入り込みの減というのが大きな要因でございますが、これ指定管理に出しておる市の施設ばかりではなくて、ほかの一般業者、これの入湯税の減というのが一番大きいわけでございます。指定管理に出しておるものについては、我々は100%入湯税は入っておるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 島倉武昭君。

○6番（島倉武昭君） それは、意味はわかるのですが、そういう市の施設を民間に活用してもらうということは、より効率を上げることを前提として指定管理者制度の導入を考えたのではないですか。そういう意味からすると、やはり前もって前年より少ないとか、それから観光客という話が出たのですが、観光に来てふろに入る観光客を当てにするなんていう、これはもってのほかであって、今までの利活用をより市民から有効に活用してもらうと、それを前提に五十数カ所の指定管理計画、社協とともに出すことを前提にしてやったのが指定管理者制度の考えだと思うのです。それからすると、ちょっとこの減額になるのはおかしいのではないかなという気がしております。結構です。

○議長（浜口鶴蔵君） これで歳入についての質疑を終わります。

歳出は、款ごとに行います。

まず初めに、1款、2款、議会費、総務費についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 款ですとちょっとやりづらいのですが、性質別なことを聞きたいので、お許しをいただきたいと思いますが、よろしいですか。歳出の総体的なことになりますが、款だけでいくとどうしてもやりづらいのですが……

○議長（浜口鶴蔵君） 結構です。

○5番（白杵克身君） それでは、予算案の概要というのをいただきました。これの6ページ、性質別歳出予算というのが書かれておりますが、これ全体、新年度予算、一般会計は458億6,000万ということで、市が昨年策定した市の5カ年財政計画、これの総体的な460億というものをクリアしておるというふうに思っております。

ただ、性質別な中身を見ますとちょっと気にかかる部分があるものですから、二、三点お伺いしたいのですが、まず人件費でございますが、95億5,000万ということでございますが、財政計画では92億5,800万というふうなことになっておりまして、これが約3億近い開きがあるわけですね。この3億と申しますと、職員数にすると多分40から45人くらいの職員数に匹敵するかと思われまして。この辺の数字の差が出た、職員数の差が出たこの原因をお伺いしたいと思います。

それから、普通建設事業費です。これも100億ですか。これ市の財政計画5カ年計画の18年度分で見ますと105億というようなことで、これも4億2,000万くらい少なくなっております。私何を言いたいかといいますと、つまり人件費の方を節約できれば普通建設事業の事業量がある程度確保できたのではないかと

というようなことを考えたものですから、この点についてのお伺いをいたしたいと思います。

それから、歳入に一部入りますが、市債を減額しております。そして、財調を多く計上いたしておるわけですが、公債比率の見込みというものはどの程度に見積もっておられますでしょうか。財政計画によりますと12.6%ぐらいというような予定をしておられるようですが、この辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

とりあえずそこで、あとは款ごとにまたお願いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

まず、人件費の関係であります。昨年策定いたしました財政計画上の人件費というのは、基本的には予算総額に対する比率というものを基本にし、さらにまた従来からの3分の1補助というようなものを勘案をして計画をしたものであります。それと18年度の当初を比較しますと、今議員ご指摘のように約3億円の開きが出ますが、これはある程度財政計画上では希望的な分野での試算でもあったというふうに思いますので、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

それから、普通建設事業につきましては、これ歳入の総額等から一般財源分をある程度見込みまして、その一般財源から義務的な経費を差し引いた残額等をもとにして従来の普通建設事業を実施する場合どの程度が一般財源で実施できるかということを中心に試算をいたしました。その結果、財政計画の上では105億程度の事業規模になったわけですが、実際には100億余りになったということで、一般財源が大きく減額した原因がこのようにあらわれてきたということでもあります。

それから、公債費比率をどの程度見ているかということですが、現段階で18年度の予算ベースでまだそこまで試算してございませんので、規模的には多分十二、三であろうというふうに感じますが、試算していないということでご了解願いたいと思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 総務課長にお伺いしますが、人件費にかかわることなのですけれども、多分昨年中にことしの3月末でやめられる方の希望退職といひますか、そういうものを勧奨扱いにするような方の希望調査をとったと思う。そうしますと、今40人から45人ぐらいの3億ぐらいの人件費が財政計画上との開きがあるわけですが、これは当然ある程度のそういう退職数というものを見込んでの計画だったと思うのですが、それが思うようにいかなかったということなのですか。その点をちょっとお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

財政計画上の人件費につきましては、先ほども申し上げましたが、全体の予算枠での約2割程度を人件費総額として見込んだという経緯もありますので、今議員ご指摘のように勧奨退職等の関係も含めて、そうした内容が加味されておるかということにつきましては、そこまでは加味していません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、私も歳出これだけにするから、ご勘弁を願ひたいのですが、これはひとつ深刻な数字私が分析したら出てきたのです。皆さん、ここにあります18年度当初予算の概要というやつ

の6ページを見たらわかりいいと思うのです。これでいくと、人件費は去年と比べて5億2,580万8,000円、これだけ減額しましたよと書いてある。そうではない。私が見たところの歳入のところで分析したその分析の仕方で分析すると、何とその数字でいけばことしの当初予算というのは9258になる。どういうことを言うておるかということ、92億5,800万になる。それが95億5,100万、この差幾らだかということ2億9,300万。単年度で2億9,300万、人件費はふえたということになるのです、これは。私は見込み違いがなければこんな数字は出るはずはないと思っておるのです。私の分析を否定することはできぬと思います。けれども、否定するならしてもいいが、私の計算だと、人件費はあなたたちが見込んだよりは2億9,300万単年度でふえておる。これをどう分析しておるのかということが1点。ここをどうするかということです。

それからもう一点は、10款の繰出金だ。これが本来ならば4500ぐらいになる。ところが、4839になっておるから、これは何と3億3,600万ふえておるということです。この繰出金というのは、わかりやすく言うと人件費の別額支出。本来なら人件費的なもの。例えば具体的に言うと、下水道や何かの繰出金なんかもこの中へ入っておるわけでしょう。そうすると、人件費と繰出金でべらぼうな数字が、実は見込み違いというのか、財政に狂いが出てきたというのか、私だとそう読めるのですが、これは財政当局はどのように分析していますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

先ほど同僚議員のところでも人件費の関係につきましてはお話をさせてもらいましたが、財政計画上では予算総額に対する見込みで試算をしておりました。ですから、そうした意味で開きが出てきたということとであります。

それから、繰出金につきましては、議員ご指摘のように人件費等の分を含めて、あるいは各会計の中でも老人保健とか、あるいは介護とか、そうした扶助的な分野も伸びてきたのかなど。これ詳細な分析をしていないので、ちょっと今まだはっきり申し上げることはできませんが、議員お話しのように人件費もこの中には入っておるということとあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これで私の質問は、歳出終わりますが、市長、聞いたでしょう。もし市長掌握していなかったら、これも7日の日の質問のときに詳細なのを上げますので、見ていただいて、そして佐渡市の置かれておる財政構造というものをしっかりとつかんでいただいてこれからの行政に当たってもらわなければならぬなということが、先ほどの歳入の問題点、今私が指摘した歳出の問題点、まさに深刻のがめ固まりと、こういうふうになっておりますので、ひとつ心してやっていただきたいということを申し上げて、私の歳出の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 少々細かい質問をさせていただきます。

59ページの2款1項1目行政評価システム導入委託料300万円。この導入委託料300万円と計上したその根拠をまず教えてください。

続きまして61ページ、2款1項5目庁舎周辺整備基本計画設計委託料100万円見込まれています。これ

は、合併3年目を迎えた佐渡市においての各旧市町村に置かれる支所及び本庁における周辺整備なのか、本庁周辺だけに限られるのか、その辺について、まず方向性をお聞かせください。

続きまして63ページ、2款1項6目佐渡航路利用促進事業1,440万円の計上がありますが、これの使用目的と前年度行われた社会実験についての佐渡市側から支払われる精算額というものがはっきりしていたらそれについても教えていただきたい。

続きまして、同じページの新佐渡戦略事業137万5,000円の計上がありますが、この新佐渡戦略事業と地域再生計画における計画員、その策定員との関連性について、その整合性についてどうあるのか、それについてご説明いただきたい。

続きまして71ページ、2款1項9目ケーブルテレビ施設整備事業の中で5億3,000万の計上がありますが、これは今年度、18年度において今現在の未整備地域、両津の一部地域、相川の一部地域、金井の全域、畑野全域という未整備地区がありますが、本年度どの地域から具体的な施設整備に取りかかるのか、その計画があるのか教えてください。

続きまして75ページ、2款1項12目海洋深層水対策事業。この海洋深層水対策事業全般を見ますと約8,600万近くの計上がある中で今後海洋深層水の対策、この事業についての方向性とその経済波及効果等についてどのような見解があるのか、第1回目の質問で教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。総務課の方からは、2点ほどお答えをさせていただきます。

まず第1点、行政評価システムの委託料300万円の内容であります。行政改革の一環として平成18年度を初年度として行政評価システムを取り入れたいということで、3カ年計画の初年度としてまず初めに行政評価システムの基本設計を構築をしたいということで、そのための経費として300万円を計上させていただきました。行政評価システムの関係につきましては、全国的にも既に市では64%の市の方で取り組んでいるということでありまして、ぜひ私どももこの部分についての取り組みを始めたいということになります。

それから2番目に、本庁舎周辺の基本構想の経費が100万円ですが、この関係については、今現在あります本庁舎の周辺の整備のあり方について基本構想を策定したいということで、所要の経費を計上させてもらったものであります。

以上です。

---

#### 会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中ですが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、答弁を許します。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答え申し上げます。

まず、63ページの佐渡航路の助成金1,440万でございますが、これ万代島の駐車場料金ということになりますので、ご理解をお願いします。

それから、その下の新佐渡戦略事業137万5,000円、これにつきましてはことし、17年からやっておるわけですが、島外の方々からいろんな各層から佐渡に対しての戦略、この後どういった方向で活気のある佐渡づくりができるのかということをお教えさせていただくという、そういう会議でございます。17年度は1回、18年度は2回計画しておるわけですが、委員の数につきましては15名以内ということでしております。17年度につきましては、この16日に初めての会議を開きたいということで、そういうつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、71ページ、ケーブルテレビの施設整備事業でございますが、議員ご承知のとおり両津、相川、畑野、金井と、4地区がまだケーブルテレビが入っていないわけですが、18年度、19年度でやりたいということをお市長が今までも再三言われておるわけですが、どこの地区からというのではなくて、2カ年継続事業でやりたいというつもりでおります。18年度と19年度で全島全部網羅したいと考え方でおります。その分の18年度分でございます。19年度ですから20年の4月には一斉にその地区も見れるという方向にしたいということで計画しておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 海洋深層水でお答えいたします。

海洋深層水であります。当観光商工課と農林水産課とそれぞれ水産業務と我々の方と分かれております。それで、経済効果ということでもありますけども、例えば飲料水とか氷とか、また食糧品等に現在使われております。今後有望なといいますか、これから経済効果としましてはホテル等の露天ぶろ等で利用できるよということ、これから販売の促進等に力を入れていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） 引き続きまして、75ページの種苗生産・蓄用事業でございます。これ多田の施設でございますが、ここで種苗、クロアワビの中間育成事業を行いたいと思っております。10万匹を目指しております。

それから、77ページ、深層水氷施設管理費、これも多田にございましてご承知の製氷・貯氷施設でございます。これの維持管理費が432万5,000円ということになってございます。

その次の深層水氷利活用促進事業、これ新しいものでございます。魚の鮮度保持を図り、佐渡の水産物のイメージを高め、ブランド化を目指すことを具現化したいということでございます。この中につきましては、本年度18年度におきましては氷運搬車の購入1,066万、それからそれに関連しまして氷の車から搬出する機械の導入というようなことで、多田の製氷・貯氷施設の効率アップを図りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） まず、59ページの行政評価システムの導入の件について再度質問させていただきま。先ほど質疑させていただいたあれでは、この300万の委託料の根拠について質問させていただいたわ

けですが、その答弁がいただけなかった。その中で、今年度から行政評価システムの導入に当たり、その基本設計をしていこうという考えの中で、この基本設計、行政評価システムの中には行政内でこの評価をしていくやり方と、行政が出した情報を民間がそれを評価する民間との共同型の評価システム、それからNPO等に外部に委託する行政評価システムとの大きく分けて3種類の評価システムがあるわけですが、この辺の行政評価システムで全国的に64%の実施されている自治体の中で多いのが行政内での評価システムを導入されているところが多い。ただし、これについてはかなりの悪評が出ていて、行政でやったことを行政内で評価してはお手盛りの評価にしかすぎないというような評価がなされているわけで、今後その行政評価システム導入に当たり、どの機関でこの行政評価システムの選択を行っていくのか、また300万円を計上されたその根拠について再度ご質問申し上げます。

続きまして、61ページの2款1項5目の庁舎周辺整備基本計画設計委託料の100万円、これは本庁周辺での整備の計画を練ろうというご答弁いただきました。その中で、この基本的な考え方というのは、現在ある金井の庁舎を佐渡市の本庁としての位置づけにおいての周辺整備というふうに考えてよろしいのか、それについて明確な答弁をいただきたい。

続きまして、63ページの2款1項6目佐渡航路利用促進事業に関連して先ほど質問させていただきました。前年度、佐渡航路における社会実験の佐渡市としての精算額はあったのかどうか、その辺についての関連した質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして71ページ、2款1項9目のケーブルテレビ施設事業、18年、19年度で両津、相川、金井、畑野を実施していこうという中で、19年度いっばいでこの事業を完了させたいというのはわかりますが、この中で4地区ある中で具体的には施設整備を行い、開始時期が同時に19年度に行うというのか、それともできたところから開始しようというのか、それについてはっきりした答弁をいただきたいと思います。

続きまして75ページ、2款1項12目の海洋深層水の事業でございます。先ほど8,600万円の18年度の当初予算の中で、飲料水事業、あと種苗の生産事業を現在民間の方々で実施されている中、その事業とともに、今年度新規で先ほどご答弁いただきました海洋深層水氷というものを普及させていこうという予算計上があるわけでありますが、この予算計上額に伴い、予想される水産品の品質の向上というものを目的とされているというご答弁でございましたが、それにつきましてはその経済効果率というものもどの程度に設定されているのか。また、その実施に当たり、どのような手順でどのような点を注意して実施に当たっていこうという考えがございますのか、それについてまずお聞かせください。

続きまして、海洋深層水に伴うアワビの種苗生産事業、10万匹とおっしゃいましたっけ、15万匹、それなりのアワビの種苗を育てていく中で、これが放流されるに当たり、これは各漁協へ有料で販売されていくのか、それとも無料で提供されていくのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 総務課に関係する部分からのお答えをさせていただきます。

まず第1点であります。行政評価システムの関係であります。この関係につきましては、平成18年度を初年度として3カ年で行政評価システムを導入するためのシステムづくりをまず18年度やっていきたい

ということであります。

300万円の算定根拠であります。現在資料を持ち合わせておりませんので、後日お答えをしたいと思います。

この行政評価システムの評価であります。先ほど稲辺議員のご指摘のありましたとおり、今その評価の方法としては内部評価、そして外部評価委員会、そして市民の方々からの評価ということがあります。どういう形の評価がよろしいのかということについて、自己点検等から始まりまして、外部評価委員会へ移行する部分について、また市民の方々との評価結果を公表して意見を求めるという形を順次とっていくような体制にしていきたいというふうに考えております。行政評価の体制については、システム設計のために部や課を横断したプロジェクトチームを設置をして推進をしていきたいというふうに内部組織としては考えております。

それからもう一つ、庁舎周辺の整備の関係についての構想の経費に充当する事業の概要であります。現在当面する事務所の位置として金井庁舎ということでやっておるわけですが、今の状況ではかなりタコ足的な機能になっております。どういう形のあり方がよろしいのか、そういった将来構想を含めた中での検討というふうに今考えておるところの経費であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

まず、先ほど出ました、ちょっと私も答弁おくれたのですが、17年度に行いました春と秋の社会実験でございます。春の社会実験につきましては、当初県等との話の中でも前年度の同時期より観光客がふえた場合には佐渡市の負担は要りませんよという話だったのですが、これ大変ありがたく思っておりますが、前年同期よりはふえたということで、春の社会実験については佐渡市の負担はありません。秋の社会実験につきましては、当初から10分の1を佐渡市が持ってくれという方向できております。もう秋の社会実験終わって相当の時期になるのですが、まだ精算中ということになりますので、今のところちょっと出ておりませんが、我々聞く範囲では何百万円になるのでしょうか、そのように。何百万円というのは100万よりいっぱいだと思うのですが、そんなことでこの後出てくるのではないかなというつもりでいます。

それから、テレビの関係でございますが、先ほど18年、19年で4地区をやってしまいたいという話をしたわけですが、18年度の仕事というのは、今ちょっと私本数的には持ってきていないものですからわからないのですが、基本的には相川地区、両津地区につきましても東北電力の電柱に添架させてほしいという話をしております。これは相当何千本単位という本になるものですから、この協議が終わらないと発注ができないということになっております。それは、正式な額がわかりませんので、その協議をこしは18年度へ入ったら進めていくと。それ電力さんの方へ聞きますと相当五、六カ月かかるのだというようなことを言われております。早くても五、六カ月かかるということ言われております。そうなりますと、添架できる電柱、しかも新たに立てなければならぬ電柱とかありますので、こしの18年度の仕事というのは主にそういった調査、それと資材の購入等で終わるのではないかなというのが我々事務局の見方しております。ですので、本当の工事は19年度から入っていくのではないかなという、そういう考え方を持っておりますので、そんなことで予算計上しております。そうなりますと、先ほど言いましたように20年の



4月から一斉にやっていきたいと、そう考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁漏れがあります。

総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） 先ほど行政評価システムの資料を今持ち合わせていないということだったので、済みません、ありました。このシステムの関係であります、300万の委託の経費であります、これについて詳しくは申し上げられませんが、施策の組み立て、それから政策からの整理、それから総合計画との調整、それから幹部研修に要する経費、それから事務事業の評価、モデル事業での点検、それからトップによる2次評価、そういった部分でのコンサルタントの提案によります経費の概要であります。以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） 最初に、クロアワビの稚魚について有料かということでございます。有料の売り払いになってございます。それにつきましては、諸収入の中に算入してございます。

それから、深層水氷の活用事業ということでございますが、この氷につきましては、ご存じかもしれませんが、氷温が低くて締め氷に大変いいという効果があるように伺っております。でありますので、ますますそれをご利用していただき、鮮度の高い魚を供給していくような形を促進していただきたいと思っております。まず、今年度その手順といいますと、車購入等のこととございますが、これ特殊車両でございまして、7トン車でマイナス20度保冷できる車両になってございます。この車を購入いたしますが、漁業関係者の方にこれを利用していただいて氷を使っていただきたいということです。現在氷使用の比率が大変少のうございますので、そのアップも兼ねて購入して利用していただくものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長が訂正したい旨のご発言がございました。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） 大変失礼をしました。少し訂正させてほしいのですが、先ほどの戦略会議のメンバー、私は15人以内という話したかと思うのですが、20人ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 最後です。

もう一回59ページの行政評価システムについて、総務課長の方から明確な答弁がいただけなかったというのが、その三つのシステムの中のどのシステムを具体的に導入していくのか、これについて明確な答弁をいただけなかったので、申しわけないですが、もう一度答弁いただきたいと思えます。

それから、庁舎の周辺整備の基本計画について、本庁周辺でということでお考えになっているということとありますが、これについては確かに今の本庁、今回の機構改革の中で、本庁というか金井の庁舎が手狭になってきているのは事実であると思えますが、市民の中では一応金井ばかりに集中させるのではなくて分庁方式という、新しいものを建てないでというような意見もあると思えますので、庁舎の周辺整備という中にやはり分庁方式というものも組み入れるべきではないかなというふうには考えておりますので、その辺についてのご見解をお伺いさせていただきたいと思えます。

続きまして、海洋深層水について、クロアワビは有料で10万匹を出していくという何か事業というのは

了解、理解させていただきましたが、海洋深層水氷、氷ですよ。これを保冷車を買って、それを両津港、両津の市場ですか、それとも各漁協へ配付していくのでしょうか。その辺のいわゆる真水の氷につけてからその後海洋深層水氷に変えても、鮮度自体が出すときに変わるだけで、具体的にその効果が見られるのかどうかというところ非常に疑問に思いますので、その辺についていわゆる具体的なそのニーズがどこにあって、どこに効率的な事業になっていくのかというものをしっかりと把握されているのか、その辺について確認させていただきたいということと、今後それによるブランド力、いわゆる地域ブランド作成のための具体的な手腕、そのプロジェクトチームのあり方というものもあわせて考えていく必要があるのではないかと。それについては、商品づくりとともにマーケットの確保という意味では、しっかりとしたマーケティングをなされる人材が確保されるべきだというふうに思いますが、それについていかがでしょうか。最後にします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

行政評価システムに関する私どもの答弁が不十分だったということではありますが、まず評価の関係は段階的にしていきたいというふうに考えております。まず内部評価をし、そして外部評価委員会、そして市民に対する市民から意見を求める評価、そういう形で段階を追って評価をしていただこうと。内部評価だけでとどめるのであれば、これはまさに身内だけの評価になってしまいますので、本来の行政評価になっていないだろうと思います。そういう段階を追っての評価ということを考えていきたいというふうに思っておるところであります。

それから、先ほどの本庁舎周辺の構想であります。これにつきましてはまず本庁舎の機能としてのあり方というものをまず踏まえた上で、その組織体としてどのような形がいいのかということありますので、本庁舎の周辺で本庁舎の機能が賄えるような形ができるのかどうかということをまず検討していこうというふうに考えておる、そのための経費だというふうに考えておるところであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） 氷の活用につきましてでございますが、車で運搬するということについては両津漁港を考えてございます。

それから、この効果について具体的な検証といえますか、成果についてお尋ねのようでありましたが、これにつきましてはご承知のとおり平成17年、いわゆる今年度に始めた事業でありまして、確実な資料としてまだ適用はできませんが、先ほど申し上げましたとおり、氷の性質上非常に氷温が低いということから、漁業関係者からのお話では、いろんな欠点もありますけれども、そのメリットもあるというようなこともあります。ですが、はっきりと今この点でお知らせするようなところまで至っておりません。というのは、また繰り返しますけれども、17年から、12月ですか実験した段階であります。それで、そのトン数ですが、そのときは44トンほどご利用いただいた結果でございますので、それも含めて18年度もあわせて私どもの立場としてはやっぱり調査というか、その販路の活用の方法について、あわせて実施をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 海洋深層水の氷のところまで入っていったから、私言わざるを得ぬですが、海洋深層水の消費が少ないから、その消費をふやすために今度は次に氷をつくろうって、やることなすことみんな間違っていますよ。我々は、最終的には200億程度の自治になるのですよ。漁連がやりたい、漁協がやりたい、補助金を入れてくれというなら一発ものですから、これは私はあるのだからやれば良いと思う。しかし、事業主体が佐渡市などなってこんなものやっていったら、もつわけもないし、持てるわけもない。この深層水氷が本当にそれで鮮度が高く成功するものであるなら、全国どこへ行っても水深200メートル行って掘ればあるのですよ、こんなものは。しっかりしてください。深層水をやってみたが、ちっとも消費ができない。何とか消費をしなければならぬと悪あがきをしてどんどん、どんどん深みへはまっていておるのが今の状態です。こんなもの深層水をこんな佐渡島でやって成功する事例なんか初めからないのだ。成功しておる事例は、全部本土でやっておるのだ。大きな工場を誘致して初めて工場誘致で企業ベースに合っているのが現実です。しっかり慎重にやってください、市長。漁協がやりたい、漁連がこの事業をやりたい。あるのですから、補助金投入するのは結構。しかし、市がこんなものやって持つていけるわけがないのです。その辺をぜひ慎重に、今販路があったら教えてもらいたいし、やるからには慎重にやってもらいたい。とんでもないところへ入っていきますよ。答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今のご心配ごもっともなものです。今回の深層水氷のテストと今度の搬送のやつは、今まででも深層水氷はつくっておるのです。それを一番消費が多い両津港へ搬送しようという目的です。それは、今度やろうとしているのは、定置から船の中に今でも冷水槽がありまして、大体二、三度ぐらいの温度で運んでおるわけなのですが、それを持ってくる間、大体深層水氷の場合はそれから下がること4度から5度下がるわけです。それ以上下がると今度は身が傷むわけなので、そのぎりぎりのところのテストをして、すべて市場へ出すときにその間の数時間の間は、深層水氷の場合は清浄水なので、温度が低くて、かつまた細菌類が非常に少ないという氷でもありますので、その間せめて品質が劣化しない。その後、出荷後に汚染された魚がまた劣化が早いということを守るための効果を認めたので、これをやろうということになっているわけです。

それと同時に、新潟県がカンブリについてはブランド化をしようということになっていまして、もちろんアマエビもそうですし、もちろん今までの米、あるいはカキもそうなのですけれども、その一層の品質、あるいはイメージのアップをしようというところに深層水氷を使おうと。それと同時に、また両津の市場を大改造をこれからしようとしていると思うのですが、それは何かというと、今の流れの中では非常に汚染された出荷状態であるということで、ほかの地域の市場に比べて非常に劣っているということが言われています。そういうものを輸送に時間のかかる佐渡島であるので、このまま置くと佐渡の魚は値段が安いというふうな状態で現状にあるわけなので、何とかそれをよくするためには一つのモデルとしてやってみたいというので、いつまでたっても佐渡島やろうなんてはもともとってはいないわけでございまして、ぜひ効果があって、漁協の合併余りうまくいきませんでしたけれども、何とか漁協に力をつけてもらって漁協が主体となってこれを運営して行ってほしいと願っているわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 75ページ、地域・ふるさと振興事業で6,050万9,000円上がっております。これは基

金を積み立てた利息を利用してチャレンジ事業をやろうというふうな形で盛ってくれた予算だと思うのです。ですから、地域で何かイベントを起こしたいという人はこういうものにチャレンジをすればいいのですが、これ事業費は1件30万円以上、100万円を限度としてその70%を補てんしてあげるという形のものなのですが、6,000万というかなりの事業所が名乗りを上げないと消化できない予算だと思うのです。この辺のところはどのくらいのイベントの申請があるというふうな形でこれを上げたのか、それを聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

この6,050万9,000円、これ中身については今議員がおっしゃるとおりのチャレンジ事業でございます。17年度からこの仕事をやらせていただきました。17年度は3,000万、18年度は6,000万ということになっております。17年度は20億でしたので、ことしは40億となりますから、倍の金が出たわけですが、私たちの方の取り組みが遅かったというようなこと、というのはこれ補助率を幾らにするのか。この本来の目的はソフト事業だけに出そうという、そういう考え方であったわけですが、やってみましたら今議員ご指摘のとおりハード事業にもあったというようなことで、その辺のソフト事業、ハード事業まで出そうというようなこと、そういったところでおくれておりました。

議員の言うとおりに30万円以上、限度額を100万円ということでしたわけですが、昨年やった結果、取りつくのも遅かったし、それから我々のPRも不足だったということがありますので、相当金が余っております。これことしそういったことを反省しまして、まず補助率をもう少し上げるべきではないかと。それから、補助金額も最高額を100万にしたわけですが、これをもう少し上げるべきではないかというようなことを今検討しております。ことしこの6,000万というのは使ってしまいたいというつもりでおるのですが、どのくらいの件数があってどのくらいの額があるとかということは、今のところまだ申請中でございますので、見ておりません。全部まとめておりません。そういったことで、ことしは大幅な改正をして少しでも有利な補助金にしたいなという考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） これ17年度の締め切りは10月の20日、18年度事業に関しては多分2月の17日が期限だったと思うのですが、現在どのくらい出ているのか聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

大変申しわけないのですが、きょうその質問が出るというつもりありませんでしたので、資料等を持ってきていないのですが、大変申しわけありません。後でまた委員会等でご説明というつもりでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） この資金を使えば相当佐渡おこしに利用できると思うのです。ですから、ある程度この中の、例えば300万でも500万でもいいですが、佐渡のイベントを起こしたときに地域を非常に盛り立てたというふうな形であれば、どうせ基金の利息ですから、地域イベント大賞というふうなものもつけて、それを好きに使ってくれというふうな形に利用することもできると思うのですが、これはそういうふうな



○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私の方から支所及び出張所費の大きな減額の要素であります。まず大きなところといたしましては、一般管理費の方に費目を移したと。今回事業費、事業に合わせて予算を組んでいるというところで、一般管理費の方に事業を移したのがあります。そういった部分が大きなところではありますが、大きく委託料の関係、印刷業務委託料、あるいは簡易郵便局業務委託料等が2,100万余りが一般管理費の方に入っておりますし、市政事務嘱託員経費5,200万程度については、これも一般管理費の方に入っております。これが大きなところでもあります。あとそれぞれ支所、出張所の方では施設の改修工事を平成17年度に行っていたところがありますが、今回そういった工事請負費が少ない部分で減額になっているというところでもあります。そのほかには、今回財政の方から経常的な経費については原則20%をカットせよと、こういう厳しいお達しの中で、私ども内部努力をいたしまして、例えば清掃委託等についてはできるだけ自前でやろうというところで、これ本庁も含めてでありますけれども、清掃委託の関係等、あるいはあと点検の業務等につきましてもできるだけ見直しをして、不要なものについては今回減額をさせていただいたというところで、総体として1億7,000万の減額になったというところでもあります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 菊地監査委員事務局長。

監査4名について。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

議案第4号でも提案をさせていただいておりますが、私どもは議員質問のとおりにさせていただきたいと、そういうふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、簡単に。

今の総務課長の支所の関係の経費の関係では、今私が申し上げたように4割近くですが、先ほどの費目を移したというようなことをあれするが、この玉はそれなら合うということではなくて、実際に上げた2億8,000万ですが、これ以上に前年対比では実績では支所としては業務としては予算配分はされておると考えていいですね。費目が移ったのであって、支所の仕事の中身としては、単純に言えばこの人仕事をあれしたから減ったというのではなくて、先ほど話したように委託費ですか、ほかのところへ移したというようなことは、当然前年対比ではこの中へ入ってプラスされると、こういうふうになるわけですね。そういう理解でよろしいですか。それが1点。

それから、監査の関係は今課長の報告受けました。私監査については、特に市の行財政の関係は事務局で基礎ベースをきちんとつくると、することによって、ある面では行政の監視をきちんとしていく、その役目が強化をされたのだというふうに思っています。そういう要望を議員の相当の方々も私も含めて持っていたところではありますが、そういうことについては市の対応について、ある面は前例踏襲ではなかなかこういうところはないのが普通なのですが、つけたということに対しては大変な評価を申し上げたいと、こう思っているところで、あとは配置をされましたら代表監査委員の方、ぜひ適切な指導をして有能な職員に育ててもらいたい、このように思っているところでもあります。

以上であります。あと一点答弁いただいて、終わりにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

支所の経費としては、経常経費としては減額をさせてもらっております。これ経常経費の部分だけあります。

○議長（浜口鶴蔵君） これで1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたしまして、ここで暫時休憩いたします。

午後 5時32分 休憩

---

午後 5時39分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次、3款民生費、4款衛生費、5款労働費、以上3款についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 1点だけこれ指摘しておきますが、清掃総務費、やっとなんとはわかってきたなと。4億7,000万の減額、ちょっとわかってきたのだかな、やっぱり行政がなと、こうなるのですが、これにしてもまだ7億などとんでもない話。最終的にはゼロと、ボランティアで職員がやるか、ボランティアでやるのですよ、これは。こんなことあり得ないのですよ、最終的に6万自治になったときに。これは、非常に行政がよくわかってきて4億7,000万を減額したというのだ。どうやったらこうなったのか、ぜひこれを教えていただきたい。4億7,000万の減額分は、どうやったらこれがうまく削れたのか、これ回答を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今竹内議員のご質問で清掃総務費約4億7,000万の削減、これはどういう項目で減額されたのかということですが、これは個々に経常経費の中でいろいろな見直しをさせていただいたということございまして、その積み上げというふうにご理解いただきたいと思っております。その中でもやはりいろいろと見直しをするところがあったわけですが、ごみの収集の運搬の委託料の問題ですとか、いろいろまだまだ問題があるわけですが、そういうところも含めまして若干の見直しをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 大づかみでやってこれだけやったというのだから、わかりました。しかし、私先ほども言うたとおりの最終的には、うそではないですよ、ゼロでなければ駄目ですよ、これは。清掃は全部ボランティアというもので最終的にはやらなければ、実際絶対この自治はもたないのです。ぜひそういう形で、一気にできぬだろうが、徐々に徐々にこれを進めていただきたい。そのことだけ要望して終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 2点ほどお伺いしたいのですが、143ページの工事請負費6,330万の中に灰溶融固形化施設の改修が3,500万含まれております。これは特殊なものか通常の範囲での改修かお伺いしたいのと、直近の処理状況はどのようになっておりますか。処理能力がたしか24時間で14.5トンというふうに記憶しておるのですが、その辺についてお伺いしたいというのと、あと151ページでございますが、病院費、繰出金の病院事業会計出資金1億2,472万1,000円が計上されておりますが、病院事業会計の方の資本的収入の中には2億2,994万円が計上されております。半分ぐらいしか一般会計でこの出資金の計上をしていないわけですか。この差というのはどういうふうにして担保されるかお伺いしたいと思いますし、この予算の編成の方法は予算の総計主義からすると必ずしもよいことではないというふうに考えますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

それでは、メルティングセンターの工事請負費として3,500万円これ計上させていただいておりますが、メルティングセンター佐渡は、灰の溶融をしております、炉が常に1,300度以上の高温で稼働を行っているということで、その耐火レンガが非常に著しい摩耗をするということでございます。これも定期的な修理はやっておるのですが、来年度につきましてはかなり大がかりに工事をやりたいということでこの額を計上させていただいております。

なお、直近の処理量でございますが、先ほどご質問の中で能力14.5トン、1日当たり能力というお話がございましたが、17年度につきましては、1日当たり約10トンの処理をやっているという状況でございます。

それと、先ほど清掃総務費の中で減額の要素についてご質問がございまして、若干不足の点がございましたのでお答え申し上げたいと思いますが、この中で昨年度は真野と両津のごみ焼却場の解体工事が入ってございまして、4億6,000万ぐらい入ってございましたけれども、これがなくなりまして……そういう大きな要素があったものですから、申しわけございません、ちょっと失礼いたしました。答弁漏れでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

今白杵議員からご指摘のありました件でございますが、17年度の当初予算の編成からこういう形にやらせていただいております。理由といたしましては、一般会計からの当初の繰り出しにつきましては、元利償還金に相当する部分については2分の1を当初予算に計上する、残りのソフト部分については100%を計上してもらっております。一方、病院事業会計につきましては、企業会計の予算編成の方法としまして、予定される年度内に必要となる収入並びに経費については予想される全額を予算計上いたしまして、バランスがとれているかどうか、そういう予算編成の仕方でありまして、そういう意味で、昨年からは病院会計サイドでは繰入金相当分につきまして年間の所要見込額を計上していると、そういうことでございます。

ちなみに、数字的でございますが、一般会計からの繰出金総額が当初予算計上額では5億1,608万4,000円でございます。ちなみに、病院会計サイドの収入の部の総額が18年度予想される額ということで、残りの



元利償還金の2分の1を含めまして6億8,484万7,000円ということで編成をしてあります。よろしく願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） メルティングセンターの処理量が直近で日10トンということですが、昨年の16年度ですと11.2トンというふう実績でお伺いしておりますが、これごみの量が総体的に少なくなったというふう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

これまだ年度の途中でございますので、まだ細かくこれから精査をしてみたいと思いますが、一つの要素としてはごみの量が減っているというものもあるというふうにごちらとしては把握してございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） 1点だけお願いいたします。

101ページの特別養護老人ホーム整備事業、概要版で新徳地区の特別養護老人ホームということは理解しますが、何人収容施設でどこが運営をするのかということ。それから、予算書の中で土地造成工事、土地購入費、それぞれ1,900万、4,840万計上されておりますが、この土地代は無償なのか有料なのかをまずお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

新徳地区に建設予定の特養であります。建設者は民間社会福祉法人の愛宕福祉会ということになっております。それから、用地の購入につきましては、5,769平米を佐渡市が購入して民間法人に無償で貸し付けると、長期にわたって貸し付けていきたい。そのほか1,900万につきましては、造成工事で表土をとって地ならしをしていくと、こういう予定であります。

以上です。

〔「100だ」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（熊谷英男君） 入所が80床、それからショートが20床、計100床であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） 100人ということで、待機者の方がまだまだ多くいらっしゃると思うのですが、ほかの社会福祉法人の待機者の方とこの今回の民間の会社でやるところに応募される方の皆さんの待機者の情報というのは、これで一元化をできるのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

言われる趣旨がちょっと私自身わかりにくいのですが、昨年の2月1日、全県の一斉調査の段階で488名の待機者がいたと、佐渡島内で。その状況で、その後赤泊で50床、ショートで20床というのができております。その辺で、今現在では400人余りかなというところで推定をしております。もちろん来年度今の100床

が建設されれば一定の解消はできるというふうに期待はしていますが、今入所申し込みにつきましては本人やご家族がそれぞれの施設の方へ直接お話をされて契約行為ということになっております。そんな関係でありますから、選択肢はそれぞれご本人なりご家族が持っているということでもありますので、その辺の正直議員のおっしゃる意味合いがちょっとわかりにくかったのですが、もしあれでしたらもう一度お願いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） 要するに重複している部分が重なっているのかしっかり統一されているのかというところを聞きたかったのですが、意味がわかりませんか。

それからもう一つ、これで最後なので、今度のこの老人ホームができることによって介護保険の保険料にどの程度反映されるのかという部分、わかりましたらお知らせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

この施設ができたからということで、どの程度はね上がるという部分はちょっとあれなのですが、今大詰めにまいっております。18年度からの3年間の第3期介護保険事業計画というものを総合的に私どもこの3年間にどれだけの施設ができたり、どれだけの在宅のサービスがふえていくか、そういったことをトータルで判断しまして、一応現時点では第2期介護保険の保険料月額平均が2,500円ではありますが、今の予定では平均3,300円ということになる予定であります、これができたからというのではなくて、総合的この3年間にデイサービスもあります。それから、グループホームも一部後半に計画されております。そんなことトータルの中で3,300円ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 山本伊之助君。

○11番（山本伊之助君） 1点だけ、ちょっと幼稚な質問で申しわけありませんが、131ページ、路上小動物死骸処理委託料とありますけれども、これはいつからの予算でどのように委託をなされているか教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

このお尋ねの路上小動物死骸処理委託料でございますが、これは路上で交通事故等で犬、もしくは猫、これが死亡しているといったものについて民間の皆さんに処理を委託しようということで今この予算を計上させていただいております。今現在支所の職員が対応しておりますが、年間で約450回ぐらいのこういう出動があるものですから、かなりの業務の負担になっているということで、このような対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 山本伊之助君。

○11番（山本伊之助君） 今課長、支所の職員が処理をしているというお話でしたが、相川地区ではそういうものはごみ扱いで地域の人が処理しなさいということを言われてきました。このように出ている。今の答弁によりますと、これは島内全部そろっていないということになります。

もう一つは、これをどのようにして、そうするとその近所の人に委託しなければいけないと思うのですが、どのような方法で委託をするのですか。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

確かに地域的にそのような差があったということは事実だろうと思います。ただ、島内多くの地区につきましては現在支所の職員が処理をといますか、回収をし、クリーンセンターに持ち込みをしているという対応を図っているのが大方であろうかなというふうに考えております。この委託につきましては、これを請け負っていただく、今これまで両津地区では一部シルバー人材センターの方にお願いいたしましてこういう対応をしていただいた経過もございますので、シルバー人材センター、もしくはそのほかにこういう業務を行っていただけたところをお願いして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 長くなるので遠慮しておったのですが、137ページのトキと共生する地域づくりの推進委託料、これがここ五、六年の間に非常に脚光を浴びてこういった格好で載ってきておりますが、私市長にぜひお伺いをしたいのは、議会と一体トキを自然放鳥するというようなことのコンセンサスをいつ得たのか、いつ得るのか。それから、有機農業だけではないわけで、当然無機農業をどんどんやっておる国仲大平野、それから空中散布をやっておる国仲大平野、こういう非常に粗悪な環境の中へ本当にトキを自然放鳥するというような、まさに無責任なお考えを持っておられるのか。

この予算がどんどん、どんどんひとり歩きしてボリュームもふえていく。私もトキの自然放鳥は本当にありがたいし、かなうことならこれは大変いいことだと思いますが、九州の方でコウノトリが放鳥されたから、では次はトキだなんていうような、一生懸命これボランティアがご活躍をしたり、専門家の方々やりになっていただいておりますけれども、いざ最後の終局的なところへ行って自然放鳥はできませんと、いろんな環境破壊等のそういうことを検討したらこれはできないと、あるいはトキそのものがやっぱりいろいろ検討したら危険性があるって放せない、というような可能性というものはいつの時点で判断されるのか。

それと、市長が、議会に対して、ニッポニアニッポンのこのトキを日本の宝として、佐渡にご縁があるのだから、佐渡の議会としてはこういうことで全会一致というようなことで市長提案に賛成をするというようなコンセンサスをどこで得るのか。そういったことの何にもないうちに、こういう共生費の用だ、何の用だという予算だけはどんどん、どんどん出しておるのですが、これは一体いつそういう市長のまさに責任下に置いたそういったご回答を出されるのかお聞かせをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に難しい問題ですが、トキの自然放鳥は国が一応決めたというふうに聞いております。ただ、確におっしゃるとおり、必ずしもトキを放鳥することが望ましいと思われる人ばかりではないかもしれません。しかし、いつも申し上げておるのですが、トキとの共生を目指すというスタンスが最終的には農業の成果を生み出す、米なら米、その他の作物がそういう環境のもとにでき上がった

ということで付加価値をつけるということでご理解いただけるのではないかというふうに思います。

もちろんトキの放鳥は議会の議決が要るのかどうかということも、私ちょっと今急に言われますとよくわかりませんが、それについては、大方の環境をよくしようと、自分たちが住んでいるところが農業まみれでないということは、次の世代を健康に育てようと思われる方の大方の理解を得られているのではないか。ただし、国仲の大農法を進める立場からいえば、当然農業の効率化ということも非常に大事なわけで、そこのところをある程度分けながら持っていくべきだというふうに考えております。

ただ、たまたま農業散布の問題に言及されましたけれども、19年度からは、ことしは1回だけ、特にコシヒカリBLが全面的に植えつけられたということもありまして、いもちの発生も少ないだろうということで、ことしから1回。それに対して、わずかでありますけれども、無人ヘリの訓練費としても計上しておるわけですが、あるいは地上散布等をあわせて何とかそこのところご理解得ながら、19年度の空中散布をもうやらないという形を大きくアピールすることによって、佐渡米のブランド化、あるいは環境のいいところでつくられた生産物の安全ということを訴えて、これは農協と一緒にやらなければいけませんけれども、佐渡の米が売却、完売ができるような仕組みに持っていきたいというふうに考えておるわけですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） それでは、整理をさせていただきますが、市長は、国が決めてきたのだから、これは受けざるを得ないし、言ったことは守らざるを得ないと、市長の現在ただいまのお考えはそうだと私は認識しているのですね。

それと、そういういわゆるブランド米コシヒカリ、これが耐久、耐用、それから耐性、そういったものが三つ一緒になって、いや、農業振らぬでも今までと収量も変わらないし、さらに質がよくなったというような米が、私は一切そういったことをやめたらできるとは、今の自然界からしてどうも思えないのですが、そういったことを含めて農家の方に大方そういう苦勞をしながらつくった米だからということも言っても、質が悪かったり、収量が悪かったら市場ではこれは全然相手にされませんよ。そうしましたら、その減収が減った農家の補てんは佐渡市がなくてはならない状況が必然的に生まれるのではないですか。

私は、そういうようなことを含めて、あなたがやりたいことに水を差すのではないのです。私もトキを放鳥して自然に徘徊できるというようなことならこれは一番いいのですが、そうであるならば遠大な計画を立てながら議会の中にトキと共生していく特別委員会というものをあなたみずから立ててそういうことをやっぱり検討していかないと、東京任せ、あるいは新大の先生任せとかボランティア任せだけでは、それは圃場をつくるとか、あるいは水の清き水路をつくるとか、そんなことはもちろんできるかもしれませんが、肝心の本当に現在の収量が減らないで、そしてあくまでもその米を食いながらトキも元気に動いておるのだというような、そんなうまいことがいけるものかどうなのか。

そういったことを今急にあなたに私は返事せいと言いませんが、どうかひとつそういうことを、非常にくだいようですが、生産者の立場を踏まえながらきっちりと計画をやっぱりあなたに立てていただきたい。東京から言うてきたから、新潟から言うてきたなんていう、それでは自治体の長としてのまさに責任感も何もない話だし、あなた自身がトキを本当に欲しいのか欲しくないのか全然わからぬ話です。そんなことを含めて、私はトキと共生する島づくりをするというような特別委員会をつくるべきだと、議会の中で。

そして、行政と三位一体になってこの問題をやっていくと。いざ最後にもう米を食い荒らされた、どうもならぬときに、行政がその財政負担をしなければならぬというときが来たら、今からそういうものの心配をないように埋めて体制をつくっておけば何ら問題ありませんが、いきなりそれはそういったことで収量や予算が落ちたということになれば、これは大変なことに私はなると思うのです。

ですから、ぜひそういったことを慎重に、放鳥するなというのではないのです。私は、むしろ大きな後樂園球場の三つ分ぐらいのフライングケージを生樫の山にかけて、そこにトキを放鳥して、木戸銭を取って、そこへ入ってトキをえづけをしようと、えさをまこうと、トキと憩えるというようなことの方が安全であり、完全なのではないかと、こう実現性も含めて思うのですが、あくまでも自然放鳥でいくというご姿勢ですか、含めてお願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最終的には、ぜひご理解いただきたいと思うのですが、トキの放鳥自体について、トキがどれだけ周りを荒らすのかと。食い荒らすといいましょうか、食うのはたしかドジョウで、食うのではなくて、確かに聞いていますのは、植えつけをしたときにまだ小さいうちに歩き回って踏みつぶすということでもございますので、今のところは今度の予算もそうですが、周辺の水辺、トキが歩き回る近いところについてはそれなりの減収補てんもしようと、あるいは水辺もつくろうということで行っているわけです。

もちろんさっきおっしゃられたように米をつくるのに農薬は必要ないかと言われると、これは特に効率のいい米づくりには必要だろうということでありまして、それを否定するものでは何でもありません。ですから、その折合いが、特に中山間地は何かトキのすめるような清浄な地域であってほしいし、生産第一で考える場所については、イメージも考えながら、恐らく減農薬、減化学肥料という形ですみ分けができるのではないかというふうに思っています。その認識は、農協さんが一番どうするかもあるのですが、恐らく農協さんと一緒にやっていけるのではないかと。イメージが悪い空中散布について言えば、これはもう本土ではほとんど、非常に少なくなっておりまして、最終的には佐渡だけが残ったとしても佐渡だけのためにヘリコプターを持ってくるわけにはいかないような状態がまさに近づいています。やはりほかの地域の環境をどう考えるかというグループ、そういう農家とも一緒に足並みをそろえながら、佐渡だけが農薬まみれの米をつくっているというイメージを与えないようにするのが本当の意味で農家のために役立つのではないかと考えています。昨年の米は、魚沼産は売り切れましたが、佐渡の米はまだ残っているというふうに、年末の情報ですが、聞いています。ぜひ佐渡の米も喜んで完売するというようなその状態になるのを、この環境型の農業とイメージアップで一緒にやっていきたいというふうに思っています。

それから、議会の方に特別委員会つくった方がいいのではないかとのご意見でございました。これは、ちょっと後ほどまた議会ともご相談させていただきながら対処したいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） どうも市長さんと最後に私がかみ合わないところ1点あるのは、いわゆる農薬を使わないでいいものができるのかできないのかということに対してあなたはどのように思っておられるのかと。

それから、人工ヘリを飛ばす、ロボット化して飛ばすといったって、これはポストハーベストという格

好で農薬を完全に断ち切るというわけではないのです。まくのはまくのです。では、ことしまた魚沼米は売れたが、佐渡米は残っておるという原因は何ですか。やっぱりブランド米でありながらも、あっちが一流で1等米なら佐渡はやっぱり1.5とかぐらいに落ちるといふようなことがあるから、売れないのでしょう。そこへ農薬も使わない、何も使わないでいい米ができて、さらにそういった収量とか農家経済に何ら影響がないと、あなたは本当にお考えになっておるのですか。そうであるならそれでいいのです。私あなたの言質だけとって、またいずれ一般質問でしかとやりますから、なのですが、どうも非常にポイントがずれたようなお話を市長はやられておるのですが、科学的に分析をしてもそんな今まで培ってきた米づくりの中で急に農薬がなくなって以前にまさるいい米ができるなんて話、これは絶対ありません。

だから、そういうことの被害を事前に食いとめるというようなことを含めながら、議会と既にそういう理論武装をして準備をおざなりなくやった方がいいのではないですかということをお願いしておるのですが、私これで置きますけれども、市長に最後にそういったことを、ポストハーベストのロボットヘリを飛ばす、飛ばさぬは別にして、やっぱり農薬とは縁が切れぬと思うが、あなたは米づくりは徐々に農薬を減らして行って佐渡の米を有機農業化した米にするというふうなお考えで、そしてトキと、それで落ちた分はトキがおるから、理解してくれるだろうというふうなことで、農家経済をどう立て直して支えていけるかというふうなこと、そういう答えも出てこないうちにそういう話になってしまっておるのですが、今のもう一回私は確かめますが、あくまでもそういった農薬を使わないで米づくりをやって農家の信頼を得られると、市長はそういうお考えであるかということだけ確認させてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これコストとやっぱり生産物がどういうふうにか売れるかというバランスでございまして、単なる米だけのことを言えば、当然今まで大量生産、大量消費の中で米は同じように農薬を使い、かつまた金肥、化学肥料もきっちり使った方が、そういう意味では当時の消費者に合う製品ができたのは当然のことでありまして、ですから消費者にどういうふうにかアピールする米をつくるかは、やっぱり農協を中心にした農家の方々の選択であるわけです。

当然それは一つの提案を、トキというイメージを使ってできるだけ高く売りたいというのが一つの今回の目的でありまして、当然農家には人手もいなくなるわけです。当然コストを安くし、かつまた効率よくつくるといふことも非常に大事でありましょう。ですから、そこのところはこれからの議論にまつところでありますが、せめてトキのケージの周辺はトキが舞ってもそれによってダメージを得ないというふうな場所づくりをしたいというふうにか考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 質問する気はなかったけれども、大事なやりとりがあるから、市長、しっかりしてもらわなければ困ります。あなたは、トキの放鳥について議会の同意を得なければならぬかどうかといふのは何かわからぬみたいなかんことを言っておるのですが、冗談ではないですよ。あなたは、環境条例といふのをどうやってつくったの。大声で、がんがん、がんがんやって議会在環境条例の文章を直してつくったけれども、結局トキの野生復帰といふことと、共生しながら佐渡の豊かな環境を守り育てて立派な佐渡島をつくらうといふのが議会の議決いただいた条例があるではないですか。それを忘れて、議会の同意を得なければならぬかどうなんてばかなこと言っていますが、居並ぶまたこの職員、すぐ市長に、市長、

環境条例がありますよと、こうすかさず助け船を出さぬでどうする。外野におれが助け船を出さなければならぬようなぎまでは、これは駄目だと、こういうこと。

それと、やっぱり思想がしっかりしていないのだ。この佐渡島を世界一の島にするぜと。とりあえずはコウノトリ飛ばしたと言っているけれども、やっぱり絶滅しかかったトキを、これは国の面を、あれは中国から天皇陛下が借りて、もらってきたか何かしたやつでしょう。だから、まさに日本国が命運をかけてやっておる仕事がトキの放鳥なのです。だから、そここのところの視点はしっかり押さえて、また国に言うべきことがあったらやっぱり国に言うのだと。そして、農家の皆さん、それから佐渡島の皆さん、ともども皆さんから議決いただいた環境条例の精神に基づいて佐渡島をつくるのだと。それから個々の問題についてはその都度皆さんで研究していくのだというようなことでないとこれだめなのだ。こんなことがあったらすぐまた特別委員会をつくるから、こんな姿勢は全然だめと私は思うのですが、答弁しようと思ったらやってください。私は、特にこれは答弁は要るのだらうと思うけれども、そのくらいの姿勢がないとだめだと思う……

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑でありますので、簡潔に願います。

渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 18年度予算書を見て、今までの予算書と大きく形が変わりました。どなたか執行部から説明あるかなと今まで待っておったのですが、何も説明ないのですけれども、普通17年度までは、款項目、それから節、それから節の下の細節、三十何項目の細節があった。今回は、その右側のページ、奇数のページの説明のところにもまるっきり今までと様式を変えたものが、この二重丸がついておるやつ。二重丸がついておるやつを合計しますと目の数字になると。これ今までの予算書になれておる我々にしてみると非常にこれわかりづらいのですけれども、なぜこういった予算書をつくることになったか、まずその経緯から教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

冒頭お話をすればよかったわけですが、18年度から、今の国の流れですと事業につきましてバランスシートであるとか、あるいはコスト計算であるとか、そうした事業別に分析できるような形で予算の組み立てをして理解をしてもらうということが大変大事になってくるのではないかというふうに考えております。そこで、市としても18年度からそうした分析がある程度国、あるいはほかの団体等と比較できるような形で組み立てをさせてもらいたいということで、18年度から事業ベース予算という形で編成をさせてもらいました。特にそれぞれの事業に対してどれだけの経費がかかっているのかということを知りやすくするためにそうした手法をとらせてもらったものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 言わんとすることはわかりましたけれども、非常に今までになれた者になると、この節と説明の関連がどうしてもわからぬわけです。節にはそれぞれ節の合計が目になる、この二重丸の合計が目になる、それはわかるのですが、節と説明は今度まるっきり関連性がなくなった。我々一番簡単に早くチェックするにはどうしたらいいか、その辺あなた方のお知恵があったら教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

事業を対比をしてもらおうということで、今議員お話しのように節として集計するためにはそれぞれの事業の各節の費目を合計しなければいけないわけですが、事業として比較をしていただきたいと。これ今後のコスト計算、あるいはバランスシート等を作成する上で、ぜひこうした予算の組み立てをして、ほかの団体では既に取り入れているものですから、佐渡市でもそうした流れの中で比較できる形をとっていきたいということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） これで3款から5款までの質疑を終わります。

次、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、以上3款について質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 時間がないので、三つ一緒だと思うのですが、これは総務課長にお答え願いますが、農林水産費から土木費にかけて非常に臨時職員が多い。これについて、議会事務局を通して聞いたけれども、本庁の職員だれでもトータルしたこの臨時職員が何人おるかというのわかっていない。これは、全く行政改革になっていないです。さっきの吉井の連絡所と同じ考え方で、ただおざなりになっていると思うのですが、なぜ農業委員会あたりこの400万の臨時職員が要るのか。この前新しく農業委員の選挙やる前に見たら、9町村で結構農業委員会のところに臨時職員がおりましたけれども、一般職員が余ってなかなかおやめになっていただけないのをどうしようかというときに、何でこう臨時職員の方を抱えているのかよくわからないのですが、トータルでどうなっておるのか、どういうふうにしているのか、概略説明していただきたいと思います。

それから、商工費ですけれども、商工振興費、186ページ、このかない大祭補助金162万だけついておりますけれども、恐らく旧市町村でこういう商工祭に近いお祭りというものがあつたと思うのですが、それはどのような形でこれ処理をされているのか。かない大祭だけぼつんと商工振興費に載っていますけれども、恐らくほかの9町村でもこういうお祭りは商工祭というふうな格好でやっていたのではないかと思うのですけれども、どうなっておるのか説明願います。

それから、190ページ、私も両津市時代の川口市長のときから早くやれと言ったの、あれから五、六年たつてようやく観光協会が統一されましたけれども、統一してみると観光協会に行くお金がばかばかであったということが初めてよくわかります。負担金が1,300万、それから運営費が629万、それから佐渡観光協会統合関係事業費5,800万、莫大な金を使っておる割には、先ほど市長からの観光の入り込み数についての数が余り多くない、あるいはえらく少ない。この辺に問題があつたと思うのですが、この負担金というのがどういうふうに使われるためなのか、この運営費の補助金の600万というのはどういうふうに使われるのか。

さらに、地域イベント補助金と3,800万、これがさっきの商工費と絡まりがあるのか。

それから、統合関係事業費、統合支援事業補助金、わけのわからぬ4,100万があります。誘客宣伝補助金というのはわかると思うのですが、観光復興振興事業補助金、こういうあたりのことについて説明を願います。

そこまででいいですから、お願いいたします。



○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

臨時職員の関係であります。猪股議員おっしゃるように我々スリム化を求めているわけでありまして、そういった関係についてはできるだけ縮小するということ、関係の課、そして支所の方にもそういう旨話をしております。今回猪股議員の方からのご指摘のありました全体の数であります。平成18年度の各款に盛っております臨時職員の数であります。全体で438人です。このうち事務職につきましては、両津病院等を含めまして109人の状態です。この臨時職員の関係ですが、一応基本的には産休代替とか、あるいは突発的な事務等について対応するということ、各課の方には話をしているところですが、できるだけこの取り扱いについても縮小の方向で検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えをいたします。

かない大祭の補助金については、金井の観光協会の事務局が今現在当観光課で持っているものですから、このような格好で載ったものであります。かない大祭の補助金については、金井商工会への補助であります。

その次の商工会のその他の事業はどうなっているのかという話ですが、その三つ上に商工会補助金の下に商工振興補助金というのがありますが、そこで商工関係のそれぞれの各地区のお祭り、例えば小木でいいますと産業祭りとか畑野のわくわく祭り等、各地区の商工関係のお祭りをここで載っているものであります。

続きまして、191ページだと思いますが、下から6行目の佐渡観光協会負担金については、これは17年度と同じ額を観光協会負担金として載せました。その下の観光協会運営補助金というのは、これ職員の給料で80%を見たものを、3人分ですが、載せてあります。

その下の地域イベント補助金については、それぞれの地域にあるイベントのものを載せさせていただきました。

続きまして、次のページの193ページですが、統合支援事業補助金については、それぞれの9観光協会の補助金であります。

続きまして、観光復興振興事業補助金については、佐渡百選とか佐渡発見等、それぞれの活動の補助金であります。

あと誘客宣伝補助金につきましては、パンフレット等の作成であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 時間がないので、あれしすけれども、今の執行部の皆さんも聞いていると思うのですが、商工振興補助金のところにほかの町村は祭りが載っているなら、かない大祭だけここに引っ張り出さなくてもいいということが説明つくかと思うのですが、別にどうということないといえどもどうということないのですが、これはやっぱりおかしいと思います。

それから、今観光課長苦勞してご説明いただいたのですが、この地域イベント補助金、これどちらかという商工と観光と、要するに祭りなわけですから、祭りを一本化した考え方の中で載せるべきではないかと思うのです。どっちに転んでも同じのをこう分けてあると何が何だか余計わからぬようになる。だから、佐渡の祭りはどうするのか、そしてどこどこの祭りについては市は出すのか、こうしなければこんな形ではちょっと市民には説明がつかないだろうと思います。

それからもう一つ、この4,100万、過渡期ですから、私は来年度については何も言いませんけれども、これも各観光協会へ支援するのだということ自体が、まだ本物の佐渡観光協会が一本になっていない、これを如実に示している予算だと思うので、過渡期ですから、私はこれ以上言いませんけれども、ぜひその辺を踏まえて19年度に向けて整理するものは整理する、そのようにわかりやすく予算を編成してもらうことを要望して終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 私もう疲れて嫌になっておるのですが、これもひとえに概算、あれをやるべきことをやらないでやるとこういうことになるということを私は証明するために頑張っておる。本当にしっかりしなければだめです。

3点だけ、これ最後にしておきますから、あれしますが、まず179ページの加茂湖夷地区開発促進事業です。県営漁港です、この事業は、120億、1万7,000自治の両津市ならやり切れました。しかし、果たしてこの6万自治はこれやれるでしょうか。時代が。この事業の総額と佐渡市の持ち分、当然ここまで上げるからには、事業は動き出すのですよ。その金額をお示しをいただきたい。

その次は、離島漁業再生支援交付金、毎年毎年2億8,000万ずつ5年間くれますよと、こういうもので出てきましたが、使い方を知らない。なるほど、あそこの中にはいろんなこと書いてある。掃除とかそういうものにも使っている、何にも使っていると書いてあるけれども、こんな金をどぶの中に捨てておるのですよ、再三言うけれども。漁港を自分たちで汚してその掃除に使う。私は、佐渡の海じゅう、魚礁、築磯、磯の整備しなければならないと思うのです、この金で。汚したのを掃除する金に使っておいたら何が残りますか。使い方わからぬでやっておるのでしょうか、ただ2億8,000万ずつくれるから、消化すればいいと思って。そんな行政ではだめですよ、そんなの。掃除なんていうのは、ボランティアでやる仕事ですよ。せつかくこんな甘い予算を5年間も続けてくれる。知恵出さなければだめですよ、こんなやり方は。

さらにもう一点、シーニックバイウェイ、何だというのだ、これ。ページ数は197。施政方針にもあなた書いてあるのだよ、この事業。施政方針にもうたっておるのだよ、この事業。一体何ですか。詳しく説明しなさい。説明を聞いたらみんなあきれ返るから。はっきりしておるのだ。一体この事業は総予算費を幾らにして何年間をかけてどんな事業をやるのですか。そのためにこの作成する270万というこのコンサル費用、これを詳しく説明しなさい。皆さん聞いたらあきれ返りますよ。あなたが原稿読んでおる間は、なるほど、立派なイメージのをやるなどみんなが聞いたか知らないけれども、この内容を聞いたらほとほとあきれ返りますよ。こんなものに270万をかけてコンサルかけて、何を考えておると私言いたいですよ。本当にそういうものが必要なら、そんなものかける必要ない。国からもらう必要もない。やるべきことは自分たちでやるのだ。今金はあるのだと、私いつも言っておる。こんなばかげた国の施策に乗ってどこがいいのですか。事業の内容説明を全部してください、これ。3点ですよ、順番に。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） それでは、お答えいたします。

加茂湖夷地域開発事業でございますが、その総事業費的に今聞いておる範囲では90億と聞いております。

〔「ばか言うな。そんなもんでできるわけねえ。そんなもんでどこをできるんだ。何考えているの」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（児玉 剛君） それと、離島漁業再生支援事業でございます。この事業、ご承知のとおり本年度から、17年度からスタートしたばかりでございます。ただいま取り組みの状況の多いものを見ますと、種苗放流、あるいは海岸清掃、流通体制改正、販路拡大というふうな事業をそれぞれの協定の中で展開しているというふう聞いてございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） それでは、お答えいたします。

シーニックバイウェイでございます。この事業につきましては、国土交通省が18年度の重点事業として新年度の予算として計上しておるものでございます。ですが、この事業に佐渡市は乗っていきたいということで、今回18年度の事業として取り組んでいきたいというものでございます。先ほど市長の施政方針の中にもありましたように、佐渡はこれから景観にすぐれた美しい島づくりということを目指していきたいということもございました。それで、佐渡のこの道を、今まで道路というのは単に物や人を運ぶ機能、そういった道具としての整備が主なものでありましたけれども、この事業の中身としては、佐渡の道の景観の美しさとか景観、そういったもののニーズを優先していきたいということで、佐渡は観光地でもあります。いろいろな観光地がそれぞれ個々にあるわけですが、それに到達するまでの道というものも重要な要素であろうというようなことであります。

それで、このシーニックバイウェイの中身でございますけれども、18年度の当初予算に載せた事業としましては、委託料としていわゆるシーニックバイウェイの策定、どういったような方針で進んでいくかというものでございまして、この事業費とコンサルタントに委託する事業としまして270万円を盛らせていただきました。それで、このシーニックバイウェイ事業がどういう効果が今後出てくるかということでございますけれども、今このシーニックバイウェイ事業のモデル事業ということでモデルルートというものを3月末ぐらいまでに提出しなければなりません。これにもし入るとなれば、これ難しいのですが、全国で20ルートこれが予定されて、20カ所ということで今国は選定しようとしております。できればその選定の中に入っていききたいというものでございます。

では、そうなるとうどうなるかということでございますけれども、今のところソフト事業であります、国費で約1億円。ですから、20カ所ですから、約500万円ぐらいのものが来ると。では、それをどう使うのだかということになりますが、これにつきましては、この事業を行う上ではいわゆるパートナーシップということで、市民とともに、道路沿いの景観等を図って、道路管理者ですから、県も入ります。県は話ししておりますし、市とこの道路管理者と市民の皆様方と一緒にその景観、道路沿いの沿道を整備していけるものがあればしていきたいというようなことであります。例えば景観に悪い看板だとか、それ

からこれはどのくらいの事業になるかわかりませんが、電柱の地中化、こういったのも国土交通省の事業になります。そういったところに結びついて、ソフト事業なのですが、今後ルートが決まりますとそういった方向に持っていけると。要望して県とか国が取り上げて、わかったということでそのハード部分に拡大していける要素が非常にあるものでありまして、ちょうど佐渡市としましてもこの事業に取り組んで皆さんとともに島の環境を考える上でも非常にいい事業かなということで今一生懸命進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 聞いたとおりでしょう。何の根拠もないのだ。こんな大騒ぎして、全国たった20カ所、宝くじ当たるより難しいわな。それに、よしんば当たったとしても、500万もらってイメージつくって。直せばいいではない、幾らでも金あるのだ。そんなの500万欲しいためにこんなコンサルかけて、270万かけて、何を一体考えておるのか。それがあたかも何か観光のバラ色のごとくこんなところへうたい込んで大騒ぎをしておる。これがあなた方のやっておる、ずっと欠けておる部分なのだ。何でも単純にすぐ飛びつく。飛びついて大騒ぎしてみるだけ、中身何にもなし、こんなことばかり繰り返しておる。

今度は農林課長、90億でできるわけではないではないか、あなた。何考えているの。あの事業総体というのは、県がまず漁港をつくって、口をおれたち佐渡市が中までふさいで、そこへ今度は国からあそこの中へ国道が入ってくるのだよ。そんな金でできるわけではないではないか。私、佐渡の持ち出し分は幾らだかと。私ら両津市の当時計画していたのは、国道が入る計画は入っていなかった段階ですよ、まだ。そして、何となくやれるのではないかなと、背後地が欲しいとやった事業だけれども、これをこうやって持って行って、本当に私佐渡市がやれるのかなと。単独の両津市、1万8,000の自治で年間120億の予算なら私は一緒になってやれたと思うのだ。しかし、この6万という自治になって果たして本当にこの事業ができるかと、私は非常に疑問。

それからもう一つ、農林水産課長、しっかりしなければだめですよ。私の指摘したとおりなのですよ。あなた方は、何をやっていいかわからない。だから、2億8,000万使えないのでしょうか。使えないのだ、あなた方は。2億8,000万ずつ5年間くれるという事業を、使い方がわからないから、掃除に金出してやるからどうだ、漁港をあっち掃除するから、これ人足賃もみんな出るからってやっておるのでしょうか。しっかりしなければだめですよ。この金は、投資として生きた分に使う。築磯漁場、ずっと磯をつくっていく、これなら一生涯もつ投資ですよ。簡単な選択肢をやってはだめですよ。これ以上言いませんが。

○議長（浜口鶴蔵君） 次、村川四郎君。

○30番（村川四郎君） すっかりダブりました。シーニックバイウェイなのですけれども、その前に訂正をさせていただきます。先ほどの地域医療計画の中で私、日赤病院、済生会病院、それから佐渡病院のような厚生連の病院を「公立病院」と言いましたけれども、「公的病院」です。「公的病院」ということで訂正させていただきます。

それで、シーニックバイウェイ、確かに全国20カ所、多分甲信越で2カ所ぐらいです。それで、500万円取ると。宝くじに当たるより確率は低いです。その事業に270万もの投資をする。これは、私はやっぱり事業としては、目的はいいです。心根はいいです。これ建設課長、この事業をやるに関しては、佐渡市にはもう3年も前から計画を立てて、旧市町村時代にこれより、これの3倍ぐらいの分厚い佐渡花の島ブ

プロジェクト計画というのが立派なものが出ています。これは多分500人以上の人がかかわって、何千万という経費を投入して、それぞれの旧市町村が花または木を選んで、小木の場合はシュロの木と椿をずっと岬の方に向かって植えてあるのですけれども、それとの関連というのはどうなのですか。私は、これは継続すべきだと思いますけれども、旧市町村によっては完全に行動が停滞しているところあるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えさせていただきます。

先ほど私パートナーシップということでNPOを出しました。NPOが今認証をされておるのが島内に12あります。それで、そういった団体とともに、今ほど村川議員が言いました花の島プロジェクトのチームのメンバーも入っていただいて、一緒に今後の道づくり策定ですか、そういったものを行いたいということで、先日もメンバーに入っていただいて説明会等を開いたところでございます。今後も当然同じような目的、ねらいもございますので、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） それでしたら、花の島プロジェクト計画を進めるべきであって、この事業に270万というコンサル料を払う必要はありません。仮にやりたいというのであれば、まず応募して自分たちでつくったらいいではないですか、わざわざコンサルに頼まなくとも。それで、500万当たればそれも一緒に加えてやっていけばいいのであって、この270万というのは凍結すべきです。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、3点ばかり。

まず175ページ、6款2項2目林業費、バイオマスの環づくり事業。停滞する林業の中で今後の林業を推進、振興していく事業として、新しい木材の利用を図る上でエネルギー転換というものが注目されていると思います。このバイオマス事業は、新しい林業の振興をねらう中で大変可能性の高い事業かというふうに思われますが、計上されている予算が80万円ということで、今後のまず林業振興における大きな政策の課題、まずそれをお聞かせいただきながら、前年、前々年度の林業総生産比をどのように把握されているかということをお聞かせください。

続きまして189ページ、7款1項2目企業誘致に関連する予算でございますが、その中で土地賃借料831万1,000円ですか、計上されていますが、これはどの企業にどういった関係で計上されているのか。

続きまして、同じページの中でその下にあります企業誘致、離島という条件の中でなかなか企業誘致が難しいということもあると思いますが、今回議案の24号の中で新しい企業誘致に対する税の減免というものがまた新しく議案として上がっていますが、企業誘致を進めながらまず佐渡に今やるべきは地場産業の育成と振興ではないかというふうに思われます。その中で、前の企業誘致対策事業1,000万円に対して地場産業の育成事業が700万円、その中で具体的には地場産業育成助成金700万円計上されていますが、この具体的な使途、それについて。あとこれ地場産業の育成についての基本的な方策についての考え方をお聞かせください。

続きまして、今お三方が議論されておりました197ページのシーニックバイウェイの策定事業であります。

佐渡市としては、このシーニックバイウェイ計画というのは、もともと国交省が持っている景観街道計画というものに起因するのではないかというふうに思われますが、自主財源が少ない中で自主財源を確保する、そして佐渡を活性化する方策の一つとして佐渡の観光事業というものが重要視されている中、やはり誘客を振興していくには景観づくりというものが重要な施策だと思います。そういう中で、このシーニックバイウェイ計画の策定というのは重要な位置づけではないかというふうに理解しておりますが、本来個人的な考えであります。このシーニックバイウェイ、街道計画については、策定の時期が遅かった。この際まで来てなされなければいけなかった理由について1点お聞かせいただきたいのと、これについては教育委員会の事業とも関連性が大きくあるのではないかというふうに考えられますが、それは世界文化遺産登録事業についてであります。それについての事業とシーニックバイウェイ計画策定についての事業の関連性と今後の策定のあり方についてお聞かせください。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

175ページのバイオマス環づくり事業でございます。これ新年度において新しく計画させていただいたものでございます。この中身につきましては、先ほどご質問のとおり、環境新エネルギー対策にも役立つ重要な事業と思っております。内容につきましては、80万円でございますが、具体的には木質パレットストープの導入ということの試みでございます。

それともう一点、林業総生産比の前年度、あるいは前々年度のデータということでございますが、大変恐縮ですが、ただいま持ち合わせございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えをいたします。

最初に、土地賃借料であります。これ真野町が企業誘致で内藤電誠、北越、また富山測機等の会社が来るときに真野町が土地の所有者と企業との間に入ったものであります。それで、収入もまた同じ額が来て、ここに支出を載せたものであります。

続きまして、地場産業育成補助金であります。これについては中小企業の育成をしようということで、まず中小企業人材育成補助金ということで、他の機関が開催する研修等に参加する場合に補助をしようということでもあります。また、見本市等の出店について場所代を補助をするというものであります。もう一つ、国際規格認証の取得の支援事業と、この三つの支援事業で産業育成をしたいというものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

シーニックバイウェイの取り組みがちょっと遅かったのではないかということでございますが、これにつきましては、シーニックバイウェイのこういった事業が国土交通省の方でそろそろこういったのが出てきているというのはホームページ等で少しずつ出ていたのですが、これがわかったのが今年の夏ごろでございまして、情報を得ながら勉強会も進めてきました。ただ、応募の要項ができたのがこれが2月9日に国土交通省が3県の市町村を呼びまして、説明会を開いたのが2月9日というようなことでございまして、そ

こで応募要項等も出てきたということで、当初4月から5月にかけての応募というようなことでございましたけれども、3月31日までというような、それまでに申しなさいというようなことになった関係ございまして、今急いで説明会等を開きながら3月中にパートナーシップの応募主体といたしますか、道路管理者と一緒にやるとする団体を今相談しながらやりたいということで取り組んでいるところでございます。

それから、世界遺産の登録に向けての展開とこのシーニックバイウェイとの関係ですけれども、これは目的そのものが景観、いわゆる道の景観というようなこともございまして、私も世界遺産の登録に向けての会議等を出ておりますと、佐渡は全島に向けて道路沿いの景観とか、そういったものが非常に重要であるというような講師の先生の話もございました。そういったところに結びついて、今後の展開の中で同じようなこのシーニックバイウェイの趣旨といたしますか、取り組み姿勢の中で同じような展開がこれからされていくのではないかとということで、一緒になってやっていければいいなということで考えているところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 最後です。

最初から、先ほどは林業関係でご答弁いただけなかったのですが、今後の大きな林業振興策についてのお考えを先ほどお聞きしたのですが、それについてご答弁いただけなかったので、もう一度ご答弁いただきたい。

今回80万の計上で新しい木材の利用ということで木材ペレットストーブの導入費ということ、今後本格的に毎年この林業費というのは衰退する中で、新しい佐渡の島の約7割に近い面積を林野が占めている。この中で、1次産業の振興というのは佐渡にとって今後にとって大変重要な課題であることは皆さんご承知だと思いますが、具体的にこの木材バイオマスの振興について、このストーブを始めとして今後どのような計画で進められていくのか、それについて、その関連と林業政策についてももう一度お聞かせいただきたいと思います。

あとは、企業誘致のことに關しては、土地の賃借料830万に關しては今まで旧真野町時代の土地の賃借料をトンネルで通していたというようなことでありますが、この企業誘致について前年も企業誘致委員会というのが設置されているわけですが、この前年度の実績と今年度の実績目標というものの、今回条例の改正まであるわけですから、当然その目標値というものは定められている、またその当てがあるのだろうというふうにお察ししますが、それについてお聞かせいただきたい。

続きまして、あとシーニックバイウェイのことにつきましてですが、これは本当に佐渡の景観というものは観光に大きく結びついてくる、感動を与える島づくりというものが大変重要だと思います。その中で、効率的に景観事業を実施するのであれば、ぜひ佐渡の世界文化遺産の登録とともにそういった方向での働きかけをお願いしたいとともに、先日25日ですか、NPOの団体との一応意見調整会というものが行われたかと思いますが、その中でやはり景観づくりというものは行政だけでは進まない。地域住民との理解がなければこれは確実に進んでいかないというふうを考えております。その辺について、地域住民との関連、その働きかけについてのお考えをお聞かせいただくとともに、このシーニックバイウェイ計画が全国で20件の公募に対して申請をかけていくというものであるのですが、今後このシーニックバイウェイ計画というものは佐渡市独自の景観事業に移行するべきというふうを考えております。もし国の公募に外

れたとしても、それに耐え得るだけの地元組織の景観づくりに対する組織づくりが必要だと思いますが、それについていかがでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） それでは、お答えいたします。

木質バイオとの関連でございますけれども、このバイオマスというくくりで考えますと、今市全体で新エネルギーの問題で全体でまた関連するかと思いますが、当面私ども林業の方でそういうのを執行しているという状況でありますので、全体の私ども含めてこの新エネ関係についてはまだ協議して連携していきたいと思っております。

それから、今年度でございますけれども、林政の方向でございますけれども、予算的には新規に佐渡産材利用住宅建築奨励事業、あるいは竹林の整備事業、それから原木シイタケ奨励事業、原木安定供給モデル事業ということでさせていただいています。先ほど総生産等のデータにつきましては持ち合わせがないで大変恐縮いたしました。ただこのシイタケの県内の総生産高につきましては、9割程度この佐渡産のものが占めているというような状況でございます。それを、ちょっと生産量は若干ピークよりも落ちているという状況でありますけれども、原木シイタケの価値が高い、質が高いというようなこともございまして、そういったのを取り入れて林業振興をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えいたします。

企業誘致委員会についてですけれども、平成16年の3月に委員会が立ち上がりました。それで、17年度については4回ほど会議がありまして、その中で答申として先ほどの佐渡市企業誘致設置条例の条例の改正の答申が出されたわけでありまして。この後については、企業がまた来やすいような格好で18年度について委員会を継続して開いていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） シーニックバイウェイ事業のことでございますけれども、今ほど稲辺議員さんが言われましたように、この事業は行政側だけで、また委託したコンサルだけでできるものではありません。NPOの市民団体等の意見を十分にこれは入れて取り組んでいかなければなりませんし、この後も当然この選定の内容が、この辺のNPOのやる気、そういったところが非常に選定の上でも重要な要素でございます。そういったことでございまして、十分この意見を尊重しながらいきたいと思っております。

また、今回非常に厳しい選考になりますが、このねらいといいますか、こういったシーニックバイウェイのねらい、こういったものは佐渡市としても今後継続して趣旨に乗って進めていかなければならないのではないかというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 池田寅一君。

○18番（池田寅一君） 159ページの農林水産業費についてお尋ねします。ことしから航空防除が1回ということで、その対応としてここへ機械器具の補助金として700万円計上されております。これは、高能率の防除機を購入した集落に対して補助金をするということが10台を予定しておるということなのですが、申請件数が何件あったものか。それと、採択基準をどのように考えているかお聞かせ願いたい。

次に、農林水産課と建設課の13節の委託料が約2億8,000万円ずつ計上されております。この中で工事



請負費に係る設計委託料がどのくらいあるかは計算していませんが、特殊な設計を除いては別として、市の職員がどの程度設計ができるのか、それをぜひひとつ聞かせてもらいたい。どの支所で職員が設計を担当しているのかということもあわせてお願いをしたいと、こう思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

児玉農林水産課長。

○農林水産課長（児玉 剛君） お答えいたします。

それでは、159ページの農業設備・施設整備事業のうち機械・施設整備等補助金でございます。この内容につきましては、お尋ねのとおり高性能の動噴でございます。そして、この申請の採択といたしますか、私どものもくろんでいる方向につきましては、基本的には地上防除を共同で行う集落等において、ラジコンヘリの稼働が地理的に困難な区域を優先してこの機械を導入促進したいということでございます。今希望申し込み件数というところまでつかんでございますが、この10台はご希望があるものというふうに思っております。

それから、私どもの農林水産業の中で委託料の関係非常に多いということで、設計等に当たっては職員ができないかという体制でございますが、全体としては技術者の問題もあるでしょうが、今現在のところそれぞれの支所に対応ということでございますけれども、内容によりまして、内容これちょっとよく説明できませんが、おりますが、必要に応じて委託業務に出すものがあるように思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） これで6款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費から10款教育費、14款予備費まで一括質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 教育費の230ページ、231ページにスクールバスの購入があります。それから、234ページ、235ページのところにもスクールバスの購入があります。スクールバスの購入が私悪いとは言わないのですが、この前の全協のときですか、説明で新潟交通に1億9,000万払っていると思うのですが、そのほかに福祉バスがある。そのほかに子供のバスの無料バスがあると、こういうふうなことがあります。さらに、このことについてはどこかでもっと統一をする、だから1年間このスクールバスの購入を待てるというふうなことがあってしかるべきではないか。

例えば今5時からずっとそこにマイクロバスが待っておる。皆さん帰るのを待っておる。この2時間から3時間むだにしておる。こういうのをうまく使えばもっと効率的に、各支所にまだ車があるのだから、それをもっとプールしてやらせればいい。総務課長もそこにおる職員もちょっと本庁で待っておれぐらいのこと言えばいい。これずっとエンジンかけて3時間もそこで待っておる。そんなもったいないことするものではない。そういうことから、このスクールバスについてそういうふうにして横の連携があって財政課長はこの予算を通したのかどうか、これが1点。

それから、社会教育課の、こういうむだはできるだけ行革の方の関係者がきちっと把握してやらないとだめです。それから、260、261、ここにロングライド210補助金800万ついている。このことは私はやっていいと思うのだけれども、これは観光のためにやるのではないですか。これについて佐渡から何人ぐらい

選手が出ますか、総トータルの選手が何人。これは、やるとすれば観光。しかも、この事務局長は観光対策の事務局長が佐渡汽船から来てやっているという、全くこれ観光の款が違うのではないかと思うのです。その辺、ただトライアスロンもそれに似たところありますが、これは10カ市町村で長い歴史があるから、これは例えばいいとしても、この辺がある。もしこれをやるとすれば、トライアスロンの事務局、臨時職員も入れて1年間5人だけずっとその場におる。トライアスロンやるのは、5月か6月募集して、9月、10月しまえばあと半年以上遊んでおるのだらうと私は思う。そうすれば、そのトライアスロン事務局でやるのだからどういふのだから、この辺も非常に、財政課長どのようにこのあたりを査定しておるのかわからぬけれども、社教の課長、トライアスロンの本当に忙しいときはどうなるのか。これ年間5人という人が本当に果たして要るのか。この3点について説明願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

車両の購入等につきましては、市の車両台数が相当あるということから、それは自粛するようしております。ただ、スクールバス等につきましては、事情を聞きますと大変危険であるということですが、ただ現在のところ交通対策検討会議で、ちょっと私正式な名前は忘れたのですが、そうした会議も今立ち上げて、島内の公的な交通機関等も含めた交通体系ルールというものを検討しておるという段階であります。そうしたものができれば島内の交通体系というものはきちんと整備されてくるのではないかなというふうに考えます。査定の中ではいろいろと議論しておりますが、なかなか一気に調整をしていくというところまでは至っていないものですから、そういう点ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 猪股議員のご質問の生涯学習課長に振られたのですが、私が今ちょうど実行委員長という立場でかかわっておりますので、私の方で少しご説明させていただきます。

実は、ご指摘の点ではイベント性の方が強いというのは承知いたしております。それで、このたびの誘致に当たりまして、いろいろと議論があったことは事実でございますが、やはりトライアスロンのノウハウがないとなかなか実態としては支援ができない。しかし、それだけではなかなかできないということで、庁内にもバックアップ体制をとってございまして、トライアスロンが終わるとそれでトライアスロンの5人という話がございまして、次期大会に向けましていろいろとさまざまな活動がございまして、トライアスロン事務局だけでもなかなかロングライドを支援できるというわけにはまいりません。そんなことで、現在この中央会館の2階に佐渡汽船も肝いりで職員の派遣がございまして、私どもも直接ダイレクトに応援態勢は組めないのですけれども、庁内連絡体制、そして予算上はそういった意味でトライアスロンのノウハウを生かしてもらおうということで今生涯学習課で予算計上させていただいているというところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 先ほどの市長の施政方針演説で、生涯学習は市民のための社会スポーツが主体であるということがここに強調されておりました、お話の中で。ですから、私はこのことに反対するものではありませんけれども、トータルの社会スポーツに関係する予算の中で見ますと、イベント性が高いところに

多額の予算がついている。とすれば、これは社会スポーツというよりも何か別の形の、例えば観光が主体でありますから、そこに予算をつけて実行委員会を組むとか、何かそのようにしないと、これが予算の大枠から見ると生涯学習のところに多額についておりますけれども、実質的には島内の社会スポーツをやる団体にそんなにお金は行ってない、このように考えます。例えばこれ一つ一つ見てもわかりますように、国体がありますから、これはやむを得ないとしましても、実際に社会スポーツで子供たちを指導したり、それからスポーツをやっている人たちのために、施政方針では述べておりますけれども、予算上はそれを裏づけていないというふうに考えますが、これ以上聞きませんけれども、これはこれで了としても、来年度の予算編成についてはその辺を十分考えておいてもらいたいと思います。要望です。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 225ページ、国際教育A L T事業であります。これにつきまして、先般12月議会で金井町の教育委員会の偏りについて質問をいたしましたところ、大変なおしかりのお電話をたくさんいただきました。私は、是正をせよと言うたのは、教育は平等ですから、格差のないようにお願いしたいということをお願いただけでございます。そういったことから考えてみますと、3,515万というのは格差是正のために3人のA L Tを新しく採用していただいたと。さすが鹿野課長だと思います。早速に取り入れていただきまして、ありがとうございました。そのようにとらえてよろしゅうございますか。

それと、241ページの青少年育成活動事業であります。青少年活動費補助金212万1,000円、地域こども会育成補助金334万円、将来の佐渡を担う子供を育てるわけですから、大変結構なことだと思いますが、この使われ方というか、使い道というか、それをお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

鹿野学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（鹿野一雄君） お答え申し上げます。

この金額は、従来の6人の方おられます。あと3人ということなのですが、お一人は佐渡の方と結婚されておる方がございまして、その方にも今やっておるわけですが、その方を含めて新たに3人ということがございます。したがって、外国から来られる方はあとお二人ということなのですが、これはJ E Tのプログラムによりまして8月からということになるものですから、7月終わりまでは現行のままということでございますが、確かにそういう意味では去年のところから県の配置のA L Tがお一人帰ったというようなこともありまして、そちらの方からA L Tの配置を変えましたので、満足のいく部分ではないのですが、今まで行っていなかった学校にも行けるように今なっております。これをさらに改善していきたいというものでありますので、よろしく願いをします。

○議長（浜口鶴蔵君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

まず、青少年活動費補助金ですが、これは青少年健全育成のためにそれぞれの地区にあります団体に補助を出しているものでありますが、現在佐渡島内で全地区にあるわけではありません。相川、畑野、真野地区等で活動している地区に対して、それぞれ今までの地区の積み重ねの補助にあったもので現在は支払いをしております。これを見直すべく今検討しているところであります。

それから、地域こども会育成補助金ですが、これは市内各地区にありますこども会に対して1人

幾らという金額で助成をしているものですが、ちょっとその人数と単価については、申しわけありませんが、資料を持ち合わせておりませんので。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 所管ですが、今まで私所管の質疑をしたことはございません。今回は、例外的にお許しをいただきたいと思います。

それで、教育費の263ページなのですが、陸上競技場の整備事業費が2,500万ほど計上されております。市長の施政方針の中には、陸上競技場の建設に向けて調査を行うと。ところが、一方の予算説明書の方では用地取得費等というふうに非常に微妙にニュアンスが違うのです。これは、教育委員会と長の方でよく調整されて出されたものかどうか、その1点お聞きしたいし、用地購入する場所はどこかお聞きしたい。以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

確かに予算書の方には土地購入費という額も載っておりますが、私どもはまず調査を先にもう十分にしたいということであります。その上で、調査の結果成り立つものであれば土地購入までいきたい。ただ、その面積等についてはまだ未定であります。当然購入に際しては不動産鑑定士等が入りましてその価格を決めていきますので、この金額ということについてはちょっとまだ不確定の部分あるということでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 用地費を計上されるからには、当然その場所というのは特定しておるのだと思います。この場所をやっぱり示していただかなければ、どうもこの用地購入費というのは必要ないのではないですか。いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） ちょっと質問の理解がもしかすると間違っているかもわかりませんが、場所をどこかというような形でしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） いろいろご意見がありましたが、まず私らとしては生涯学習の関連施設の検討委員会がありました。そこでの答申が、まず現在の土地を調査してみなさいということで、その辺から調査に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） それはわかりますが、教育委員会として当然お決めになったのだらうと思うのですが、市長の方とよくその辺の調整はされておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） その辺は、私どもとしては十分相談させていただいているつも

りです。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 一言だけ文句言わせてください。

市長、予算書にあなた上げてきておる限りは、どこに土地を求めてどういうコンサルにかけてはいいかということ、これみんなあなたご承知でしょう。かつてあなたの恋女房やったね、この今質問した人は。課長にそんな答弁させるということ、これはもう越権行為ですよ。私らは、総務文教委員会では土地も言うて、そして単価が幾らで、そしてあそこの野球場をつぶしていいのかどうか、サッカー場はどうなのだという事まで具体的に話やったではないの。そういう話を親切丁寧に課長が言えなかったらあなたが答えてやらなければ、この予算上げた責任者あなたですよ。坂本君が上げたわけではないのですよ、これ。だから、それは市長、あなたが逃げずにちゃんとと言わなければそれは否決されますよ、そんなこと言ったら。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今までのところは、客観的な調査を担当の方でして、真野のグラウンドを半分といますか、今のままですとアールがとり切れないという話なので、そういうふうなあそこの場所で準備をしようということで予算はお願いしてあるわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

質疑でありますので、簡潔に願います。

○56番（大澤祐治郎君） いや、相手が答えてくれれば簡単に置く。

市長、今のことは決してあなたに私は食らいついておるのではないのです。総務文教委員会で具体的に地名を挙げてきて、そして予算ついておるではないですか、民家2軒の移転費が。そこまで具体化してきておったら、私は秘密主義なんてものは取り外すべきだと。ましてやあなたのふるさと、ホームグラウンドの真野に我々つくるの反対と言う人はだれおりましたか。総務文教委員会では、市長の夢かなえてやらぬかといって通したのです。佐和田の高規格の体育館こそ私は泣いて馬謖を切ったのだけれども、そんな状況ですよ。あなたは、堂々と自分の主義主張は自信を持って言うてやってくれ。そうしなければ担当課長も困れば質問者も困ります。お互いにトライアングルでなあなあで、何とかチルドレンと言うとまた怒られるけれども、そういう中でやっておる話だ。堂々と私はやりたいのだと、あなたは予算に載せてきておる。自信を持った答弁を今後を含めてお願いすることで置きます、真野ということをおっしゃいましたから。

○議長（浜口鶴蔵君） これで9款から14款までの質疑を終わります。

これで議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 先ほど補正予算で3億幾らという国保を残したと、こう私が言うておる。それで、当初予算の7ページ見てほしい。ここで繰越金が少し少ないというふうに私が見るのだが、補正では3億7,100万ばかりの予備費を持って臨んでおるのです。これがこの当初予算のところへ反映しないのはどう

いうこと。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

これは、さっき補正のときに若干説明いたしましたが、当初予算は11月で策定しました。それから、今回の17年度補正については2月末になって補正をしたわけですが、その間に医療費等、あるいは保健費、そういうものの実際の実績、あるいは国県補助金の財政調整交付金等の増額、こういうものがありまして、時間のずれでこの予備費のところは補正では上がったものです。それで、新年度予算についてはその部分については保険給付費の方に充当しておるということでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 大体ここ改善しなさいよ。当初予算は11月に締め切ると。だから、当初予算の締め切りを11月にやるから、こういうばかみたいな数字が出てくる。全く理解に苦しむのだが、昔からこうやってやっておるのではもうだめですよ。実態がつかめるわけがない。補正予算の方が正しい数字を示しておいて、その後に出てくるはずの当初予算がそれより先に締め切られてまやかしの数字が出てくるといふ、これは直してもらわなければならぬが、どうしたら直りますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

この問題については、ちょっとタイムラグがあるものですから、我々とするとなかなか医療費の動向ですとかこういうものが見きわめがつかないというのが実態でございます。それで、結果的にこういう形になってしまうわけですが、将来予測とか、あるいはその医療費の分析によって今後どういう方向があるのかと、あるいは国県の動向も見きわめながらできるだけ、仮に時間的なラグがあったとしても、補正と当初予算とのできるだけ近似的な部分についてはこれからやっていきたいと、そんなふうになら考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 問題点を明らかにしましたから、これは矛盾があるのだから、今後に検討してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終結いたします。

議案第60号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終結いたします。

議案第61号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終結いたします。

議案第62号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成18年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終結いたします。

議案第64号 平成18年度佐渡市土地取得特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終結いたします。

議案第66号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終結いたします。

議案第67号 平成18年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第67号の質疑を終結いたします。

議案第68号 平成18年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終結いたします。

議案第69号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 平成18年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終結いたします。

議案第71号 平成18年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終結いたします。

議案第72号 平成18年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 2点ばかりお伺いしたいのですが、1ページに業務予定量が記載されておりますが、その中で両津病院が病床数が130床に対して1日平均患者数が入院で83.3というふうなことであります。大分病床数がゆとりがあるといいますか、余っておりますというか、遊休化しておるといふ、表現はいろいろあるかと思いますが、これを解消する方法。

それからもう一つは、47ページですが、前年度の欠損金が31億4,000万、当年度18年度末の見込みが欠損金が33億5,600万と、2億1,600万単年度でふえるわけですが、これに対する病院関係の運営に関する処方せんを市長は事業管理者として早急に作成する意思がございますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 現在検討中の検討委員会が8月半ば過ぎにはその方向性を出すと言っていますので、それに合わせて佐渡市の方向性を出したいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終結いたします。

議案第73号 平成18年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第73号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

---

日程第8 請願第1号から請願第3号まで及び陳情第1号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第8、本定例会における請願、陳情は、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 7時43分 散会



